

奈義町地域防災計画

奈義町防災会議

目次

第2編 地震災害対策編	5
第1章 総則	7
第1節 総則	7
第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	7
第3節 町の防災環境	8
第4節 地震被害想定	8
第5節 地震災害対策の基本的方向	10
第2章 地震災害予防計画	11
第1節 自立型の防災活動の促進	11
第1項 防災知識の普及啓発計画	11
第2項 防災教育の推進計画	15
第3項 自主防災組織の育成及び消防団の活性化計画	17
第4項 防災ボランティア養成等計画	18
第5項 住民、地域、企業の防災訓練計画及び参加	19
第6項 地域防災活動施設整備計画及び推進	20
第7項 要配慮者の安全確保計画	21
第8項 緊急物資等の確保計画	26
第2節 迅速かつ円滑な地震対策への備え（危機管理）	31
第1項 災害応急体制整備計画	31
第2項 情報の収集連絡体制整備計画	35
第3項 救助、救急、保健医療体制整備計画	37
第4項 指定緊急避難場所及び避難路等整備計画	41
第5項 避難及び避難所の設置・運営計画	43
第6項 災害救助用資機材の確保計画	48
第7項 建設用資機材の備蓄計画	49
第8項 地域防災活動拠点整備計画	49
第9項 緊急輸送活動計画	50
第10項 消防等防災業務施設整備計画	51
第11項 広域的応援体制整備計画	51
第12項 行政機関防災訓練計画	54
第13項 公的機関等の業務継続性の確保	56
第3節 地震に強いまちづくり	57
第1項 建物、まちの不燃化・耐震化計画	57
第2項 公共施設等災害予防計画	59
第3項 ライフライン（水道等）施設予防計画	62

第4項	災害廃棄物処理計画	64
第5項	危険物施設等災害予防計画	65
第6項	地盤災害予防計画	66
第3章 地震災害応急対策計画		68
第1節 応急体制		68
第1項	応急活動体制	68
第2項	地震情報の伝達計画	70
第3項	被害情報の収集伝達計画	71
第4項	災害救助法の適用	72
第5項	広域応援	74
第6項	自衛隊災害派遣要請	75
第2節 緊急活動		82
第1項	救助計画	82
第2項	資機材調達計画	83
第3項	救急・医療計画	84
第4項	避難及び避難所の設置・運営計画	85
第5項	道路啓開	91
第6項	交通の確保計画	92
第7項	消火活動に関する計画	94
第8項	危険物施設等の応急対策計画	95
第9項	緊急輸送計画	95
第10項	救援物資等の受入、集積、搬送、配分計画	96
第11項	ボランティアの受入、調整計画	99
第3節 民生安定活動		101
第1項	要配慮者支援計画	101
第2項	被災者に対する情報伝達広報計画	103
第3項	風評・パニック防止対策計画	104
第4項	食料供給、炊き出し計画	104
第5項	飲料水の供給計画	104
第6項	生活必需品等調達供給計画	105
第7項	遺体の捜索・処理・埋葬計画	105
第8項	災害廃棄物処理計画	106
第9項	防疫及び保健衛生計画	109
第10項	文教対策計画	109
第4節 機能確保活動		111
第1項	ライフライン(ガス、水道等)施設応急対策計画	111
第2項	住宅応急対策計画	112
第3項	公共施設等応急対策計画	115

第4章 地震災害復旧・復興計画	117
第1節 復旧・復興計画	117
第1項 地域の復旧・復興の基本方向の決定	117
第2項 被災者等の生活再建等の支援	117
第3項 被災中小企業の復興の支援	119
第4項 公共施設等の復旧・復興計画	119
第5項 激甚災害の指定に関する計画	120
第2節 財政援助等	120
第1項 災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画	120
第2項 災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金計画	122
第3項 義援金品等の配分計画	123
第3節 復旧・復興推進本部	124
第4節 復興方針等の策定	125
第5節 町復興本部の設置及び町復興計画	126

資料編

第2編 地震災害対策編

第1章 総則

第1節 総則

1 計画の目的及び基本理念

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、奈義町防災会議が、奈義町の地域に係る地方公共団体及びその他の公共機関が処理しなければならない防災に関する事務又は業務について総合的な運営計画を作成したものであり、これを効果的に活用することによって、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災しても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

災害対策の実施に当たって町は、奈義町国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえ、国、県及び近隣市町村並びに指定公共機関等が、それぞれの果たすべき役割を的確に実施するとともに、相互に密接な連携を図る。併せて、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のため自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、町、国、県、公共機関、事業者及び住民等が一体となって最善の対策を講じていく。

また、国が最新の科学的知見を用いて行う災害及びその災害によって引き起こされる被害の想定や、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図って行く。

2 計画の性格

地震災害には、突発性、被害の広域性、火災等二次災害・複合災害の発生といった一般災害とは異なった特徴がある。このため、本計画は、本町の地域における地震災害対策を体系化したものであって、「奈義町地域防災計画」のなかの「地震災害対策編」とするものであり、災害対策基本法第2条第1項に定める災害のうち地震に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図るうえにおいての基本的な大綱を示すものである。

3 計画の用語

この計画においての用語の意義は、「風水害等対策編第1章総則第1節用語の意義」に定めるところによる。

第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

この計画においての各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱は、「風水害等対策編第2章各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるところによる。

第3節 町の防災環境

1 災害履歴

奈義町に大きな被害をもたらした地震の記録は残っていないが、県下で震度4以上を観測した地震としては、明治以降22回を数えている。

2 社会環境の特性と変化

(1) 人口動態

奈義町の人口は、平成2年から令和2年まで一貫して減少傾向で推移している。最新の令和2年国勢調査において5,578人にまで減少している。

(2) 生活環境の変化

産業構造の変化により、奈義町においてもライフスタイルが変化し、電気、水道、電話などのライフライン及び交通網などの基盤整備の進展、文化施設の増加及び生活水準の向上等、多岐にわたる生活環境の変化が見られるようになった。

(3) 防災上の問題点

高齢者の居住する住宅の多くは、昭和56年の新耐震制度以前の家屋であり、地震による倒壊の危険性が高く、逃げ遅れを防ぐため、安全な避難路の確保等対策が必要であるまた、ライフスタイルの変化や共同体意識の解体等、問題は多様化している。

第4節 地震被害想定

1 地震等の被害想定調査について（平成25年度）

県は、県内に被害をもたらす地震は、南海トラフ巨大地震だけでなく、発生確率は低いものの、南海トラフ巨大地震で強い揺れが見込まれなかった地域においても、大きな被害をもたらす可能性がある断層型地震もあることから、これらの断層型地震が発生した場合の本県にもたらす人的・物的被害等に関する想定を行った。

県地域防災計画では「南海トラフ地震」「山崎断層帯主部の地震」「中央構造線断層帯の地震」等が想定されており、奈義町に被害が想定されているのは「南海トラフ地震」、「山崎断層帯主部の地震」、「那岐山断層帯地震」があり、このことについて記載する。

2 想定条件

岡山県において、地震防災対策上重要と考えられる地震について歴史地震資料、活断層資料などから検討して次の表のとおり設定されている。

	想定地震名	想定地震についての説明	想定マグニチュード(M)
ア	南海トラフの地震 (東海・東南海・南海地震)	遠州灘西部から土佐湾までの南海トラフのプレート境界面を震源域とする地震	9.0
イ	山崎断層帯主部の地震	山崎断層帯を原因とする地震	8.0
ウ	那岐山断層帯の地震	那岐山断層帯を原因とする地震	7.6

3 前提条件

火災による被害は、出火原因となるストーブなどを使用している冬の方が夏よりも大きく、同じく出火原因となる家庭の台所でのガスコンロなどの使用率が高い夕方の方が昼よりも大きく、強風が吹いている時の方が風が弱い時よりも延焼の危険性が高いため大きくなる。このように、火災の被害想定に際してはどのような前提条件を設定するかが重要である。今回は従来の2つのケースと新たに阪神・淡路大震災のケースを加え、以下の3つのケースを想定している。

ケース区分	季節	時間帯	平均風速
ケースA	冬	17～19時	8 m/秒
ケースB	夏	13～16時	3 m/秒
ケースC	冬	5～6時	3 m/秒

ケースAは、火災による被害が非常に大きくなる条件であり、ケースBは、被害が発生しにくい条件であり、ケースCは、家屋倒壊による人的被害が大きい条件である。

4 想定地震の震源域位置図



5 震度分布及び液状化の概況

(1) 南海トラフの地震（東海・東南海・南海地震）

県全体で震度5弱から6強の範囲となっており奈義町の震度は5弱である。

特に、県南の沖積地盤のうち軟弱地盤の領域である低地、埋立地、干拓地及び三大河川流域で震度6弱から6強となっている。軟弱地盤以外の洪積地盤、沖積地盤の領域でも、本町を含む県北端までの広範囲で震度5弱から5強となっている。

県南部の埋立地、干拓地や川沿いなど広範囲で液状化の可能性が大である。また、県北東部の一部で液状化が発生する可能性がある。

(2) 山崎断層帯主部の地震

奈義町、美作市で最大6強の強い揺れに見舞われ、奈義町のほぼ全域と美作市の約半分の区域で震度6弱以上の揺れに見舞われる。

ア 奈義町で56棟、美作市471棟の約600棟の建物が揺れ、液状化、火災等により全壊となると想定され、建物倒壊により甚大な人的被害も想定される。(冬・18時)

イ 揺れが強い奈義町、美作市、勝央町、津山市を中心に、河川沿いで液状化危険度が高まる。

ウ 避難者数は1週間後に奈義町で532人、美作市で3,474人と想定される。(冬・18時)

エ 山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立する地区、地域が発生する可能性がある。

(3) 那岐山断層帯の地震

奈義町、津山市、鏡野町で震度6強の揺れに見舞われ、特に鏡野町での大きな被害が想定される。

ア 奈義町で10棟、津山市60棟、鏡野町126棟の約200棟の建物が揺れ、液状化、火災等により全壊となると想定される。(冬・18時)

イ 津山市、鏡野町、真庭市を中心に川沿いで液状化危険度が高まる。

ウ 避難者数は1週間後に奈義町で220人、津山市486人、鏡野町1,242人と想定される。(冬・18時)

エ 山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立する地区、地域が発生する可能性がある。

第5節 地震災害対策の基本的方向

1 基本的な考え方

町民生活の各分野にわたり重大な被害を及ぼすおそれのある地震災害に対処するためには、地震発生までの間に様々な対策を講じ、被害軽減を図る必要がある。しかしながら、地震はいつ発生してもおかしくないことから、効果的かつ効率的に被害軽減策を講じなければならない。このため、地震防災特別措置法に基づき地震防災対策の実施に関する目標を定め、効果的な対策を選択し、戦略的に集中して推進することにより、人的被害の軽減を図る。

2 南海トラフ巨大地震及び断層型地震対策の概要

町において想定される3つの地震による被害を極力軽減させることを目標とする。

奈義町で想定される最大の地震は、山崎断層帯でマグニチュード8規模の地震が発生した場合の被害であり、これに対する対策を基本としつつ進めることにより、那岐山断層帯、南海トラフ巨大地震の対策も同時に進むこととなる。この際、被害を極力軽減させるように、「命を守る」ことを基本として、「減災」の考え方に基づいた取組を着実に推進する。

第2章 地震災害予防計画

第1節 自立型の防災活動の促進

第1項 防災知識の普及啓発計画

1 現状と課題

災害発生に対しては、自らの身は自ら守るとの基本理念と正しい防災知識を町民一人ひとりが持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、指定緊急避難場所や指定避難所で自ら活動する、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

特に本町では、近年大規模な地震による被災を経験していないことから、あらゆる機会を通じて継続的、反復的に防災知識の普及を図る必要がある。また、過去の大災害の教訓や災害文化を保存し、後世に伝えていく必要がある。

2 基本方針

いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が最も重要であり、個人や家庭、地域が連携して日常的に減災のための行動を意識し重点課題を設定する実施方針を定め地域防災力の向上を図る。

町は、町民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するとともに、学校教育、GIS及び各種の広報媒体を活用する等あらゆる機会を捉え、自主防災思想の普及、徹底や地域住民の防災意識の高揚を図る。

地震については、本震及びそれに続く余震による災害の危険性の周知を行うとともに、危険を回避するために必要な事前の備えと行動等について、家庭、地域、事業所等に対する啓発を行い、防災知識の普及に努める。

また、男女双方の視点に配慮した防災意識の普及を進めるため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

さらに、自らを守るとともに、お互いに助け合うことの大切さについても啓発する。

なお、啓発を効果的に行うためには、対象者や対象地域などを明確にして実施する必要がある。

3 対策

(1) 実施主体

[町]

ア 町は、町民に対して積極的に事前の備えの重要性や地震による災害の危険性、必要な行動など基本的な防災知識の普及啓発を図る。

イ 町は、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地震時の行動マニュアル等に

ついて普及を図る。

- ウ 町は、指定緊急避難場所や指定避難所、避難路を指定するとともに、わかりやすい図記号を利用した案内板を設置するなど日頃から周知しておく。
- エ 防災知識の普及の際には、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女ニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するように努める。
- オ 町は、災害時に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。
- カ 地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層、女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化に努める。
- キ 町は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。
- ク 町は、商工会と共同して、小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業についての事業継続力強化支援計画の作成に努める。

[町 民]

町民は、地域における地震被害状況を始め、災害の種別、程度による対応方法、災害時の家庭内の連絡体制、避難場所等について家族間で共有しておくなど、日頃から防災知識の習得に努める。

また自助・共助の精神に基づき、家庭内における生活必需品の備蓄や防災教育、地域における防災訓練、自主防災組織活動への参加等を通じ、地域の防災力向上に努める。さらに、自ら災害教訓の伝承に努める。

[企 業]

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業等において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定などの防災活動の推進に努める。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

このため、町は、こうした取組みに資する情報提供等を進める。

なお、企業における従業員を対象とした取組は、家庭における防災知識の向上につながってくる点に留意する必要がある。

(2) 家庭・地域の普及対策

- ア 防災意識の啓発は家族単位からはじめ、地区等を通じて災害対応の地域連帯感を高める。

- イ 町は防災週間や防災関連行事を通じ、次の項目について防災意識の高揚を図る。
- ・住宅の耐震化、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物（特定動物を除く）への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
 - ・避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
 - ・指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
 - ・さまざまな条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震発生時にとるべき行動、指定緊急避難場所・指定避難所での行動
 - ・警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の意味やその発令時にとるべき行動、家庭内の連絡体制、初期救助、消防水利設置場所の周知、消火の方法など
 - ・広域避難の実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - ・家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

ウ 地震保険

町は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける地震保険の普及促進に努める。

エ 電気通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

(3) 事業所・職場の普及対策

事業所及び職場については、従業員等の安全の観点からそれぞれの事業所に対して、次の事項に関して防災意識の高揚を図る。

- ア 経営者（責任者）の防災意識を啓発すること。
- イ 従業員等に対し積極的な防災教育・訓練をすること。
- ウ 災害時の行動マニュアルを作成すること。
- エ 災害時における関係機関との連絡方法等の確保を図ること。

(4) 不特定多数が利用する施設の普及対策

不特定多数の者が利用する施設（学校、病院、各種福祉施設、等）については、個々の施設の特性に配慮しながら、次の事項に関して施設管理者（責任者）の防災意識の高揚を図る。

- ア それぞれの施設に応じた避難誘導計画の作成及び訓練を実施すること。
- イ 利用者の立場に立ち、施設の防災措置を推進すること。
- ウ 防災関係機関との通報・連絡体制の確立を図ること。

(5) 緊急地震速報等の普及・啓発

町は、住民が緊急地震速報等を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報等につい

て普及、啓発に努める。

ア 緊急地震速報（警報）

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想される場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（奈義町は「岡山県北部」））に対し緊急地震速報（警報）を発表する。

緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

イ 地震に関する情報

地震情報の種類、発表基準と内容については、以下のとおりである。

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）や規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報 （注）	以下のいずれかの場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報 （注）	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報」で発表
推計震度分布 図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1Km四方ごとに推計した震度（震度4以

		上) を図情報として発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関する記述も発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

(注) 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震度・震源に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表する。

(6) 公的機関等の業務継続性の確保

町等の防災関係機関は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより業務継続性の確保を図る必要がある。

第2項 防災教育の推進計画

1 現状と課題

災害発生に対しては、「自らの命は自ら守る」との基本理念と正しい防災知識を町民一人ひとりが持ち、平素から災害に対する備えを心がけることが重要である。

また、防災対策が有効に実施されるためには、一人ひとりが主体的に行動することが重要であり、今後の地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たす小・中学校の児童・生徒が災害や防災・減災に関する基本的な知識を系統的に学び、災害に関する情報を理解し判断できる能力を持つことが必須である。こうした幼少期からの防災教育と防災訓練の習熟によって、生涯にわたって災害から命を守り、生きることの大切さと困難に立ち向かう力を育む文化を醸成する必要がある。

特に岡山県では、近年大規模な地震による被災を経験していないことから、あらゆる機会を通じて継続的、反復的に防災知識の普及を図る必要がある。

2 基本方針

災害から児童生徒等及び教職員の生命、身体の安全を図るため必要な計画を策定し、その推進を図る。

3 対策

町は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努め、学校においては、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。また、コミュニティハウス等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

教育機関等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

(1) 実施主体

[町]

町は、地域の実態に応じた必要な計画を策定し、実施する。

[学校管理者]

学校管理者は、町の実施する計画に準じ、各学校等の実態に応じた計画を策定し実施する。

(2) 防災上必要な組織の整備

学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）は、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、平素から災害に備えて教職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織の整備を図る。

児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先とする。

(3) 防災上必要な教育の実施

学校等は、災害に備え、自らの命は自ら守る、地域に貢献できる児童生徒等の育成を図るとともに、災害による教育活動への障害を最小限に止めるため、平素から必要な教育を行う。

ア 児童生徒等に対する安全教育

学校等においては、児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため、防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、教育課程に位置付けて実施するとともに学級活動、学校行事等とも関連を持たせながら、体験を重視した学習等を効果的に行うよう考慮する。

イ 地域等に貢献できる人材の育成

学校等においては、将来的に地域で防災を担うことができる実践力を身につけた人材を育成するための教育を推進するよう努める。

ウ 関係教職員の専門的知識の涵養及び技能の向上

町は、関係教職員に対する防災指導資料の作成、配布、講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の涵養及び技能の向上を図る。

エ 防災知識の普及

町は、PTA、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育活動の機会を活用して、防災知識の普及を図る。

(4) 防災上必要な計画及び訓練

学校等は、児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時において、迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

ア 児童生徒等の安全確保

学校等は、災害の種別及び、児童生徒等の在校時、登下校時等における災害を想定した対応を講じるとともに、学校等の規模、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の

場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。

イ 避難訓練の計画及び実施

学校等における訓練は、学校安全計画に位置付けて実施するとともに、家庭や地域、関係機関等と連携を図りながら十分な効果をあげるよう努める。

第3項 自主防災組織の育成及び消防団の活性化計画

1 現状と課題

災害が発生したときに被害をできる限り小さくするという「減災」のためには、地域の安全は地域で守るという共同意識に基づき、地域の防災力を高めておくことが必要であるが、この地域防災力の向上の要となるのが町民の自発的な防災組織となる「自主防災組織」である。

地域防災力の向上は喫緊の課題である。本町の自主防災組織の組織率は100%と組織的にはすべての地区において設置されているが、さらに組織の育成と自主防災活動の活性化を図る必要がある。

町は、発災時の甚大な被害と膨大な避難者への対応が必要となり、避難所運営そのものに主体的にかかわることが困難となる。そのため、自主防災組織等が地域住民等の協力を得ながら、主体的に避難所運営ができるように努める必要がある。

また、消防団は、災害時に、町民の避難誘導や災害防御等を実施する必要があり、災害対応にかかる教育訓練のより一層の充実が必要である。

2 基本方針

自主防災組織は、減災の考え方や、自助・共助を基本として防災対策を実施するとの考え方を踏まえ、地域の実情に応じた防災計画を策定し、この計画に基づき、平常時、災害時において効果的に防災活動を行うよう努める。

ア 平常時の活動

- (ア) 防災知識の普及
- (イ) 防災訓練の実施
- (ウ) 火気使用設備器具等の点検
- (エ) 防災用資機材等の整備
- (オ) 避難行動要支援者の把握

イ 災害時の活動

- (ア) 災害情報の収集及び伝達
- (イ) 初期消火等の実施
- (ウ) 救助・救急の実施及び協力
- (エ) 避難誘導の実施
- (オ) 炊き出し、救助物資の配布に対する協力
- (カ) 避難行動要支援者の支援
- (キ) 指定避難所運営

消防団の充実や活性化を図るとともに、女性消防団員・若手消防団員の確保等の取り組みを支援する。

3 対策

(1) 実施主体

[町]

町は、自主防災組織の核となるリーダーに対して研修の実施や防災士等の資格の取得の奨励等を行うことなどにより、組織の強化を促す。

(2) 地域の自主防災組織

ア 自主防災組織の育成に当たっては、地域（地区）の実情に即した組織、活動に配慮し、住民が自発的に参加できる方策を考慮する。

イ 各種研修会等により、リーダーの育成を行う。

(3) 事業所の自主防災組織

事業所等の管理者は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害を拡大させないよう、また地域の住民として、地域に発生した災害の拡大防止活動に協力する必要がある。

このため、それぞれの事業所等の実情に応じて自主的な防災組織をつくり、事業所及び地域の安全確保に積極的に努める。

(4) 消防団の充実・活性化

町は、消防団の充実を図るとともに、団員の減少や平均年齢の上昇に伴い、女性消防団員・若手消防団員の確保等に取り組むよう努める。

第4項 防災ボランティア養成等計画

1 現状と課題

災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えた行政需要が発生することは容易に予想されることである。災害発生直後から生活再建に至るまで、必要な人命救助や負傷者の手当をはじめとした初期対応、救援物資の仕分けや搬送、避難所等の生活支援、生活再建のための相談など多岐にわたる需要が発生し、行政だけでは質量ともに対応不可能な事態が予想され、多彩な活動を行うボランティアへの期待が高まることとなる。

特に災害時には、特別な技能知識を要する専門ボランティアの需要が高まること、また一般のボランティア活動を効率的に進める上で、現場において的確な判断と活動ができるボランティアリーダーが求められることなどから、これらボランティアの養成と登録を平常時から実施しておく必要がある。

また、防災ボランティアについて、自主性に基づきその支援力を向上し、県、他の市町村、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

2 基本方針

ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

また、災害時における専門ボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、県災害救援専門ボランティアの研修・登録や災害発生時の一般ボランティアの受入体制の整備を行い、災害時にお

ける防災ボランティア活動の円滑化を図るとともに、関係機関相互のネットワーク化を推進する。

3 対策

- ◎ ボランティアの確保
- ボランティアの養成・登録
 - ネットワーク化の推進

(1) ボランティアの養成・登録

町は、災害発生時に町社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平常時より町社会福祉協議会と連携・協働し、設置に係る事前準備を行う。

また、町近傍の県登録災害救援専門ボランティアについて平常時から把握するとともに、独自のボランティアの養成及び意識の醸成等について検討する。

[関係団体]

日本赤十字社岡山県支部、岡山県社会福祉協議会等の関係団体は、町と協働し、ボランティア養成やボランティア意識の醸成に協力する。

(2) ネットワーク化の推進

[社会福祉協議会]

町社会福祉協議会は、災害発生時において迅速な対応ができるよう、近隣の社会福祉協議会を含めて連絡応援体制の整備を図る。

また、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとし、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。

[町及び県]

町及び県は、災害時（この項では復興期を含む。）の迅速かつ円滑なボランティア活動実施のため、被災者支援に係る関係機関及びNPO・ボランティアとの平常時を含めた連携体制の構築や、ボランティア活動に必要な行政情報、被災者ニーズや個人情報などの共有等が適切に図られるよう努める。

第5項 住民、地域、企業の防災訓練計画及び参加

1 現状と課題

いつ災害が発生してもこれに対応できるようにするため、日頃から町民、地域、企業等が各種訓練を行い、防災活動に必要な知識・技能を習得しておく必要がある。

例えば東日本大震災では、実際に指定緊急避難場所・指定避難所に避難した住民はほとんどが事前に避難訓練に参加した人達であり、日常の避難訓練に参加していない人は避難しない傾向がみられた。

このため、平常時から防災訓練を繰り返し実施することが大切である。

2 基本方針

災害時に組織的な活動ができるよう自主防災組織の防災訓練を実施する。

なお、教育機関は、防災教育の一環として防災訓練の充実を図る。

また、町は、自衛隊等と協力し、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携を図る。

3 対策

訓練を行うにあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。訓練後には、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

(1) 訓練計画の策定

[町]

町は、自主防災組織の防災訓練計画の指導、助言に努める。

[自主防災組織、企業等]

町民、地域、企業等は、それぞれ防災訓練計画を定め、訓練の実施に努める。

(2) 自主防災組織の防災訓練

ア 防災訓練項目

(ア) 情報連絡訓練

情報収集……地域の被災状況等を正確かつ迅速に収集する。

情報伝達……防災関係機関の指示等を地域の住民に伝達する。

(イ) 消火訓練

消火器等の消火用資機材の使用方法及び消火技術に習熟する。

(ウ) 避難訓練

各個人……避難時の携行品等のチェック

組織単位……組織ぐるみで避難の要領に習熟し、定められた指定緊急避難場所・指定避難所まで安全に避難できるようにする。

(エ) 給食給水訓練

炊き出し、ろ水器等により食料や水を確保する方法、技術を習得する。

(オ) 救助救急訓練

最低限必要な人工呼吸、心臓マッサージ、応急手当のほか、備えつけの資機材やAED（自動体外式除細動器）の使用 방법에習熟する。

救護所への連絡、搬送の方法等を習得する。

イ 総合訓練

自主防災組織が有機的かつ効果的に防災活動ができるようにするために、次のような点に配慮する。

(ア) 町又は消防機関が主催する総合防災訓練には積極的に参加する。

(イ) 自主防災組織と事業所防災組織等とが共同して訓練をする。

(3) NPO・ボランティア等との連携

町は、防災訓練を実施する際は、ボランティア団体等にも参加を求め、協力体制の強化、予防及び応急対策機能の向上を図る。

第6項 地域防災活動施設整備計画及び推進

1 現状と課題

地震災害時における自主防災組織の役割は重要であり、地域の防災活動の拠点となる施設を整備する必要がある。

2 基本方針

各地域の実情（集落形態）等を考慮しながら、地震の防災活動にも配慮した整備を進める。

3 対策

活動施設の整備

町は、県等が行う各種補助事業を有効に活用し、地域の自主防災組織の規模に応じ、指定避難所に併設して平時から活動の拠点となる施設や資機材の整備に努める。

ア 自主防災組織の初期消火、救護等の活動に必要な資機材を整備するための倉庫を整備する。

イ 地域の広場、公園等については、応急活動や避難生活に必要な資機材、水道、照明、トイレ等防災面に配慮した施設を整備する。

ウ 地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実を図る。

第7項 要配慮者等の安全確保計画

1 現状と課題

近年の高齢化、人口減少が進む中山間地域等での集落の衰退、国際化など社会構造の変化により、乳幼児、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、発達障害のある人、難病のある人、高齢者、妊産婦、外国人等、災害時の情報提供や避難誘導等において配慮を必要とする、いわゆる要配慮者の増加がみられる。在宅生活でも、独り暮らしや高齢夫婦のみの世帯など、家族による援助を受けにくい者が増えており、中には、災害発生時の情報把握や安全な場所への避難等について、自らの力のみで迅速かつ適切な行動をとることが難しい者（避難行動要支援者）もいる。

また、自立した生活のためには介護機器、補装具、特定の医療用品などを必要とする者もあるが、災害時にはその確保が困難となる。そのため、要配慮者の置かれている状況や特性に応じた対策が適切に講じられる必要がある。

さらに、指定避難所内の一般避難スペースでは生活が困難な要配慮者のための福祉避難所の確保が求められている。

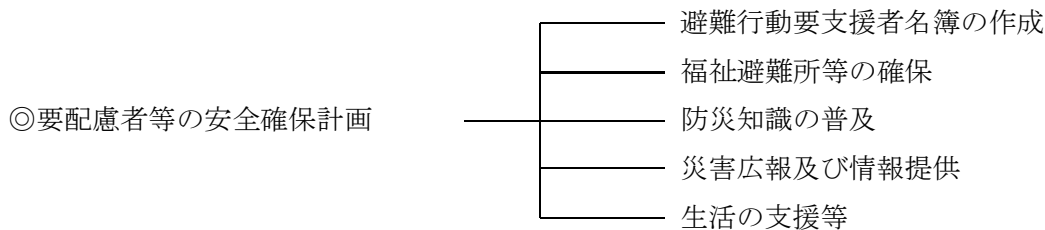
2 基本方針

要配慮者の状況を把握し、それに応じて防災知識の普及を図るとともに、特に避難行動要支援者については、平常時より居住状況や避難支援を必要とする事由等の情報を把握して避難行動要支援者名簿を作成しておき、災害発生時の避難支援等に利用する。

また、医療・福祉対策との連携の下での要配慮者の速やかな支援のための協力体制の確立等を図り、防災施設等を整備するとともに、防災拠点スペースの設置、福祉避難所等を確保するなど要配慮者向けの避難先を確保する。社会福祉施設においては、要配慮者が災害発生時においても安全で快適な暮らしができるよう、平素から、施設・設備の点検・整備、防災組織の整備、防災教育・訓練の実施等、防災対策の充実に努める。

さらに、地域においては、自主的な防災組織の設置・育成により、要配慮者に対する体制を整備するとともに、災害時に適切な避難行動をとることができるよう、日頃から要配慮者を助け合える地域社会づくりを進める。その際、女性の参画の促進に努める。

3 対 策



(1) 避難行動要支援者名簿の作成

[町]

町は、町地域防災計画に基づき、総務課とこども・長寿課との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握して避難行動要支援者名簿を作成し、災害発生時に効果的に利用することにより、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われるように努める。

また、避難支援等に携わる関係者として町地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際の名簿の提供に当たっては、個人情報の漏えい防止に十分留意する。

なお、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を指定緊急避難場所から指定避難所、あるいは一般の避難所から福祉避難所へ円滑に移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

また、町は、避難行動要支援者名簿の作成に関し、次の事項を定める。

ア 避難支援等関係者となる者

自主防災組織・民生委員・児童委員・社会福祉協議会・消防団・警察

イ 名簿に登載する者の範囲

町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者であって、具体的にはこども・長寿課から提供される下記に掲載された者のうち本人同意を得た者とする。ただし、施設に入所している者や病院に長期入院している者、また家族の協力支援により避難できる者は除くものとする。

- ①要介護状態区分が要介護3～5に該当する者
- ②身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者
- ③療育手帳Aを所持する知的障害者
- ④精神障害者保健福祉手帳の1・2級を所持する者
- ⑤難病患者（特定疾患医療受給者）
- ⑥上記以外で自主防災組織が特に支援の必要を認めた者

ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には次に掲げる事項を記載し又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所
- 五 避難支援等を必要とする理由
- 六 電話番号その他連絡先
- 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

個人情報の入手先は、一～四号についてはこども・長寿課が住民基本台帳から、五号についてはこども・長寿課内から、六号については本人から入手するものとする。

エ 名簿の更新に関する事項

毎年10月1日を基準日とし、こども・長寿課が前年度登録者の死亡等の異動を把握し、総務課が更新するものとする。

オ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置

町が提供する避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態の区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、下記の事項により個人情報保護を講じるものとする。

- ①町は、避難支援等関係者となる者の中から選任依頼し、各地区の関係部分が掲載された紙ベースの名簿1部のみを送付するものとする。
- ②町は、避難支援等関係者に対し、災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明するものとする。
- ③町は、避難支援等関係者に対し、災害時の避難行動の目的以外の利用や複製を禁じるよう要請するものとする。
- ④町は、名簿を更新し、避難支援等関係者に対し名簿を送付する際には、必ず古い名簿を回収するものとする。

カ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

町は、避難準備情報として発令される「自主避難の呼びかけ」等の情報は避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難にあたっての重要な情報のため、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令や伝達にあたっては次の事項に配慮するものとする。

- ①高齢者や障害者等にもわかりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにすること。
- ②同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること。
- ③高齢者や障害者に合った、必要な情報を選んで流すこと。

また、町は、緊急かつ着実な避難指示ができるよう、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、緊急速報メールを活用するなど複数の手段を組み合わせ、情報伝達を行うものとする。

キ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、自己及びその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であり、町は避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等の安全確保に次の事項について十分に配慮するものとする。

- ①地域や自主防災組織に対し、避難行動要支援者名簿の意義、あり方を十分説明すること。
- ②避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておくこと。

また、各自主防災組織において避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるにあたっては、地域全体で話し合っただけでルールを決め、計画を作り、周知することができるよう努めるものとする。

ク その他、避難行動要支援者名簿の作成及び利用に関して必要な事項

- ①不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供

現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、災害対策基本法に基づき、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できるものとする。

- ②不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供先

自衛隊の部隊や他の自治体からの応援部隊など、他地域から避難支援等が受けられる場合は、それらの者にも情報を提供できる。

- ③不同意者を含む避難行動要支援者名簿の情報漏えいの防止

町は、平常時から名簿を保有していない者に対し、名簿を提供した場合は、名簿情報の廃棄・返却等情報漏えいの防止のため必要な措置を講じるものとする。

[町 民]

避難行動要支援者及びその家族は、災害時にその安否を連絡できるよう、役場はもちろんのこと、近隣住民の連絡先、近隣の社会福祉施設、障害のある人の団体等とのつながりを保つよう努力する。

また、避難行動要支援者の近隣の住民は、日頃から避難行動要支援者に関する情報を把握しておく。

(2) 福祉避難所等の確保

[町]

町は、平時から福祉避難所等の対象となる要配慮者の現況把握に努め、全ての対象者の入所が可能となることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握及び福祉避難所の指定を行う。

その際、町は、小・中学校や各地区コミュニティハウス等の指定避難所に介護や医療相談を受けることができるスペースを確保した地域における身近な福祉避難所や、老人福祉施設や障害者支援施設などと連携し、障がいのある人などに、より専門性の高いサービスを提供できる地域における拠点的な福祉避難所の指定を行う。また、難病のある人には、県、周辺市町村と連携し避難所の確保に努める。

さらに、町は、福祉避難所の指定にあたっては、施設管理者と連携し、福祉避難所として機能するために、プライバシーへの配慮など要配慮者の心身の状態に応じ、必要な施設整備や物資・器材の備蓄に努める。

(福祉避難所の施設整備の例)

- ・段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、障害者用トイレの設置など施設のバリアフリー化
- ・通風・換気の確保、冷暖房設備の整備
- ・情報関連機器（ラジオ、テレビ、電話、無線、ファクシミリ、パソコン、電光掲示板等）

(福祉避難所の物資・器材の確保の例)

- ・介護用品、衛生用品
- ・飲料水、要援護者に配慮した食料、毛布、タオル、下着、衣類、電池
- ・医薬品、薬剤
- ・洋式ポータブルトイレ、ベッド、担架、パーティション、小型発電機
- ・車いす、歩行器、歩行補助杖、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等

(3) 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備及び個別避難計画の作成

町は、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等との連携の下、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な個別避難計画の作成・整備に努める。

個別避難計画には、避難行動要支援者名簿の情報に加え、同居者の情報、住宅の情報、避難判断基準、避難場所、避難経路、避難支援者等を具体的に記載し、実効性ある計画の作成に努める。

また、町は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、個別避難計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。

(4) 防災知識の普及

[町]

町は、災害時における要配慮者への情報の伝達や安否確認、避難所における支援などが実施できるよう、在宅の要配慮者を含め、社会福祉協議会等と連携をとりながら、要配慮者本人やその家族、身体障害者相談員、知的障害者相談員、関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及啓発、福祉避難所の所在等の周知について研修等を通じて行う。その際、こどもや外国人に分かりやすい絵本や漫画の教材又は外国語の防災パンフレットを用いること、要配慮者のための必要な防災用品の配布等を行うことに配慮する。

さらに、町は、高齢者、障害のある人等の避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。

また、防災訓練にあたっては、地域住民が要配慮者も含めて助け合って避難できることに配慮する。

[町 民]

要配慮者及びその家族は、要配慮者の身体状況に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を自ら把握し、また福祉避難所の所在等の確認に努め、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法等について明確にしておくとともに、必要な物品はあらかじめ非常持ち出し袋等に詰め、いつでも持ち出せるように常日頃から努める。

(5) 災害広報及び情報提供

[町]

町は、なぎチャンネルや防災行政無線を通して、災害に関する情報を広報する。なお、その際、要配慮者のみならず、孤立状態、在宅の避難者に対しても配慮した情報提供を行う。

(6) 生活の支援等

[町]

町は、災害時において、要配慮者に対する福祉避難所等にかかる情報提供や支援等が迅速かつ的確に行われるよう、次の事項を含む避難計画及び避難支援プランの作成に努める。

ア 要配慮者に係る情報伝達、安否確認、避難誘導並びに必要な支援の内容に関する事項

イ ボランティア等生活支援のための人材確保に関する事項

ウ 要配慮者の特性等に応じた情報提供に関する事項

エ 外国人の特性に応じた言語や生活習慣への対応に関する事項

オ 柔らかい食品、粉ミルク等を必要とする者に対する当該食料の確保・提供に関する事項

カ 避難所・居宅等への必要な資機材（車いす、障害者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）の設置・配布に関する事項

キ 避難所・居宅等への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談等に関する事項

ク 避難所等の要配慮者のうち、福祉避難所や社会福祉施設、医療機関への避難等を要する者についての当該施設への受入要請に関する事項

[社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等]

社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は、災害の防止や災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ消防計画等、必要なマニュアルを作成する。特に、要配慮者のいる施設にあつては、職員が手薄になる夜間の防災訓練の充実を図る。

また、避難等を円滑に行うため、防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制並びに被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

第8項 緊急物資等の確保計画

1 物資の備蓄・調達

町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

2 体制の整備

町は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備

蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うように努める。

なお、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する必要がある。

また、災害の規模等に鑑み、町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図る。

町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定される等地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、その他の物資について、あらかじめ補完的かつ広域的な備蓄・調達・輸送体制を整備し、必要な物資の供給のための計画を定めておく必要がある。

3 被災地支援に関する知識の普及

町は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

第1 食料の確保

1 現状と課題

災害時における米穀の確保については、原則として町内の保有状況を把握することや、地元米穀販売事業者の流通在庫から確保することになっているが、これができない場合は、政府所有米穀の引き渡しを受けることができる。

その他食料・食材については、被災当初に、飲料水、燃料がなくても飲食が可能な食品（調達品）の確保が必要であり、併せて高齢者・乳幼児・病人等に対する食料の供給に配慮しなければならないため、食品加工業者・外食産業等との協力協定や、他市町村との広域的な応援協定を締結し、効率的な対応を検討する必要がある。

また、町は、町民等の備蓄の状況、被災のため備蓄物資を持ち出しできない場合を考慮して、補完的かつ広域的な備蓄・調達体制を確保する必要がある。

2 基本方針

円滑な食料の確保を図るため、家庭内・事業所内の備蓄を推進するとともに、南海トラフ地震の被害想定に基づく計画的な公的備蓄の拡充や、他市町村との相互応援協定等や、食品加工業者・外食産業等との協力体制を整備する等により、災害時の円滑な町の調達体制を整備する。

3 対策

[町]

町は、災害が発生した場合、緊急に必要とする食料を確保・供給するため、事前に次の措置等を行う。

ア 町内における緊急食料の調達、炊き出し等が円滑に行える体制の確立。

乳幼児、高齢者等の要配慮者への適切な食料供給に十分配慮する。

イ 援助食料の集積場所の選定

ウ 町民、事業所の食料備蓄の啓発

特に、災害時に孤立する可能性がある地区等では、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による備蓄を推進するなど、集落の実情に応じて必要な備蓄量が確保されるように促す。

エ 町民等の備蓄の補完に必要な食料の備蓄

[町民・事業所等]

町民・事業所等は、「最低3日間、推奨1週間」分の食料を備蓄するように努める。

なお、備蓄に当たっては、乳幼児、高齢者等の家族構成に十分配慮する。

第2 飲料水の確保

1 現状と課題

被災地への飲料水の供給については、町のタンク車及びタンク等の保有状況は非常に少なく、また、道路の寸断等と合わせて考えた場合、飲料水の供給がスムーズに行えるかどうかという問題点がある。

このため、緊急用貯水槽の整備を進めるとともに、家庭内での飲料水の備蓄も進める必要がある。

2 基本方針

町内において、住民の飲料水の確保を図るように努め、最低必要量（供給を要する人口×約30／日）の水を確保する。

また、町民・事業所等に対して個人備蓄を推進する。

3 対策

[町]

町は、以下について実施する。

ア 水道復旧資材の備蓄を行う。

イ 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水マニュアルを作成する。

マニュアルは、以下の事項を内容とする。

(ア) 臨時給水所設置場所の事前指定

(イ) 臨時給水所設置場所の一般住民への周知方法

(ウ) 臨時給水所運営の組織体制

(エ) 各臨時給水所と本部の通信連絡方法

(オ) 必要な応急給水用資機材の確保方法（給水車・給水タンク・ろ過機等）

(カ) 地図等応援活動に際し必要な資料の準備

ウ 給水タンク、トラック、ろ過機等応急給水用資機材を整備するとともに、配水池の容量アップ及び緊急用貯水槽を設置し、緊急時連絡管の検討を行う。

エ 町民・事業所等に対し、飲料水の備蓄の啓発と貯水や応急給水について指導を行う。

オ 水道工事業者等との協力体制を確立する。

[町民]

町民・事業所等は、1人1日3リットルを基準とし、関係人数の「最低3日間、推奨1週間」分を目標として貯水する。貯水する水は、水道水等衛生的な水を用い、容器については、衛生的で、安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものとする。

第3 生活必需品の確保

1 現状と課題

阪神・淡路大震災において、平常時の備えの不十分さが指摘されたが、本町においても災害の少ない地域という認識が阪神地方にも増して強く、家庭・事業所等における地震に対する生活必需品の備蓄は十分でない。また、東日本大震災においては、ガソリンや灯油等の燃料の供給が滞り、避難生活等に支障が生じた。

平常時から町及び町民は、震災直後に必要となる生活必需品が確保できる体制づくりに留意する必要がある。

2 基本方針

町は、発災後の避難生活等に必要な生活必需品の家庭備蓄を推進するとともに、家庭での備蓄や災害時の調達が困難なものなど、特に必要な品目等については、南海トラフ地震の被害想定に基づく計画的な公的備蓄の拡充や、県・他市町村の相互応援体制の確立、民間事業者の協力体制の確保等を進め、災害時の円滑な調達体制を整備する。

3 対策

[町]

町は、被害想定に基づく必要数量等を把握のうえ、次の事項に努める。

- ア 町が確保すべき生活必需品（以下「特定物資」という。）の品目・必要数の把握
- イ 特定物資に係る流通在庫の定期的調査
- ウ 特定物資の調達体制の確立
- エ 緊急物資の集積場所の確立
- オ 町が備蓄する生活必需品の品目・数量及び保管場所の確立
- カ 町民、事業所等に対する生活必需品の備蓄の啓発

[町民]

町民及び自主防災組織は、自らの身は自らで守るのが防災の基本であるという考えに基づいて、平常時から食料の他に救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等を備え、非常持ち出しの準備をしておく。また、医療機関、介護施設、社会福祉施設、企業、事務所等も、入所者等の特性に応じた備蓄を実施する。

第4 個人備蓄

1 現状と課題

大規模震災時には、被害が広範囲にわたり、また情報網及び交通網が混乱するため、食品や生活必需品等を被災者自身が調達することは困難となる。さらに、町等救援機関による救援活動についても、当該機関自体が被災することもあり、大きな制約が及ぶと予測される。

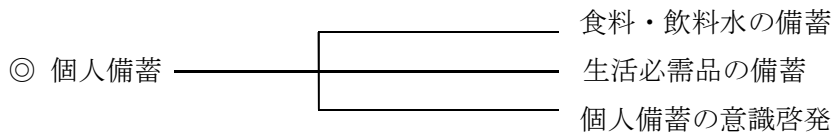
そのため、各家庭、事業所等においては、自主防災の観点から、災害直後の混乱時期を乗り切るための備えをしておくことが必要となる。

2 基本方針

町民・事業所等は、自らの身は自らで守るのが防災の基本であるとの考えに基づいて、平常時より、食料の他、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等の防災品を備えておく。また、特別の医薬品等の確保方法を各自で確認しておく。

町は広く町民・事業者等に災害に備えての備蓄等自主防災思想の普及啓発を図る。

3 対策



(1) 食料・飲料水の備蓄

[町民、事業所等]

町民、事業所等は、「最低3日間、推奨1週間」分の食料・飲料水を備蓄するよう努める。
なお、飲料水にあっては、1人1日あたり3リットルを基準とする。

また、備蓄にあたっては、高齢者や乳幼児等の家族構成及び食物アレルギーについても十分配慮する。

(2) 生活必需品の備蓄

[町民、事業所等]

町民、事業所等は、災害発生時に必要となる救急用品、懐中電灯、携帯ラジオ等の防災用品を備え、非常持ち出しができるよう準備しておくよう努める。

また、持病薬等個人の特性に応じた必需品についても、非常持ち出しや必要時の確保方法の確認等、災害発生への対策をとっておく。

(3) 個人備蓄の意識啓発

[町]

個人備蓄の意義・必要性、方法等について、パンフレット等の広報誌や自主防災組織の活動を通じる等により、町民はもとより、社会福祉施設、事業所等に意識啓発する。

[町民、事業者等]

町民、事業者等は、自主防災組織活動等を通じて、自らも積極的に近隣住民や従業員等の意識啓発を図る。

第2節 迅速かつ円滑な地震対策への備え（危機管理）

第1項 災害応急体制整備計画

1 現状と課題

地震は前ぶれなく不意に起き、被害が同時に、かつ広域的に多発することから、町は、災害発生に備えて即座に対応できる体制の整備を図る必要がある。

また、大規模地震の後の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実しておく必要がある。

このような災害への対応は、単独の自治体のみでの対処は不可能であることから、町は、他の地方公共団体間、関係機関間のほか企業等との間で協定を締結し、連携強化を進め、災害発生時に各主体により迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

また、交通や通信網の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合など、初動体制の確保の困難性が予想されるため、これらの点も踏まえた体制づくりが重要である。

先に発生した地震等の災害で大きな被害を受けた後、再び時間差を置いて新たな災害が発生した場合には、建物等の被害、応急対策への支障、地盤の崩壊や液状化等のように、二度発生することによる被害の増大、救助・捜索等活動中での発生による二次災害が生じる可能性があるので注意する必要がある。

2 基本方針

町は、災害対策に有益な情報を迅速かつ的確に把握するとともに、情報共有を図るために、県（県庁及び県民局）、警察、消防、その他の関係機関と連携できる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。なお、災害発生時における参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話等による参集途上での情報収集伝達手段の確保などについて検討し、迅速な初動体制・非常体制の確立、災害対策本部の設置及び非常時の処理権限など、応急体制全般について所要の整備を図る。その際、職員の安全確保に十分に配慮する。

また、あらかじめ民間事業者に委託可能な災害対策業務については、民間事業者と協定を締結しておき、非常時の対応の強化を図る。

さらに、非常時の災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、外部の専門家、関係機関等の出席を求めることができる仕組みを平常時から構築するよう努める。

町、県及びライフライン事業者は、災害発生後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、町職員退職者他（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や民間人材の雇用等、人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

時間差を置いて発生する災害には、発生シナリオの検討を行い、複数回にわたる被災に対して臨機応変に対応できるよう、応急活動、建築物等の応急危険度判定、避難生活者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討に努める。

3 対策

(1) 対応計画の作成

町等の防災関係機関は、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画をあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

(2) 訓練の実施

町等の防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとに対応できるよう努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

(3) 関係機関等の災害対策本部への出席

災害対策本部に専門的分野に関する意見聴取・連携先との連絡調整など、的確で迅速な災害対応のため、必要に応じ関係機関等が出席可能となるよう、その体制整備に努める。

[町、防災関係機関]

町及び防災関係機関の体制整備

町及び防災関係機関は、大規模地震に即応できる初動体制及び非常体制について必要な整備を図る。

[防災関係機関相互の連携]

各防災関係機関は、大規模地震の際にそれぞれの業務活動が迅速にできるよう平常時から連携の強化を図る。

- (1) 災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員間及び住民個々の防災力の向上を図り、特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。こうしたことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、事前の協定締結、訓練・研修を通じて、構築した関係をさらに持続的なものにするように努める。

国は、県、町と協力し、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度により、全国の地方公共団体による被災市町村への応援の円滑な実施に努め

る。また、町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、町等は、民間事業者との間で

協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

また、町等は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。さらに、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努める。

- (2) 町は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。また、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、必要な準備を整えておく。
- (3) 町は、相互応援協定の締結にあたっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。
- (4) 町は、必要に応じて被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- (5) 各機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。
- (6) 町は、消防の応援について、近隣市町村及び県内市町村等と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の充実強化を図り、実践的な訓練・研修等を通じて人命救助活動等の支援体制の整備に努める。また、同一の水系を有する上下流の市町村間においては、相互に避難勧告等の情報が共有できるよう、連絡体制を整備する。
- (7) 地方公共団体等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。
- (8) 地方公共団体等は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努める。
- (9) 町及び県は、大規模・長期間の停電が発生した場合、中国電力ネットワーク(株)への効率的な電源車の派遣要請を行うため、あらかじめ要請方法等を共有するなど手続きの整備を図る。

4 警戒体制、町災害対策本部の設置

- (1) 大規模地震（震度4以上）が発生した場合の初動体制を確立するため、町災害対策本部（以下「町本部」）を設置する。
- (2) 町本部については本部長が統括する。
- (3) 町本部は、本庁で組織する。
- (4) 勤務時間外に震度4の地震が発生した場合には警戒体制とし、全管理職が自主参集する。
その際、携帯電話等により参集途上での情報収集を行い、適宜報告する。
- (5) 町本部の主な任務は次のとおりとし、詳細については別に定める。
 - ア 情報の収集並びに幹部（本部長）等への報告
 - イ 県・消防組合への連絡
 - ウ 特別警戒体制への移行準備

(6) 非常時の処理権限の委譲

災害初期において、町長をはじめ幹部不在の場合における町本部設置の判断や自衛隊の派遣要請などの処理権限の順位を予め定める。

第1位 副町長 第2位 教育長 第3位 総務課長

5 特別警戒体制

- (1) 震度5弱の地震が発生した場合は、特別警戒体制とする。
- (2) 災害対策本部の組織は、町災害対策本部条例及び奈義町災害発生時の職員初動マニュアルの定めるところによる。

6 非常体制

- (1) 震度5強以上の地震が発生した場合は、非常体制とし、町役場各課室局、教育委員会の全職員を配備する。
- (2) 職員は、勤務時間外において震度5強以上の地震発生情報を知ったときは、自主判断により直ちに役場に出勤する。
- (3) 役場に出勤できない職員は、途中の情報を所属長へ報告、その後の行動の指示を受ける。
- (4) 各所属長は、職員の配備状況を把握のうえ、必要によっては被災していない地域からの職員の応援等の措置を講じる。

7 各部署の所管事項

ア 奈義町災害発生時の職員初動マニュアル、震災対策に関する各部署の所管事項を定める。

イ 各部署の所管事項は、次のような点を踏まえ定める。

- (ア) 地震対策に関する法令の改正に対応する事項
- (イ) 国の各省庁の事業に対応する事項
- (ウ) 町震災対策編による新規・改正に対応する事項
- (エ) 広域応援体制の実行に対応する事項

8 災害対策本部室の確保

- (1) 地震により庁舎が損壊等の被害を受け、本部機能に支障が生じたときは代替本部室を確保する。
代替本部室の第1候補を奈義町文化センターとする。
- (2) 代替本部室は、次の点を考慮して選定する。
 - ア 本部要員の収容能力があり長期使用が可能な施設であること。
 - イ 通信手段の確保が図れること。
 - ウ 幹線道路網に近接し、交通の便がよいこと。
- (3) 代替本部室の確保対策
町庁舎が損壊した場合に備え、本部室のバックアップ機能の整備を図る。

9 関係機関の整備

- (1) 町及び防災関係機関の体制整備
町及び防災関係機関は、大規模地震に即応できる初動体制及び非常体制について必要な整備を図る。
- (2) 防災関係機関相互の連携
各防災関係機関は、大規模地震の際にそれぞれの業務活動が迅速にできるよう平常時から連携の強化を図る。

第2項 情報の収集連絡体制整備計画

1 現状と課題

情報の収集・伝達は、電気通信事業者が提供する通信サービスや防災情報ネットワークにより行っているが、大規模な地震が発生すると通信施設の損傷等により、情報収集が困難となることが考えられる。

災害対策本部が災害時に司令塔の役目を果たすためには、これらの点を踏まえ通信手段の確保とその連絡体制を整備する必要がある。

2 基本方針

防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化のため、地域、町、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を図るとともに、役場以外の通話施設確保、災害時優先電話、無線施設、放送施設等を整備し、防災構造化するなどの改善に努める。

特に、災害発生時における有効な伝達手段である町防災行政無線等の整備点検を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信網の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持・向上を図る。

町、消防本部等の防災関係機関が、より迅速・的確に総合的な防災対策の実施が可能となるよう、防災情報を共有するとともに、地域防災力の向上や早めの避難に役立てるため、避難情報などの各種防災情報をホームページや電子メール、放送局との連携による、地上デジタル放送のデータ放送等を通じて町民へ提供する機能の充実を図る。

3 対策

◎ 災害時の通信手段の確保

- ―― 防災関係機関の通信手段
- ―― 非常通信協議会との連携

(1) 防災関係機関の通信手段

ア 各防災関係機関は、それぞれの通信設備の耐震化、通信網の多ルート化、無線、災害時優先電話等を活用したバックアップ対策等を講じ、通信手段の整備、拡充を図る。

イ 町は、地震計等観測機器の整備に努めるとともに、各種防災情報を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。

ウ 迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努める。

エ 災害時に有効な携帯電話・衛星携帯電話、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。なお、アマチュア無線については、ボランティアという性格に配慮する。

オ 災害時の情報通信手段の確保のため、その整備・運用・管理等にあたっては、次の点を考慮する。

(ア) 防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・拡充、相互接続等によるネットワーク間の連携の確保

(イ) 有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート及び関連装置の二重化の推進

(ウ) 無線設備の定期的総点検の実施、他の機関との連携による通信訓練への参加

(エ) 災害時優先電話等の効果的活用、災害用通信施設の運用方法等の習熟、情報通信施設の管

理運用体制の構築

- (オ) 非常用電源設備を整備するとともに、その運用保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に浸水する危険性が低い堅固な場所への設置等
- カ 非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加するほか、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所等への設置を図る。

[町]

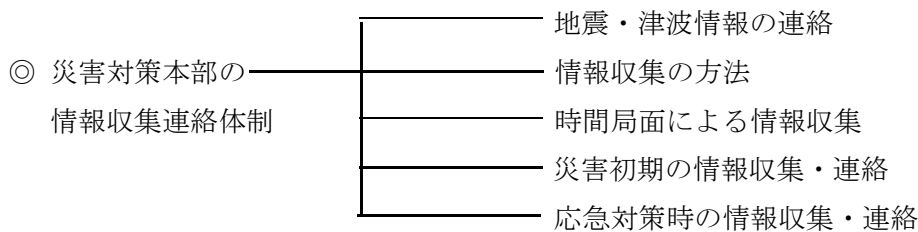
町は、町民等への情報伝達手段として、特に町防災行政無線等の整備点検を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

- ア 災害時に、町（災害対策本部）が中心となり、消防、警察などの防災関係機関や病院、銀行、農協、電力・ガス会社などの生活関連機関とが相互に通信できる防災行政無線等の整備を図る。
- イ その他町民への情報の伝達手段として有効ななぎチャンネル、ホームページによる情報提供機能の確保や緊急速報メール、音声告知放送等の整備を図る。

(2) 非常通信協議会との連携

非常通信協議会では、防災行政無線が被災し、あるいは有線通信が途絶し、利用できないときを想定して、他機関の自営通信システムを利用した「中央通信ルート（県と国を結ぶルート）」及び「地方通信ルート（市町村と県を結ぶルート）」が策定されている。

これらのルートの利用にあたっては、あらかじめマニュアル等を作成し、非常通信訓練等を通じて災害時の円滑な通信の確保に備えるとともに、非常通信体制の充実・強化を図る。



(3) 地震・津波情報の連絡

町は、J-A L E R Tにより受信した緊急地震速報を町防災行政無線等により町民等への伝達。

※ 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）

緊急地震速報、弾道ミサイル情報等といった対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、消防庁から人工衛星を用いて全国の自治体に送信し、町の同報系防災行政無線等を自動的に起動させることにより、町民に瞬時に伝達するシステム。

(4) 情報収集の方法

被害情報の収集は、町から県民局を経由することを原則とするが、町は、被害の状況により緊急を要すると判断した場合は、直ちに県災害対策本部及び他の防災関係機関に連絡する。

(5) 災害初期の情報収集・連絡

- ア 初期の情報収集がその後の応急対策を迅速かつ的確に実施するうえで重要であり、特に緊急に出動する警察、消防、自衛隊との情報共有を図るシステムを整備する。

- イ 初期には、まず次に関する被災状況の情報収集にあたる。
- (ア) 人命にかかる被害、社会福祉施設、医療機関等の状況
 - (イ) 道路の状況
 - (ウ) 生活関連（電気、水道、ガス）の状況
 - (エ) 被害規模状況の把握のための情報
- (6) 応急対策時の情報収集・連絡
- ア 防災関係機関が防災活動の業務に移った時点以降においては、県、町及び防災関係機関が相互に連絡し情報交換を図る。
- イ 町は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報について、首相官邸及び国の非常本部等を含む防災関係機関への提供により共有を図る。

第3項 救助、救急、保健医療体制整備計画

第1 救助

1 現状と課題

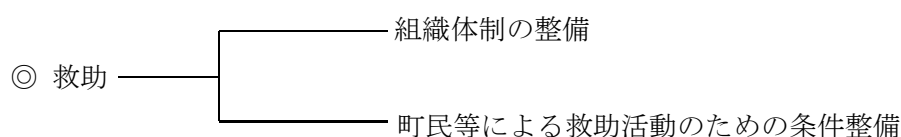
震災時には、広域的又は局地的に倒壊家屋の下敷きや車両事故等により、救助を必要とする多数の傷病者が発生すると考えられるため、消防機関、警察、自衛隊等の救助隊が、迅速かつ円滑に救助活動を実施できる体制を整備する必要がある。

また、救助隊の到着までには、ある程度の時間を要することから、それまでの間を町民等による救助に期待せざるを得ず、そのための条件整備を図る必要がある。

2 基本方針

町は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、消防機関や警察等の防災機関と関係医療機関との密接な連携体制の強化を図る。また、職員の訓練や高度な技術・資機材の整備された救助隊の整備を推進し、救助・救急機能の強化を図るとともに、町民等による救助活動のための条件整備を行う観点から、町民等の意識啓発や災害救助用資機材の準備等を行う。

3 対策



(1) 組織体制の整備

町及び県は、職員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動を行うため、防災、医療機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い救助・救急機能の強化を図る。また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

[町]

町は、災害時に救助活動の調整が円滑に行われるよう組織体制の整備及び通信手段の確保等についてあらかじめ定めておく。なお、救助活動に直接関係ないヘリコプターの運行等を一定時間規制するサイレントタイムの設定に関し、関係機関と調整を図りながら検討を進める。

(2) 町民等による救助活動のための条件整備

[町]

町は、一般住民、自主防災組織、事業所等に対し、救助・救急の意識啓発、知識の普及及び訓練を行うとともに、各消防団単位に消防組合と結ぶ無線通信装置の配置等に努める。

[町民・事業所]

救助体制を整備し、対応する。

第2 傷病者搬送

1 現状と課題

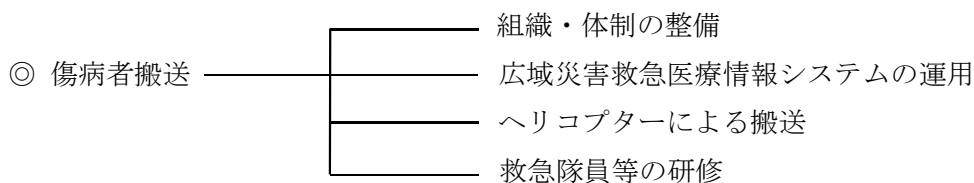
大規模震災時には、広域的に多数の傷病者の発生が考えられるが、現状の傷病者搬送体制は、原則として消防機関のみであり、また、道路の損壊や渋滞あるいは医療機関そのものも被災し、医療行為を実施できなくなる等の要因により、傷病者搬送に支障をきたすことが考えられる。さらに、医療機関の被災により患者の転送が必要となることが考えられる。そのため、消防機関、医療機関、保健所等との連携を図り、傷病者搬送体制の整備を図る必要がある。

2 基本方針

災害時に保健医療活動の総合調整を行う県災害保健医療調整本部及び地域災害保健医療調整本部を設置し、災害時医療情報の収集・伝達体制を確立するとともに、緊急傷病者搬送を行うためのヘリコプター等の確保に努める。

また、県内で対応不可能な傷病者を県外へ搬送する場合など、必要に応じて岡山空港に航空搬送拠点臨時医療施設を設置する。

3 対策



(1) 組織体制の整備

[消防機関]

消防機関は、関係市町村、関係医療機関との連携を密にして、道路が寸断された場合の搬送方法、災害時における搬送方法の確保体制等を整備するなど効率的な搬送体制の確立に努める。

(2) 広域災害救急医療情報システムの運用

[町、県、消防組合、医師会、各医療機関]

町、県、消防組合、医師会及び各医療機関は、広域的な傷病者・患者の搬送の際に、収容先医療機関の被災状況や空き病床数、医療スタッフの確保状況など搬送先を決定するに必要な情報を提供できる広域災害救急医療情報システムを迅速かつ的確に運用することとする。

(3) ヘリコプターによる搬送

[町]

町は、地域内にヘリコプター搬送が可能となる緊急離着陸場及び場外離着陸場の指定・確保を図る。

(4) 救急隊員等の研修

[消防機関]

消防機関は、災害時における応急手当の方法等の研修を実施し、救急隊員等の資質の向上を図る。

る。

第3 医療体制

1 現状と課題

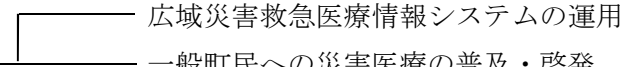
大規模災害時を想定した多数の傷病者が発生する状況に対応可能な行政機関、医療機関、消防機関の情報収集や連絡・連携体制が不十分である。また、医療機関の震災時における医療の継続提供能力も現状では十分とは言い難いため、これら体制の整備を図る必要がある。

また、災害医療について医療従事者に研修を行うとともに、町民に応急手当に関する知識の普及を図る必要がある。

2 基本方針

災害医療についての組織・体制の一層の整備を図るとともに、平時及び災害時における医療機関情報の早期把握のために広域災害救急医療情報システムを迅速かつ的確に運用し、災害医療についての知識の普及・啓発を推進する。

3 対策

◎ 医療体制 

(1) 広域災害救急医療情報システムの運用

[町]

町は、町内の医療機関、消防機関、地元医師会、関係行政機関等との連絡・連携体制を強化して、町内の医療機関情報を確保できる体制を整備する。

(2) 一般町民への災害医療の普及・啓発

[県、町、消防機関及び日本赤十字社岡山県支部]

県、町、消防機関及び日本赤十字社岡山県支部は、一次救命措置（BLS）、応急手当、災害時に必要とされるトリアージの意義等に関して、町民への普及・啓発を行う。

第4 医薬品等の確保

1 現状と課題

救急医薬品、輸血用血液製剤等の供給については、災害時の体制を整え、それによって医薬品等の確保を行うこととなっている。

阪神・淡路大震災においては、医薬品等の確保に困難を来したことから、災害発生に備え、救急医薬品等の確保を図るため、その確保体制を整備する必要がある。

2 基本方針

対策の基本的な考え方は、救急医薬品等については流通段階における備蓄及び災害拠点病院の備蓄により確保する。

輸血用血液製剤については備蓄が困難なための確な情報収集・提供ができるよう連絡体制の確立を整備する。

3 対策

- ◎ 医薬品等の確保
 - 救急医薬品等の確保
 - 輸血用血液製剤の確保

(1) 救急医薬品等の確保

県（保健福祉部）が医薬品等備蓄施設の管理者及び県薬剤師会等との連携を図りつつ確保に努める。

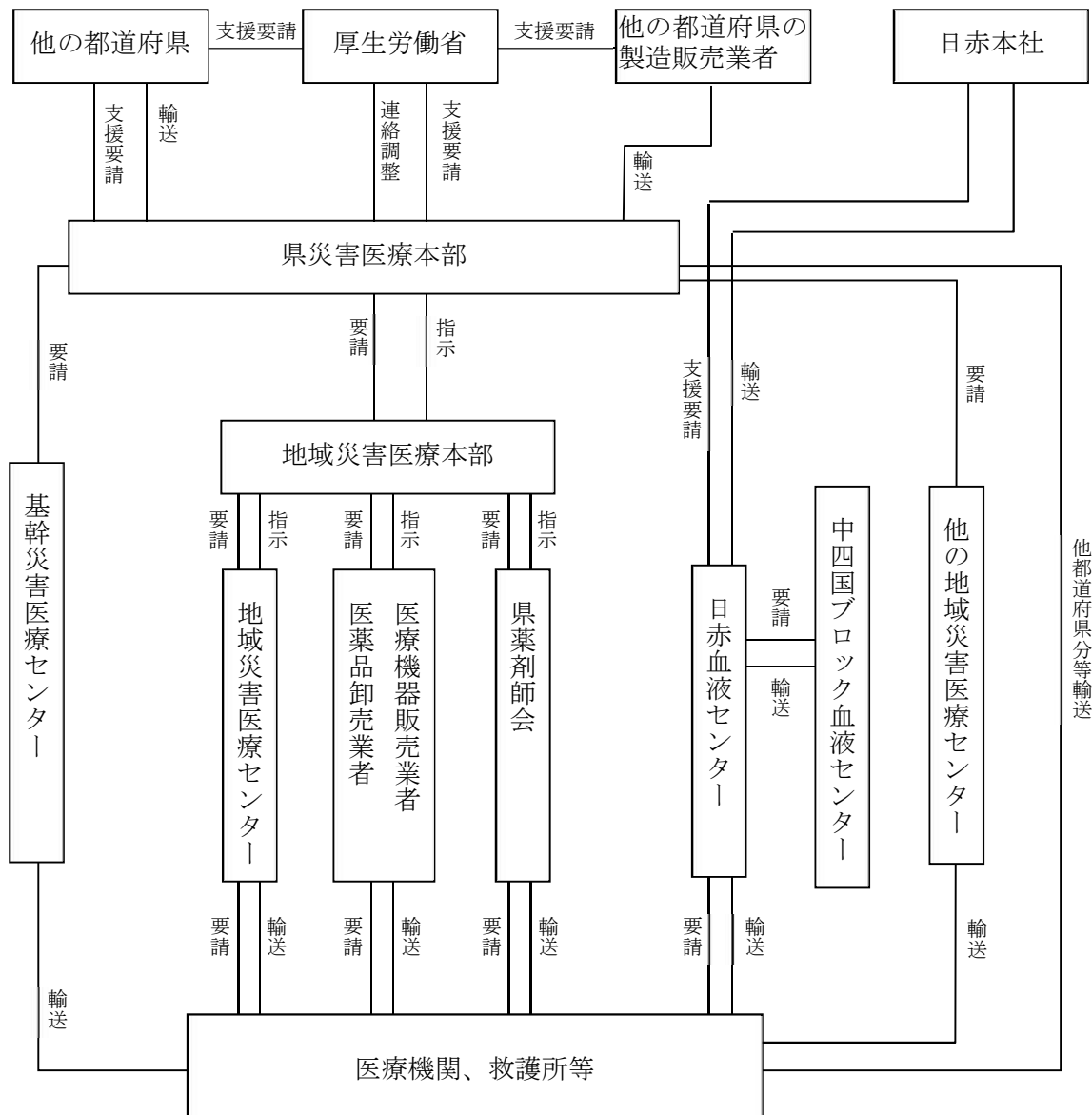
(2) 輸血用血液製剤の確保

[県赤十字血液センター]

県赤十字血液センターは、災害発生時の的確な情報収集・提供ができるよう、県、町、県医師会及び県病院協会等との連絡体制の確立に努める。

また、県赤十字血液センターは、中四国ブロック血液センターとの協力体制の確立に努める。

救急医薬品等の確保供給体制



第5 公衆衛生活動

1 現状と課題

大規模な災害が発生した時は、保健所や市町村施設が被災するなどして、被災市町村のみでは被災者の健康管理や避難所の生活環境の改善など多様な公衆衛生上のニーズに対応することが困難になることが考えられる。このため、被災地の公衆衛生上のニーズに対応できる体制を整備する必要がある。

2 基本方針

町は、県が行う被災者の健康管理や避難所の生活環境の改善など多様な公衆衛生上のニーズに対応する専門チームの被災地への派遣に連携して体制を整備し、要配慮者を含む被災者の多様な健康課題に対応できるようにする。

第4項 指定緊急避難場所及び避難路等整備計画

1 現状と課題

地震発生時において、住民が地震に伴う火災等の災害の危険が及ばない安全な場所まで迅速に避難できるよう、災害の危険が切迫した場合の緊急的な避難先として指定緊急避難場所及び避難路を指定し、標識等によりわかりやすく標示するとともに、防災マップなどにより広報等を通じて町民に周知、徹底し、万々に備えることが必要である。

しかし、従来は、切迫した災害から緊急的に避難する指定緊急避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための指定避難所が必ずしも明確に区別されていなかったため、従来の避難場所については、想定される災害の種別ごとに安全性等の基準を満たすものであるか、点検する必要がある。

また、避難者が大量に発生し、指定している指定緊急避難場所だけでは大きく不足することが想定される場合もあることから、住宅の被災が軽微で差し迫った危険がない被災者は、住宅にとどまるように誘導する方策等を検討する必要がある。さらに、道路交通等が確保された以降は、被災地外への広域避難、疎開等を促す方策を検討する必要がある。

2 基本方針

町は、指定緊急避難場所及び避難路をあらかじめ指定し、町民への周知徹底に努めるとともに、避難地への案内を表示する標識等の設置に取り組む。また、国、県及び町は指定緊急避難場所及び避難路の重点的な整備を図る。

3 対策

- ◎ 避難場所の整備
 - 指定緊急避難場所の指定
 - 指定緊急避難場所の整備
- ◎ 避難路の整備
 - 避難路の指定
 - 避難路の整備

第1 指定緊急避難場所の整備等

町は、地域の実情に即した指定緊急避難場所の指定、整備を推進する。

(1) 指定緊急避難場所の指定

[町]

町は、公園、学校等公共施設等を対象に、地域の人口、圏域、地形等に応じ、必要な数、規模

の指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難路を選定し、その管理者の同意を得た上であらかじめ指定し、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により日頃から住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定するものとする。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適切である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底に努める。

指定緊急避難場所は、被災が想定されていない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有するもので、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとする。また、公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、地震火災の輻射熱に対して安全な空間であることに留意する。

(2) 指定緊急避難場所の整備

[町]

指定緊急避難場所として指定した場所には、住民にわかりやすい表示を行い、地震発生時には速やかに避難者の受け入れができるよう出入口部分の整備やその開放等管理体制の明確化を図るとともに、夜間に避難することを想定し、照明設備の整備にも努める。

第2 避難路の整備

(1) 避難路の指定

[町]

町は、状況に応じ、町民の理解と協力を得て避難路を指定する。指定に当たっては、避難路が災害時に使用できなくなることも考慮して複数の避難路を指定するとともに、避難路には避難地への案内標識等を設置するよう努める。

(2) 避難路の整備

[国、県、町]

道路は、交通施設であるだけでなく、消防活動・延焼防止等の防災空間としての機能をはじめ多くの機能を持つ施設である。道路網を適切に配置し、道路・街路事業、土地区画整理事業等を積極的に推進することにより避難路の整備を図る。

避難路の整備にあたっては、必要に応じて避難の支障となる電柱倒壊及び切断電線等による二次災害を防止するため電線類の地中化に努める。また、窓ガラス、看板等の落下防止についても、沿道の建築物の所有者又は管理者にその重要性を啓発し、落下物発生のおそれのある建築物については改修を指導する。

避難路には、避難路であることや指定緊急避難場所の方向の表示を各所に行い、指定緊急避難場所への速やかな誘導ができるようにする。さらに、夜間の避難に備え、照明の確保にも努

める。

第5項 避難及び避難所の設置・運営計画

第1 避難方法

1 現状と課題

地震発生時には、阪神・淡路大震災においては火災や崖くずれ落石が同時多発しており、その中でもまず、行政と町民とが一体となって出火防止、初期消火等の措置が重要である。

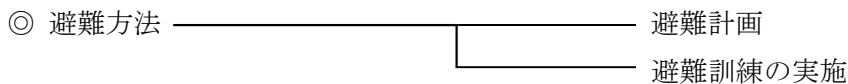
しかし、木造家屋が多い本町では、火のまわりが早く、地震火災が拡大し、生命に危険が及ぶ場合も考えられる。したがって、その危険がある地域の住民、併せて崖くずれ、落石の恐れのある地域の住民にあっては、早期に安全な場所への避難が必要となる。

2 基本方針

町は、あらかじめ避難経路について複数ルートを確認しておくとともに、総合的な避難計画を策定し町民等への周知を図るとともに、避難計画に基づく訓練に努める。

3 対策

町は、防災マップの作成・配布、防災訓練の実施等により、住民等に対して避難計画の周知徹底を図るための措置を講じる。また、大規模域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。



(1) 避難計画

[町]

町は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を作成し、地域住民、指定緊急避難場所等の施設の管理者等に周知徹底し、避難の円滑化を図る。

また、避難計画策定に当っては、要配慮者に十分配慮するとともに、消防団員、防災士、警察官、町職員など防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、訓練の実施により、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知する。

町は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するように努める。

町及び県は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。さらに、町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と町、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

[地区]

町内全地区においては、自主防災組織は組織されているが、避難計画を自主的に見直すとともに、各地域における避難の際に介助が必要と思われる要配慮者等の把握に努める。

[学校、社会福祉施設等の管理者]

施設利用者の避難誘導、安否確認の方法等を内容とする避難誘導マニュアルを作成する。

なお、避難誘導マニュアル策定にあたっては、要配慮者へ十分配慮する。

(2) 避難訓練の実施

[町]

町は、防災関係機関と共同し、又は単独で、地域住民の参加を得て、避難訓練を実施する。

また、避難訓練等の実施を通じて避難誘導活動上の問題点等を把握し、必要に応じて計画の見直しを行う。

[地区]

地域住民は、町等防災関係機関が実施する防災訓練に積極的に参加し、一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、万一の災害に備え、指定緊急避難場所、避難方法等の確認に努めるとともに、自らも自主的に避難訓練を実施する。

[学校、社会福祉施設等の管理者]

避難誘導マニュアルに基づき避難誘導訓練を実施する。

第2 指定避難所の設置

1 現状と課題

平成25年の災害対策基本法の改正以前は、切迫した災害から緊急的に避難する避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所が必ずしも明確に区分されておらず、東日本大震災では、被災者の健康管理やプライバシー保護等の面で課題を残した。災害の状況によっては、多数の被災者が長期にわたり避難所での生活を強いられることも想定されることから、生活環境を確保するために必要な施設の規模や機能等を備えた施設を指定避難所として指定する必要がある。

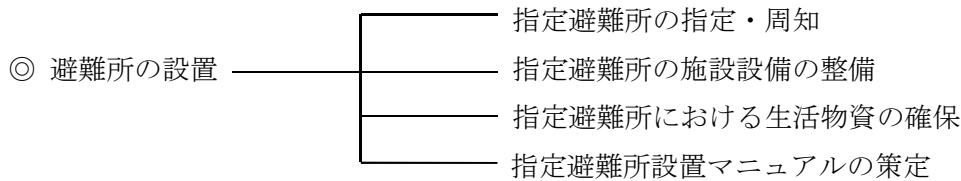
現在、町内において23箇所の指定避難所が指定されているが、本町においても、大震災が発生し、多数の被災者が長期に渡り避難所に避難した場合を想定し、量的にも質的にも整備された避難所を確保しておく必要がある。

2 基本方針

町は、想定される災害の影響や被災者の生活環境の確保を考慮した上で、あらかじめ指定避難所の指定を行い、ハザードマップや広報紙等により町民に周知を図るとともに、平常時には施設設備の整備及び生活物資の確保を行い、日頃から整備状況や在庫状況をよく確認しておく。災害時には指定避難所において資機材や生活物資等が不足することも予想されるので、町において調達業者の確保を図っておき、災害時における町民の生命、身体の安全及び良好な避難生活環境を確保するための施設として十分に機能するように努める。

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

3 対策



(1) 指定避難所の指定・周知

[町]

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、コミュニティハウス、公園、学校等公共的施設等を対象に、地域の人口、地形等及び想定される地震の規模に応じ必要な数、規模を満たす指定避難所を、その管理者の同意を得た上であらかじめ指定し、平素からハザードマップや広報紙等を通じ、また所要の箇所への表示板を設置する等により、町民への周知徹底に努める。

町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定する。

指定避難所については、町は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害の影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易場所にあるものを指定する。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定する。

指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

指定避難所として指定した施設については、その施設の管理者との間で災害時の使用方法等について事前に十分協議するとともに、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から総務課とこども・長寿課が県と連携して、必要な措置を講じるように努める。また、患者発生時の専用の避難所の確保等について検討する。

また、建物が被災した場合を想定し、建物の建築年、床面積、構造、階数、耐震診断・改修の状況等を把握しておくとともに、昭和56年5月末以前に建築確認を受けた建物を指定避難所とする場合は早急に耐震診断を行い、耐震改修が必要な建物については補強・改修を行うよう管理者に働きかけるなどにより、安全性を確保する。

町内に指定避難所の条件を満たす適当な施設等がない場合は、野外に天幕又は仮設住宅を設

置して避難所として開設し、また、近隣市町村への委託、近隣市町村の民間施設の借上げ等により設置することとし、近隣市町村や業者との協定継続に努める。

指定緊急避難場所・指定避難所等主要避難路等一覧表（資料6）

(2) 指定避難所の施設設備の整備

[町]

町は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、防災無線等の通信機器等、避難所の開設に必要な施設設備及び換気、照明等避難生活の環境を良好に保つとともに、避難所として指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進める。

また、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置など女性や子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や要配慮者に配慮したスロープ等の施設の整備、必要に応じて被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物（特定動物を除く）（以下「被災ペット」という。）のためのスペースの確保に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

なお、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒薬、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

町は、災害時における非常通話等の迅速、円滑化を図り、かつ、輻輳を避けるため、災害時優先電話をあらかじめN T T西日本事業所に申請し、承認を受けておく。

(3) 指定避難所における生活物資等の確保

[町]

町は、指定避難所又はその近傍で、食料、水、非常用電源、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒薬、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

(4) 避難所設置マニュアルの策定

[町]

町は、災害時における指定避難所設置手続について、次の事項等を内容とするマニュアルをあらかじめ策定し、指定避難所の開設・管理責任者等必要な事項について町民への周知を図る。また、訓練・研修等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

ア 指定避難所の開設・管理責任者、体制

イ 開設にあたっての当該施設の安全性の確認方法（被災建築物応急危険度判定等）

ウ 本部への報告、食料・毛布・仮設トイレ等の備蓄状況の確認及び不足分の調達要請

エ 感染症対策を踏まえた運営方法

オ その他開設責任者の業務

第3 運営体制

1 現状と課題

阪神・淡路大震災では、避難所における情報連絡体制が十分に機能せず、市町村、住民組織、支援ボランティア間の連携も不十分であった。また、東日本大震災では、被災者の心身の機能低下や様々な疾患の発生、悪化が見られたほか、要配慮者が避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から自宅での生活を余儀なくされたり、在宅避難者に支援物資が行き渡らない等の問題もあった。

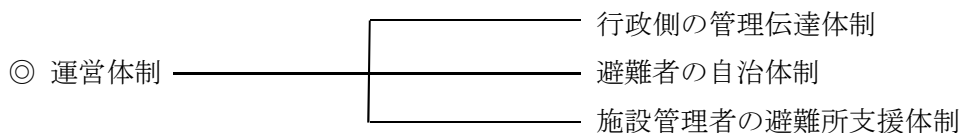
このため、指定避難所の運営に当っては、平常時から市町村の防災・福祉・保健衛生部局や指定を受けた学校等、施設の管理者、各地区自主防災組織の協力関係を構築しておくとともに、要配慮者や在宅避難者への支援等の方針も含め、必要な事項についてあらかじめ定めておく必要がある。

2 基本方針

避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ避難所運営マニュアルを作成し、避難者の良好な生活環境を確保するための運営基準や取組方法、要配慮者に対する必要な支援等について明確にしておく。また、避難所設置後は、発災直後の命の確保が最優先事項となる段階、次第に生活が安定し始め、避難者自身による自治的な運営組織が行われる段階、避難所の解消に向けた環境整備を進める段階等の各段階に応じて、町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるなど適切な対応を行う。

なお、避難所の設置は応急的なものであり、早期に施設本来の機能を回復する必要があることから、必要に応じて被災住宅の応急修理の実施や応急仮設住宅の設置、民間賃貸住宅の借上げ等を実施する等により、避難所の早期解消を図る。

3 対策



(1) 行政側の管理伝達体制

[町]

町は、災害発生後速やかに管理体制を構築するため、指定避難所の維持管理体制及び災害発生時の要員の派遣方法についてマニュアルをあらかじめ定めておく。

なお、当該職員も被災する可能性が高いうえ、深夜・休日に災害が発生する場合も考えられるので、それらの場合を考慮した配置計画とする。

(2) 避難者の自治体制

[町]

町は、指定避難所の運営管理にあたり、避難者に対する正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、町民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、自主防災組織や被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち

上げを支援する。

また、指定避難所の円滑な運営を図るため、運営の中心となる自主防災組織や指定避難所の施設の管理者等、関係者とあらかじめ協議した上で、指定避難所ごとに次の内容について定めた「避難所運営マニュアル」を作成しておき、健康管理、防犯、衛生上の観点等での避難者の良好な生活環境の確保を図るとともに、要配慮者に対する必要な支援内容等を明確にして、避難所設置の際は、当該マニュアルに沿って円滑な運営が行われるようにする。

なお、指定避難所の運営に当たっては、意思決定の場への女性の参画を推進するとともに、在宅避難者を含めた避難者の状況把握や避難生活での男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した運営に努める。

ア 避難者の自治組織（立上げ、代表者、意思決定手続等）に係る事項

イ 避難所生活上の基本的ルールに係る事項（居住区画の設定及び配分、トイレ、ごみ処理等日常生活上のルール、プライバシーの保護等）

ウ 避難者名簿の作成等、避難状況の確認方法に係る事項

エ 避難者に対する情報伝達、要望等の集約等に係る事項

オ その他避難所生活に必要な事項

カ 平常体制復帰のための対策

事前周知、自治組織との連携

避難者の生活と授業環境の確保のための対策

避難所の統合・廃止の基準・手続等

1次避難所運営マニュアル（資料 31-1）

2次避難所等運営マニュアル（資料 31-2）

(3) 施設管理者による避難所支援体制

[避難所設置施設の管理者]

指定避難所設置施設の管理者は、指定避難所の維持管理に協力するとともに運営の支援に当たするため、町や関係自主防災組織等とともに、避難所マニュアルの策定に参加する。

また、関係職員にあらかじめ研修を行い、必要な知識の習得に努める。

第6項 災害救助用資機材の確保計画

1 現状と課題

震災時には、警察、消防、自衛隊又は地域住民等によって、倒壊家屋等に閉じ込められた傷病者の救助が行われることになるが、現状の警察、消防等の装備だけでは、適切な救助用資機材が少なく、効率的な救助活動を行うことができないと予想され、救助用資機材の確保を図る必要がある。

2 基本方針

町及び県は、警察、消防の救助能力の向上を図るため、災害救助用資機材の充実強化を促進するとともに、地域の防災力を高めるため、地区コミュニティハウス等にも救助用資機材の整備を進めていく。

また、平常時から燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者

との連携に努める。

3 対策

[町]

町は、自主防災組織を単位とした地区において、ジャッキ、バール、スコップ等の災害救助用資機材の整備に努めるとともに、パワーショベル等の重機類及びその要員を確保するため、地元土木建設業者等と重機類等の借上に関する協定の締結に努める。

第7項 建設用資機材の備蓄計画

1 現状と課題

阪神・淡路大震災でも明らかになったように、複数の被害が同時・多発的に発生する地震被害に対しては、備蓄資材の内容及び数量等の一層の充実が必要である。

2 基本方針

資機材の備蓄及び調達については、経済性や備蓄場所の確保等の点から、（一社）岡山県建設業協会など関係団体の協力を最大限に活用することとし、町及び県においては、初期活動に必要な最小限の資機材の備蓄に努める。

3 対策

(1) 備蓄

[町]

町においては、地域の自然条件や被害予想規模などを勘案し、初期活動に必要な資機材の備蓄計画を定める。

また、備蓄場所の選定にあたっては、緊急輸送道路とのアクセス条件や危険性の分散に十分考慮する。なお、備蓄計画の策定にあたっては、県及び関係団体における資機材の保有状況との補完性や整合性に留意する。

(2) 調達

[町]

町においては、町内の関係団体等における資機材の保有状況を調査把握した上で、これら関係団体や他市町村との相互応援協定等の締結を積極的に検討し、地震発生時における資機材の円滑な調達が可能となるよう、備蓄計画と併せた総合的な資機材の確保対策を講じる。

第8項 地域防災活動拠点整備計画

1 現状と課題

大規模災害時に指定緊急避難場所・指定避難所や救援の基地等にも利用でき、防災活動のベースキャンプとなる防災拠点を計画的に整備する必要がある。

2 基本方針

町はそれぞれの防災活動が十分果たせるよう防災拠点等の整備を図る。

3 対策

町は、次のような利用を目的とした地域防災拠点の整備に努める。

ア 物資等の集積基地

- イ 救急、救援の活動基地
- ウ 災害ボランティア等の受入れ施設
- エ ヘリポート施設

第9項 緊急輸送活動計画

1 現状と課題

大規模な震災が発生した場合には、被災地に対し、広域協定等の相互応援協定や一般からの大量の生活必需品や食料等の輸送が予想される。また、救助・救援活動に必要な資機材を必要とする事態も想定され、こうした資機材・救援物資等を着実に搬入し、確実に配送するためには、それを繋ぐ緊急輸送活動が重要となる。

しかし、災害発生時には多くの混乱が見込まれ、食料の保管配布場所の要員、ノウハウを持つ関係者の不足等により、緊急輸送の確保が困難な場合も想定されるため、平常時からあらかじめその対策について検討しておく必要がある。

2 基本方針

町及び県は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路等）及び輸送拠点（トラックターミナル等）・集積拠点について把握・点検を行う。

また、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図り、関係機関、周辺住民等に対する周知徹底に努める。

3 対策

救援物資や各種資機材等の搬入は、被災者には生命線であり、必ずこれを確保し着実に配送しなければならない。そのためには、拠点施設の耐震性の確保、早急な道路啓開、陸路以外の緊急輸送手段の確保及び緊急輸送車両の通行保証が重要であり、その対策が迅速に行えるよう努める。

(1) 拠点施設の耐震化

町及び県は、資機材や救援物資の受援拠点となる施設の耐震化に努める。

(2) 道路啓開の迅速化

町は、県や国と連携しつつ一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体との間に応援協定を締結するなど、障害物の除去や応急復旧等に必要となる人員、資機材の確保に努める。

(3) 陸路以外の緊急輸送手段の確保

陸路の破壊による輸送ルートへの遮断も考えられることから、陸路以外の手段も検討する。

町及び県は、陸路以外の空路（臨時ヘリポートの確保を含む。）について施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、その候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定し、その周知に努める。

(4) 緊急輸送車両の通行保証

町及び県が輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両へ緊急通行車両標章が円滑に交付されることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的に行うなど、その普及を図る。

第10項 消防等防災業務施設整備計画

1 現状と課題

地震災害の応急活動を実施するためには、倒壊家屋からの救助、道路障害物の除去等に適した資機材や消火、救急活動に必要な車両等の整備を図っておかなければならない。

2 基本方針

災害が発生したとき、緊急に出動し応急活動の中核となる警察、消防及び自衛隊における防災関係資機材等の整備・充実を図る。

3 対策

[消防]

ア 管内の消防水利の状況を再点検するとともに、多角的な消防水利の確保・整備を図る。

(ア) 防火水槽、耐震性貯水槽の整備

(イ) 池、河川等の自然水利の活用を図る措置

(ウ) プール、水道等の既存の人工水利の活用を図る措置

(エ) 道路横断用のホース保護具等の整備

イ 消防防災ヘリコプターの活動拠点を警察と連携を図りながら設置する。

ウ 消防ポンプ自動車、救急自動車等の車両の整備を図る。

[自衛隊]

自衛隊の大型ヘリコプターの利用に備えてヘリポート適地を日本原駐屯地と連携して準備する。

第11項 広域的応援体制整備計画

1 現状と課題

南海トラフ巨大地震などの大規模災害においては、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定され、他地域からの応援が必要になる。

応援については、被災の範囲・被害規模等の状況に応じた応援隊や資機材を考慮するほか、被災地の受入体制等についても検討を加えておく必要がある。

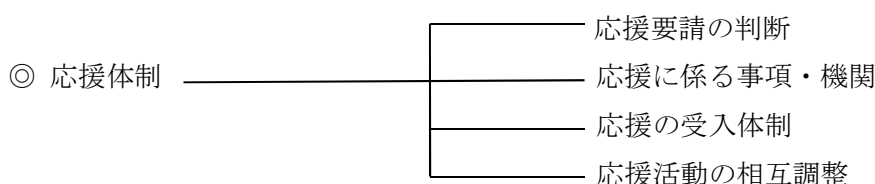
災害応援協定一覧表及び協定書(資料28)

2 基本方針

県では、大規模災害を想定した広域の応援体制として、現在、中国5県、中四国地方9県及び全国都道府県との相互応援協定を締結している。

また、県内における被災で応援が必要になる場合を前提に、県内市町村の応急対策が有効かつ的確に実施できるよう、応援マニュアルを作成するとともに、東日本大震災における例を参考に、相互に後方支援基地として、その機能が発揮できるよう相互応援協定の推進に努めることとしている。

3 対策



(1) 応援要請の判断

ア 応援要請は町長が判断をすることを原則とする。

イ 地震被害は市町村域を超えて同時多発するものであり、事態によっては広域的観点から、知事が必要な機関、自治体等に応援要請ができるものとする。

(2) 応援に係る事項・機関

応援については、被災の範囲・被害規模等の状況に応じて必要な応援隊や資機材を要請する。

ア 県内相互応援

町は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底するなど、必要な準備を整えておく。

(ア) 県は、岡山県消防防災ヘリコプター支援協定に基づき、被災市町村から要請があった場合には、消防防災ヘリコプターを出動させ、町の行う消防業務を支援する。

(イ) 知事は、特に必要があると認めるときは、被災地に隣接する市町村長に応急措置の実施について応援を指示する。

(ウ) 岡山県下消防相互応援協定の活用を図る。

(エ) 町は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

イ 県外からの応援

県は、自主的に又は町からの要望に応じて、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法等を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど必要な準備を整えておく。

(3) 応援の受入体制

町、県及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けられるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

ア 自治体応援の受入れは、町又は県が行う。

県は、災害等発生時の広域支援に関する協定等に伴い、応援を受ける場合及び他県を支援する場合を考慮して、岡山県災害対策本部規程の各部（課）の所管事項を整備する。

イ 警察、消防の応援隊はそれぞれの機関が受け入れることとし、その担当部署及び連絡体制を確立する。

警察…警察災害派遣隊等

消防…緊急消防援助隊等

ウ 自衛隊の受入れは、基本的には町とするが、県は、状況によっては応援部隊やその車両等の基地及びヘリポートについて総合的に調整する。

(4) 応援活動の相互調整

ア 警察、消防、自衛隊が共同で活動する場合は、相互に積極的に連絡をとり合い災害情報等の共有に努める。

イ 人命救助その他の救援活動をより効果的に行うため、連携してその任務にあたるよう、相互に調整を行う。

◎ 広域支援体制の確立

町及び県は、相互応援協定の締結にあたっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

また、国は、県及び市町村等と協力し、応急対策職員派遣制度により、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。

- (1) 災害の発生により、被災県独自では十分な応急措置ができない場合に備え、他の県と広域支援体制の確立に努める。
- (2) 「災害等発生時の広域支援に関する協定」については、中国地方5県と平成24年3月1日（平成7年7月13日に締結した協定の改正）に、中国・四国地方9県と平成24年3月1日（平成7年12月5日に締結した協定の改正）に、全国都道府県と平成24年5月18日（平成8年7月18日に締結した協定の改正）に、それぞれ協定を締結しており、その概要は次のとおりである。

ア 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供

イ 被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供

ウ 避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあつ旋並びに資機材の提供

エ 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣

オ 避難者を受け入れるための施設の提供

カ 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

その他、香川県と昭和48年5月10日に、兵庫県と平成8年5月31日に「災害時の相互応援に関する協定」を締結している。

また、ヘリコプターに関しては、中国地方5県と平成23年3月1日に、香川県と平成23年8月30日に「消防防災ヘリコプター相互応援協定」を締結している。

- (3) 中国地方5県及び中国・四国地方9県では、「災害等発生時の広域支援に関する協定」に基づき、大規模広域的災害の発生当初から円滑かつ迅速に支援を行うため、あらかじめ支援相手を定めたカウンターパート制を平成23年11月21日から導入しており、平素からカウンパート県との交流を深め、有事の際における広域支援体制の確立を図る。
- (4) 中国地方5県、中国・四国地方9県、全国都道府県等との連携・調整を図りながら、大規模広域的災害時における実効性をより高めるため、広域支援体制の不断の見直しを行う。
- (5) 消防広域応援体制の充実については、他県から緊急消防援助隊が派遣された場合に設置する消防応援活動調整本部を防災・危機管理センターに併設し、災害対策本部等とのより緊密な連携を確保するとともに、消防救急無線のデジタル化に伴い通信システムを整備することで、防災対策力のさらなる強化を図る。
- (6) 南海トラフ巨大地震が発生した場合、大きな被害は県南で発生すると考えられることを踏まえ、県南と県北の連携を考えた防災対策について検討を進める必要がある。

第12項 行政機関防災訓練計画

1 現状と課題

災害を最小限度に止めるためには、平素から各種訓練を実施する必要があるが、十分に実施されてはいない状況にある。

このため、町は県との連携による災害対策はもとより、町民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、万一の災害から自らを守るとの意識のもとに、地域ぐるみで災害に対処する体制づくりや、年1回以上各種訓練を実施することにより、緊急事態に即応できるよう機動力の維持に努める。

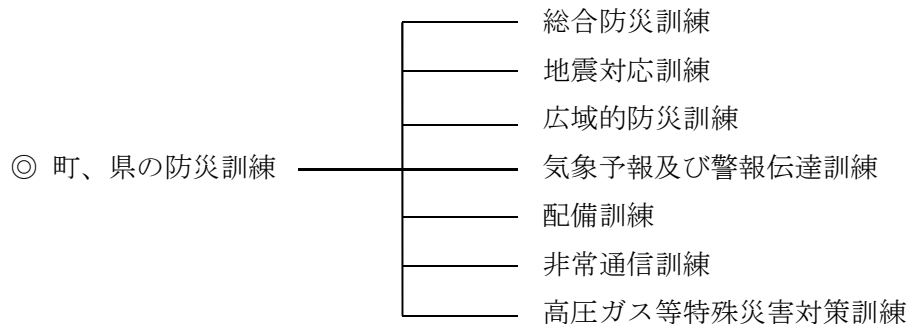
2 基本方針

地震災害においては、被害が同時に広範囲に及ぶことが予想されることから、町及び県は、防災関係機関、地域住民、自主防災組織及びNPO・ボランティア等の参加を得て、緊密な連携の基に各種訓練を実施し、防災関係機関相互の協力体制の強化と予防並びに応急対策機能の向上、町民の防災意識の高揚を図る。

訓練の実施にあたっては、被害の想定を明らかにする等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な訓練となるよう工夫して実施する。

また、訓練実施後には参加機関が集まり、訓練内容の評価を行うことにより、課題等を明らかにし、町及び県等の防災体制等の改善を行う。

3 対策



(1) 総合防災訓練

大規模な地震・津波災害を想定の上、防災関係機関及び地域住民が参加して、総合的、実践的な訓練を実施する。

ア 訓練参加機関

- ・町、県、警察、消防機関、自衛隊
- ・指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関
- ・医療、看護等の関係団体
- ・自主防災組織、事業所等の防災関係団体

イ 訓練項目

- ・防災意識の高揚
- ・町民、地域、企業における自主防災組織の訓練
- ・防災関係機関による情報の収集・伝達及び広報訓練
- ・防災関係機関による応急対策訓練
- ・緊急輸送路確保、救援物資輸送等の訓練

- ・ ライフライン等の確保訓練
- ・ 避難所、救護所の開設・運営等に関する訓練

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

- ・ 災害対策本部訓練
- ・ 広域応援要請訓練

ウ 訓練後の評価

訓練の終了により評価を行い、防災計画・防災業務計画を見直し防災体制の改善に反映させる。

(2) 地震対応訓練

大規模な地震・津波災害発生後の対応能力の向上を図るため、防災担当部局相互の連携、各機関の役割に応じた適時適切な応急対策訓練の実施を図る。

- ・ 災害情報収集及び伝達訓練
- ・ ヘリコプターテレビシステムの映像等の情報伝達訓練
- ・ 災害ボランティア対応訓練

(3) 広域的防災訓練

災害等発生時の広域支援に関する協定等に基づき広域的に次の防災訓練を実施する。

- ・ 支援要請訓練
- ・ 情報連絡訓練
- ・ 応援隊等の応援・受援訓練
- ・ 広域支援本部設置・運営訓練
- ・ 支援における必要な物資、資機材の確保訓練

(4) 気象予報及び警報伝達訓練

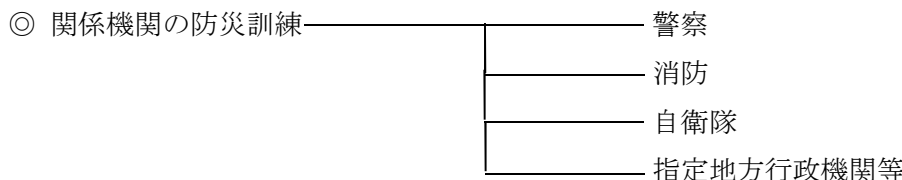
気象予報及び警報を県（出先機関を含む。）及び全市町村に伝達し、情報に基づき迅速、的確に対応する訓練をする。

(5) 配備訓練

職員の配備、呼び出し等の訓練を行う。

(6) 非常通信訓練

災害時の通信確保のため、非常通信協議会の協力を得て、有・無線の通信訓練を実施する。



(1) 警察

- ア 災害警備実施計画に基づく一般部隊（救出・救助部隊等）の実践的な訓練を実施する。
- イ 警察災害派遣隊等に関連する実践的な訓練を実施する。

(2) 消防

- ア 岡山県下消防相互応援協定に基づく実効的な訓練を実施する。

- イ 緊急消防援助隊に関連する実践的な訓練を実施する。
- ウ 消防職員の非常招集訓練等を実施する。
- (3) 自衛隊
 - 派遣要請があった場合に救援活動が迅速かつ適切に行えるように、総合防災訓練に参加するほか、部隊での訓練を実施する。
- (4) 指定地方行政機関等
 - 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの機関が所掌する防災業務の訓練を実施する。

第13項 公的機関等の業務継続性の確保

1 現状と課題

町、県、その他の防災関係機関は、災害発生時において、重要な役割を担うが、過去の災害においては、自らの被災による庁舎や電気・通信機器の使用不能や、災害発生に伴う業務量の急増に対応する人員の不足等から、災害対応その他の業務に支障を来した例もある。

このため、災害時に資源（人、物、情報等）が制約を受けた場合でも、一定の業務を的確に行えるよう、業務継続計画を策定し、対策を事前に準備しておく必要がある。

2 基本方針

町は、災害発生により、人、物、情報等利用できる資源に制約が生じた場合にも、災害対応その他の業務が適切に実施できるよう、業務継続計画を策定する。

3 対策（業務継続体制の確保）

町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制とじ後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画を策定し業務継続性の確保を図る。

業務継続計画の策定に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

奈義町業務継続計画（資料-29）

第3節 地震に強いまちづくり

第1項 建物、まちの不燃化・耐震化計画

1 現状と課題

阪神・淡路大震災や東日本大震災など、近年の大震災による教訓として、地震による人的被害や経済的被害を軽減するための住宅・建築物の耐震診断や非構造部材の耐震化等を含めた耐震改修の促進が喫緊の課題となっている。昭和56年6月以降のいわゆる新耐震基準に基づき建築された住宅・建築物は、一定レベルの安全性の確保がなされていることから、町内の住宅・建築物のうち、旧基準で建築されたものについて、早急に耐震診断及び耐震改修を図る必要がある。

また、東日本大震災では、天井材等の脱落等の落下物、ブロック塀等の倒壊により死傷者が発生したほか、多くの人々が長期にわたる避難生活を余儀なくされ、その生活環境は、プライバシーの欠如だけでなく、高齢者、乳幼児連れの方、心身に障害のある人等の要配慮者には、劣悪ともいべき状況であったことから、非構造部材の耐震化も図られ、だれもが安心して利用できる避難所(あんしん避難所)の整備が重要であり、総じて地震に強いまちづくりのためには、インフラ全体の適切な整備を図る必要がある。

2 基本方針

現在、我が国の建築物については、建築基準法や日本建築学会等の技術基準によって設計・施工されており、高い耐震性、安全性が確保されていると言える。

一方、想定を超える地震に対しても常に無傷で耐えられる建築物やまちづくりを求めることは経済的、技術的に問題があり、また、居住性を損ねるため、社会通念上容認されにくい現状がある。しかし、想定を超える災害が発生した場合には、生命の安全の確保を第一としつつ、被害を最小限に食い止められるような、「地震に強いまちづくり」を目指す必要がある。

特に、防災上重要な建築物については、災害時の救援活動の拠点としての使用に支障を来す被害を受けないことが極めて重要であり、その対策を行うほか、老朽化した社会資本についても、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

また、地震により、建築物が受ける被害度は建築物個々の特性、建設地盤その他の複雑な要素がかかわり合うものであり、建物の性格や地盤特性等に応じた建築物の耐震性の確保については、今後、より促進していく必要がある。

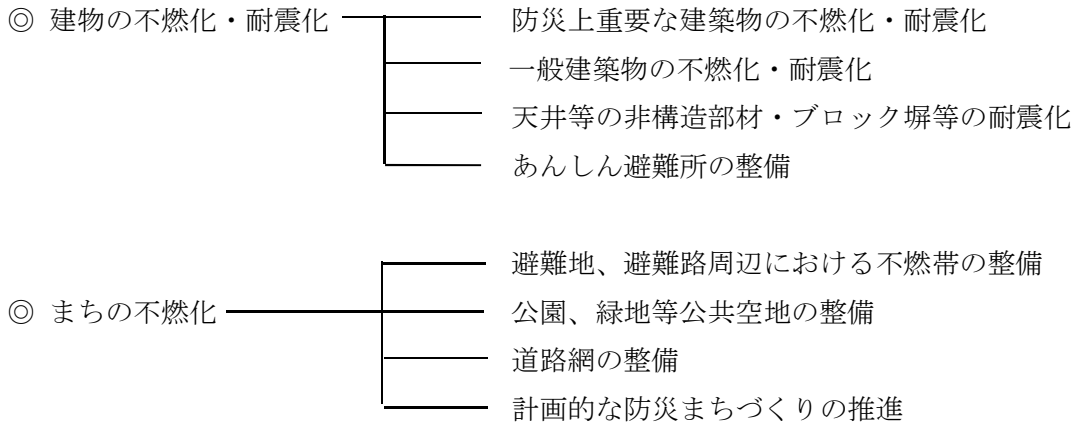
火災が起きた場合にその火災を極力他の建築物に及ぼさないように、建築物の不燃化、まちの不燃化を促進する。さらに、指定緊急避難場所の周辺や避難路の沿道についても不燃化を図りさらに安全なまちとする必要がある。

なお、安全を重視した総合的な土地利用の確保を図るため、防災まちづくりの方針を奈義町まちづくり総合計画に位置付けることが望ましい。

また、町は、県が作成する地震防災緊急事業五カ年計画に基づき、各種施設の緊急的な整備を図り、町の安全性向上に努める。

特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化については、奈義町耐震改修促進計画等に定めた数値目標などにより、計画的かつ効果的な実施に努める。

3 対策



第1 建物の不燃化・耐震化

(1) 防災上重要な建築物の不燃化・耐震化

[町、県、施設管理者]

町、県及び施設管理者は、災害時において救援活動の拠点や指定避難所となる学校や社会福祉施設、救急・医療活動の拠点となる病院、情報収集・伝達・応急対策の拠点となる庁舎など防災上重要な建築物の不燃化及び耐震化を図る。

これらの建築物については、防災計画に基づき適切な場所に限震構造等の耐震性能が特に優れた建築物の建設を促進する。また、現行の耐震基準（昭和56年施行）以前に建築された既存の建築物については、耐震診断の実施に努め、耐震性能が不足すると判断された場合には耐震改修を行う。

(2) 一般の住宅・建築物の不燃化・耐震化

[町、県]

町及び県は、一般の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図る。

(3) 天井等の非構造部材・ブロック塀等の耐震化

[町]

町は、崩落のおそれのある天井等の非構造部材、大規模な吊り天井などを有する建築物については、所有者又は管理者に対して改修を指導する。また、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等、その安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く町民に啓発するとともに、危険なブロック塀等に対して改修を指導する。

(4) あんしん避難所の整備

[町]

町は、誰もが安心して利用できる避難所（あんしん避難所）の整備に取り組むほか、地震のリスクなどの情報提供と併せて、災害時における自助・共助の精神（心のバリアフリー）の普及啓発を行う。

第2 まちの不燃化

(1) 指定緊急避難場所、避難路周辺における不燃帯の整備

[町]

指定緊急避難場所や避難路が火災、輻射熱等に対して安全であることは、その指定や整備に

あたって重要なことであるが、さらに安全性を高めるためには、指定緊急避難場所の周辺や避難路の沿道といったエリアでの不燃化が必要であることから、町は、道路、公園、緑地、河川、耐火建築物群等の連携による延焼遮断空間を確保するという観点での整備を進める。

(2) 公園、緑地等公共空地の整備

[町]

公園、緑地等における緑とオープンスペースは、人々の憩いの場やスポーツ・レクリエーションの場となるほか、災害時においては、避難場所、災害復旧の拠点として重要な役割を果たすと同時に、火災の延焼を防止するなど防災上重要な役割を持っていることから、整備・促進に努める。

(3) 道路網の整備

[国、県、町]

道路管理者は、道路の延焼遮断効果が大きいことに注目し、住宅地における新設改良にあたっては、災害危険度等を勘案しながら広い幅員を確保する。

(4) 計画的な防災まちづくりの推進

[町]

災害に強いまちづくりは、計画的に推進することが重要である。

また、道路、公園、緑地、河川等について、避難路、避難場所、延焼遮断空間等の確保の観点から早急に総点検を行い、早期に整備する必要があるものについては整備計画を策定し、その整備に努めることとし、整備にあたっては、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

総点検は、次の視点から実施する。

道路……避難路として迅速かつ安全に避難できる構造を有しているか。また、延焼遮断帯として機能を果たすための空間が確保されているか。

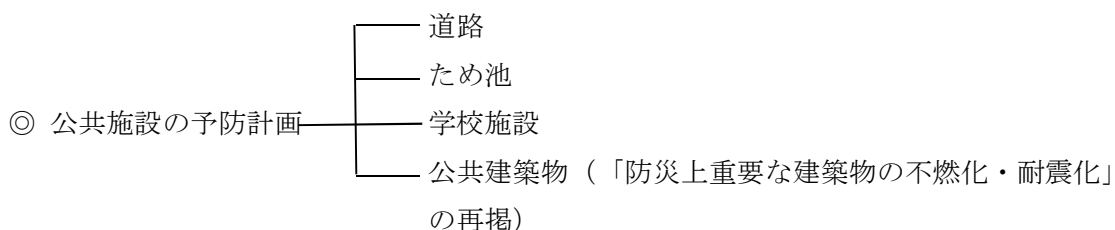
公園、緑地…避難場所、救援活動の拠点、延焼遮断帯として機能を果たすために適正に配置されているか。

延焼遮断帯…道路、公園、緑地、河川等が連携し、延焼遮断帯としての機能を発揮できるか。

第2項 公共施設等災害予防計画

道路交通施設及び交通信号機等の交通安全施設をはじめ、河川、砂防関係施設等の公共施設は、日常の社会経済活動だけでなく、地震発生時の応急活動においても重要な役割を果たすものである。

したがって、これら公共施設について事前に予防措置を講じ、被害を最小限にとどめる必要があり、中でも老朽化した施設等については、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。



第1 道路

(1) 現状と課題

道路は日常の社会経済活動だけでなく、地震発生時の応急活動において重要な役割を果たすものである。したがって、道路の安全性の向上を図り、事前の予防措置を講じる必要がある。これまで、経済性、効率性を重視した施設整備が行われてきたことから、震災時には道路としての機能が十分発揮できないおそれがある。このため、今後の道路整備においては耐震性の高い施設整備を行い、安全性を高める必要がある。

また、地震発生時の応急活動を円滑に行うためには、警察による交通信号機、道路交通情報板等を活用した適正な交通管理を行う必要がある。

(2) 基本方針

災害時において道路の機能が十分発揮できるよう整備を行う。橋梁等の耐震性の向上を図るため、安全性について検討を行い、必要な対策を実施する。また、今後新設する橋梁等道路構造物についても、地震に対する安全性を十分考慮した整備を行う。

落石等危険箇所についても、災害時の避難、緊急物資の輸送に支障をきたさないよう、危険箇所について重点的にパトロールを実施するとともに、危険箇所の防災対策の推進を図る。

また、警察においても、大規模な震災が発生した場合に、交通信号機等の機能障害を最小限に止めるため、施設の耐震化と電源・制御回線の確保のための対策を推進する。

(3) 対策

[国、県、町、西日本高速道路㈱]

被災時において、救援物資の集積地点（空港、港湾等）とのアクセスが確保でき、道路の機能が十分発揮できるよう整備を行う。

橋梁等の耐震対策については、緊急輸送道路など緊急度の高い橋梁から順次補強を行っていくとともに、今後新設する橋梁については、道路橋示方書に基づき整備を行う。また、横断歩道橋、大規模な擁壁、共同溝などについても地震に対する安全性を考慮し整備を行う。

落石危険箇所については、危険度の高い箇所や緊急輸送道路などを優先して防災対策を行い、地震に強い道づくりを推進する。

第2 ため池

(1) 現状と課題

町内には116箇所（西原ダム含む）のため池があり、大半がかなり老朽化している。町内のため池については、阪神・淡路大震災の際ほとんど被害は発生していないが、東日本大震災では被災地域において多くの古いため池が被害を受けたことから、より一層改修の促進を図る必要がある。

(2) 基本方針

ため池のうち、老朽化の著しいものや耐震性が劣っているもので緊急に整備を要するものについて、機能障害箇所を事前に把握した上で、補修、補強、耐震性の向上等改修整備を優先的に行い、地震によるため池の被災を防止する。

また、地震等により決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（以下「防災重点農業用ため池」という。）について見直し49箇所

(西原ダム含む)を選定して逐次ハザードマップを作成し、町と住民等が連携して訓練を行うなどにより、地域の災害への対応力を高める。

(3) 対策

[県、町等]

農業用ダム、ため池の管理は水害防止上重要なものであり、阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験を踏まえ、防災の観点から重要なため池を対象として危険度等の基礎的調査を実施する。調査結果に基づき、管理者である町や土地改良区等への安全管理の徹底を指導するとともに、危険なものについては早期改修に努める。

また、町等の管理者に対し、日常の維持管理の徹底や監視体制の強化を指導するとともに、町は、防災重点農業用ため池49箇所(西原ダム含む)のハザードマップを逐次作成し、地域住民に対し、防災意識の啓発に努める。

さらに、震度4以上の地震が発生した地域においては、早急に点検・調査を実施し、状況の把握に努める。

防災重点ため池(資料24)

ため池ハザードマップ(資料13)

第3 学校施設

(1) 現状と課題

学校施設は児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、公立学校については、災害発生時には地域住民の指定緊急避難場所・指定避難所としての役割を果たす重要な施設であることから、早急に耐震化を促進し安全性を確保するとともに、防災機能を強化することが求められている。

(2) 基本方針

児童生徒等の安全を守り、安心して豊かな教育環境を整備するとともに、地域住民の安全と安心を確保するため、実効性のある耐震化計画を策定し、早期に学校施設の耐震化を進めて行く。

また、災害時の指定緊急避難場所・指定避難所として防災機能の充実を図る。

(3) 対策

[県、町]

ア 学校施設の耐震性の確保並びに不燃化及び堅ろう化の促進

学校施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、建築にあたっては十分な耐震性を確保し、不燃化及び堅ろう構造化を促進する。

また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する安全性に留意し、適切な予防措置を講じる。

イ 学校施設・設備等の点検及び整備

既存施設については、耐震診断に基づき補強等を行う。また、建物に加え、電気、ガス、給排水設備等のライフライン及び天井材、外壁、照明器具等の非構造部材についても定期的に安全点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの補強、補修等の予防措置を図る。

災害に備えた避難及び救助に関する施設・設備の整備を促進し、防災活動に必要な器具等を備蓄するとともに、避難設備等は定期的に点検を行い整備に留意する。

ウ 危険物等の災害予防

学校等にあつては、ロッカー等、転倒物の固定具設置など、安全を確保できるよう適切な予防措置を講じる。

また、化学薬品等の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの関係法令に従い適切に取り扱うよう講じる。

第4 公共建築物（「防災上重要な建築物の不燃化・耐震化」の再掲）

(1) 基本方針

庁舎、病院及びその他の公共建築物については、災害時において救援活動の拠点としての機能に支障をきたす被害を受けないよう耐震性を確保する。

(2) 対 策

[国、県、町、施設管理者]

国、県、町及び施設管理者は、災害時に応急対策、救援・救急活動の拠点となるこれらの防災上重要な建築物の不燃化及び耐震化を向上させる。

また、旧耐震基準により建設された建築物について、耐震診断の実施に努め、必要があれば耐震改修を行う。

第3項 ライフライン（水道等）施設予防計画

水道等ライフラインは、町民の暮らしに必要なものであり、平常時のみならず災害時にも、安定的な供給が求められる。このため、各施設の耐震化を図り、ライフラインの安全性、信頼性を高める必要がある。

第1 上水道施設

[町]

(1) 現状と課題

町民が飲用に適する清浄な水を得ることができるようにすることは、町民の生存、生活の基本的な事項の一つであり、この整備と確保は、行政としての責務である。また、緊急時にも町民の生活や生命を守るために必要な水を供給する行政の役割は、ますます重要性を高めてきている。

緊急時の飲料水の確保は、東日本大震災を例とする大災害時においても、水道事業が中心的役割を果たすことが期待されていることを再認識しておかなければならない。

この基本的認識に立ち、水道事業体としては、生活用水や生活に密接に関わる主体としての社会的使命の重さを改めて自覚し、計画的な施設整備をはじめ、防災行政とも連携して、これまでの枠に限定されずに、事業活動のあり方を検討することが必要である。

(2) 基本方針

耐震性確保の観点から水道施設の総点検を行い、施設の老朽度合いと地形・地質の状況を勘察して、必要な耐震性診断を実施することによって、優先度を見極め、総合的かつ計画的に耐震化を推進する。

(3) 対 策

ア 基幹施設及び重要系統の耐震化・近代化

水道施設について部分的な被害が生じて、他の部分においては通常の機能を発揮することができるようにするため、配水池に至るまでの基幹施設について、耐震化を含めた老朽施設の更新を進めるとともに、断水被害の拡大防止の観点から、独立して配水機能を発揮できる配水ブロック化を促進する。

各配水ブロック内においては、優先順位を定めて、重要系統から逐次計画的に施設の近代化を進める。

また、河川等を複数系統の管で横断する場合には、一方を水管橋又は橋梁添架管、他方を伏越しとする等、工法を変えることも併せて推進する。

イ 老朽管の更新

石綿セメント管、鋳鉄管等については、耐震性の確保、また、東日本大震災でも立証されたことから、ダクタイル鋳鉄管等耐震管への計画的な布設替えを行う。また、配水本管については離脱が起こりにくい伸縮性のある継手を使用する。

ウ 緊急時の給水の確保

基幹施設の一部がダウンする緊急時においても、機能を維持できるようにして、水道システムの安定性を向上させる。

第2 下水道施設

[県、町等]

(1) 現状と課題

下水道は、重要なライフラインの一つであり、震災等により下水道の機能が麻痺した場合、汚水の滞留や未処理下水の流失による公衆衛生被害の発生が考えられる。下水道施設が被災すると町民活動や社会活動に大きな影響が生じる可能性があるが、下水道施設の耐震化の状況は非常に遅れているのが現状である。

そのため、速やかに施設の耐震診断を行い、その結果を踏まえて、優先度の高い施設から耐震性能を確保していく必要がある。

(2) 基本方針

耐震性の効率的な向上を図るべく、処理場や処理場へ直結する幹線管路など優先順位の高い施設から耐震化を推進していくとともに、被災した場合でも最低限の機能確保や避難支援が可能となるような施設計画を推進する。

(3) 対策

ア 下水道施設の弾力的運用による機能の確保

施設が損傷を受け、下水処理が不能となった場合でも、雨水滞水池、処理水質の改善や修景のための池を沈殿池、塩素混和池に転用することや可搬式処理施設を活用することにより、必要最低限の処理を行えるよう、応急対策を加味した施設計画とする。

イ 重要幹線や下水処理場内の水路等の複数系列化

重要幹線又は下水処理場内の重要な水路、配管若しくは汚泥圧送管等が破断した場合は、システム全体が長期にわたり機能を停止することになる。これを避けるため、重要幹線の二条化や処理場内の重要な水路等の複数系列化について検討する。

ウ 下水道施設のネットワーク化

下水道施設が損傷した場合にその機能を代替できるよう、管渠、ポンプ場、下水処理場のネットワーク化について検討する。

また、埋設度の大きい管渠は被害を受けにくいことから、光ファイバー等下水道管理用の通信網を整備し、他の行政機関の通信手段としても活用できるよう検討する。

エ 下水道施設の防災施設としての活用

下水道は下水処理場、ポンプ場等まとまった空間を有しており、これらを避難場所、延焼遮断帯として活用する。

また、高度処理水や雨水貯留施設の貯留水を消防用水、雑用水等として利用することを考慮した施設計画を検討する。

第4項 災害廃棄物処理計画

1 現状と課題

大規模災害時には、一時的に大量の災害廃棄物が発生し、平常時の体制ではその処理が困難である。

災害時に発生する廃棄物をできる限り迅速かつ計画的、効率的に処理するため、発生する廃棄物量をあらかじめ推計するほか、災害廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置や適正な処理方法、減量化、最終処分の計画を事前に策定しておく必要がある。

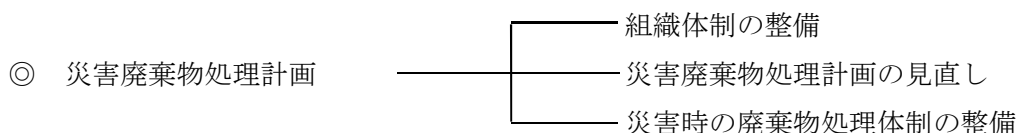
さらに、広域的な処理を想定した、支援協力体制の構築が求められている。

2 基本方針

町は、策定した奈義町災害廃棄物処理計画に基づき平常時から組織体制を整備する。

また、必要に応じ災害廃棄物処理計画の見直しを行い実効性ある計画を維持する。災害発生時は、災害発生規模に応じ計画を適宜に修正して、実効性ある災害廃棄物処理体制の整備に努める。

3 対策



(1) 組織体制の整備

町は、災害廃棄物処理計画に基づき迅速に適切な廃棄物処理のための初期活動が行えるよう、発災時の動員・配置計画、連絡体制、指揮命令系統等を関係者に徹底しておく。

また、関係行政機関、周辺市町村及び廃棄物関係団体等と広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

さらに、迅速かつ的確に情報収集し、関係機関等と連絡調整、処理計画の実行が行われるよう職員の教育訓練を実施する。

(2) 災害廃棄物処理計画の見直し

町は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、必要に応じ災害廃棄物処理計画を見直し、災害廃棄物の仮置場の確保や運用指針、一般廃棄物(指定避難所のゴミや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を行う場合の体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあ

り方等について、実効性を向上する。

(3) 災害時の廃棄物処理体制の整備

町は、災害発生の規模に応じ計画を適宜に修正して、実効性ある災害廃棄物処理体制の整備に努める。この際、大量の災害廃棄物が発生した場合は、広域処理体制の確立に努める。

また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努める。

第5項 危険物施設等災害予防計画

1 現状と課題

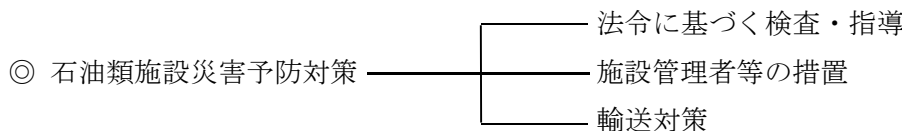
危険物には石油類をはじめとして発火性、爆発性があり、災害の発生及び拡大の防止のため平素からの対策が重要である。

また、これら危険物は、大別して製造所のほか、貯蔵所、取扱販売所の形で流通しており、それぞれの流通部門ごとの対策も必要である。

2 基本方針

消防機関等は石油類、高圧ガス及び火薬類の予防対策について施設管理者等を指導し、災害の未然防止に努める。

3 対策



(1) 法令に基づく検査・指導

[消防機関]

町及び消防機関は、消防法及び危険物の規制に関する政令に基づき、各種の講習会、研修会を通じて法令の周知、取扱いの徹底を図る。

(2) 施設管理者等の措置

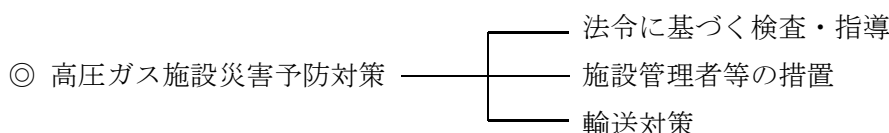
ア それぞれの施設に応じた日常の点検事項及び点検方法等を自主的に定める。

イ 施設における化学消火薬剤及び必要資機材の確保を図る。

(3) 輸送対策

[県警察]

警察は、石油類及び火薬類の輸送に係る事故対策を強化するため、火薬類輸送車両合同取締等を実施する。



(1) 法令に基づく検査・指導

[中国四国産業保安監督部、県、消防機関]

中国四国産業保安監督部、県及び消防機関は、高圧ガス保安法及び関係保安規則に基づき、次の事項を実施する。

ア 高圧ガス設備等の保安検査、立入検査を実施する。

イ 各種の講習会、研修会を通じて法令の周知、取扱いの徹底を図る。

(2) 施設管理者等の措置

- ア 保安教育計画の作成及び保安教育を実施する。
- イ 定期自主検査を実施する。

(3) 輸送対策

[県（消防保安課）、県警察、消防機関]

警察、消防機関は、高圧ガスの輸送に係る事故対策を強化するため、次の事項を実施する。

- ア 高圧ガス移動防災訓練
- イ 高圧ガス輸送車両合同取締

第6項 地盤災害予防計画

1 現状と課題

地震による地盤災害は、地域による地盤特性によって大きく異なる。このため、地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形・地質及び地盤を十分理解し、その土地の自然特性及び災害特性に適した土地利用を計画的に実施していく必要がある。

2 基本方針

地盤災害は地域特性が極めて顕著な現象であり、各種施設の被害を未然に防止するため、地域の特性を十分調査検討し、地盤特性に関する知識の普及に努めるとともに、適正な土地利用を推進し、災害時の被害を軽減するための諸対策を講じる。

3 対策

- ◎ 地盤災害の予防計画
 - 地すべり、急傾斜地等崩壊危険区域の予防計画
 - 液状化危険地域の予防計画
 - 土地利用の適正化
 - 大規模盛土造成地マップの周知等

(1) 地すべり、急傾斜地等崩壊危険区域の予防計画

[県]

ア 地すべり予防計画

県は、総合的な地すべり防止工事の実施に向け、町及び関係住民の同意の下に、地すべり防止区域の指定を促進する。

国土交通省及び農林水産省所管の地すべり防止区域及び危険箇所について、地すべり等防止法に基づき、地すべり防止区域内の切土・盛土等の地すべりを誘発助長する行為に制限を加えて地すべりによる災害を防止する。今後とも、地表水の排除、浸透水・地下水の排除等を中心に事業を実施し、地すべり災害の未然防止を図る。

イ 急傾斜地等崩壊危険区域予防計画

県は、危険度の高い急傾斜地については「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて急傾斜地崩壊危険区域に指定し、総合的な対策の実施を図る。また、緊急度の把握のため定期的に危険度の高い急傾斜地の調査点検を実施する。

急傾斜地等崩壊危険区域では、崩壊を助長する行為の制限及び急傾斜地崩壊対策事業等の実施を推進する。

県、町その他関係機関は、崩壊危険箇所について平素からパトロールを実施するとともに、地

域住民に対し、がけ崩れの危険性についての周知徹底と防災知識の普及を図る。また、必要に応じて防災措置の勧告、改善命令等を行う。

(2) 液状化危険地域の予防計画

[県、町]

ア 液状化危険地域の把握

緩く堆積した砂質系地盤の地域、県北部の河川沿いの一部の地域等では、その地質と地下水の条件により、地盤の液状化が発生し、建築物、公共施設、地下埋設物等に対して被害をもたらす可能性がある。このため、過去の液状化災害、大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する調査研究の成果を踏まえ、各地域における地盤状況を点検し、液状化現象が予測される地域（液状化危険地域）を把握する。

イ 液状化防止対策の実施

地域住民に対しては、地盤の液状化に伴う危険性について啓発活動を実施し、防災知識の普及に努める。

併せて、地盤の液状化を防止する地盤改良、液状化による被害を最小限にとどめる建築物、公共施設、地下埋設物等の耐震強化等、各種対策の普及を図る。

なお、東日本大震災を受け、国において、施設の特性を踏まえ、公共インフラにおける各技術基準の在り方を検討することとしており、その検討結果を踏まえて取り組む必要がある。

(3) 土地利用の適正化

[県、町]

ア 土地条件の評価

土地自然情報を収集・整理し、災害強度の評価を実施し、その結果に基づいた適切な土地利用やハード面及びソフト面での対策に関する調査を実施する。

また、その結果は、危険箇所マップの作成等により災害危険箇所の周知を図るとともに、土地自然に関する情報や評価結果を広く一般町民に対して公開することにより、町民の意識を啓発し、町民と行政が協力した土地利用の適正化の推進に資する。

イ 土地利用の誘導・規制

土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

(4) 大規模盛土造成地マップの周知等

[県、町]

町及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを周知するほか液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作製・公表するよう努めるとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

第3章 地震災害応急対策計画

第1節 応急体制

第1項 応急活動体制

1 現状と課題

大規模地震が発生した場合においては、職員の被災、交通機関の途絶等が想定されることから、応急活動に従事する要員が自動的に体制につき、即応的な応急活動がとれる体制を確保する必要がある。

特に、被害状況の早期把握がその後の応急対策を実施する上で重要であることから、集合途上における被害情報の収集や周辺の現状把握なども併せ、初動体制の確立を図る必要がある。

2 基本方針

地震が発生した場合の初動体制として、配備要員と業務を定め、必要に応じ災害対策本部を円滑に設置し、運営できる措置を講じておく。

また、被害状況の把握に努め、町民の生命、財産の被害を最小限に食い止められるよう、応急活動の基礎となる情報収集、情報伝達に努める。

3 対策

◎ 防災体制

(1) 震度階等に基づく防災体制及び職員の配備は次のとおりとする。

防災体制	奈義町震度階	勤務時間内	勤務時間外
警戒体制	震度4	全管理職 +指定の職員	全管理職 +指定の職員
特別警戒体制	震度5弱	全管理職 +指定の職員	全管理職 +指定の職員
非常体制	震度5強以上	全職員	全職員

※ 震度4以上で災害対策本部を設置（消防団含む）

(2) 警戒体制

全管理職及び指定職員は、勤務時間外及び休日に地震発生情報（町内に震度4）を知った場合には、役場に参集し、警戒体制をとると共に災害対策本部を設置する。また、勤務時間内においては、全課長及び消防団長による災害対策本部会議を行うとともに体制配備（配備基準による職員）し、必要に応じて情報収集、連絡活動等を実施する。

(3) 警戒体制での業務

警戒体制で町長（又はその代位者）は、職員を指揮し次の業務を行う。

- ア 被災状況等の情報収集
- イ 県・消防組合への報告
- ウ 特別警戒体制へ移行する措置

総務課長は、特別警戒体制への移行を予期する場合は、美作県民局及び陸上自衛隊第13特

科隊に連絡調整要員の派遣を調整する等、じ後の円滑な対応業務の準備を促進する。

(4) 特別警戒体制の措置

総務課長は、被災状況等により次の順位で自衛隊の派遣要請等の判断をあおぐ。

第1位 町長 第2位 副町長 第3位 教育長

(5) 非常体制の措置

所掌の防災活動を各部署職員の全員をもって実施する。

(6) 町本部の設置基準

ア 町本部は、次の場合に設置する。

町内に震度4以上の地震が発生した場合

震度4未満であっても、相当規模の災害が発生し又は発生のおそれがあるとき

イ 町本部を設置したとき及び廃止したときには、美作県民局、津山圏域消防組合等関係機関に報告する。

(7) 職員の配備

全職員は、勤務時間外において震度5強以上の地震発生情報を知ったときは自主判断により、役場に出勤する。

(8) 町本部組織

町本部組織は、奈義町災害対策本部条例の定めるところによる。

(9) 町本部の応急活動

ア 町本部が設置されたときは、各部署は予め定められた業務を所掌する。

イ 町本部は県本部と連絡調整をし、県が実施する対策と整合を図りながら応急対策を行う。

第2項 地震情報の伝達計画

1 地震に関する警報等の種別

(1) 緊急地震速報（警報）

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

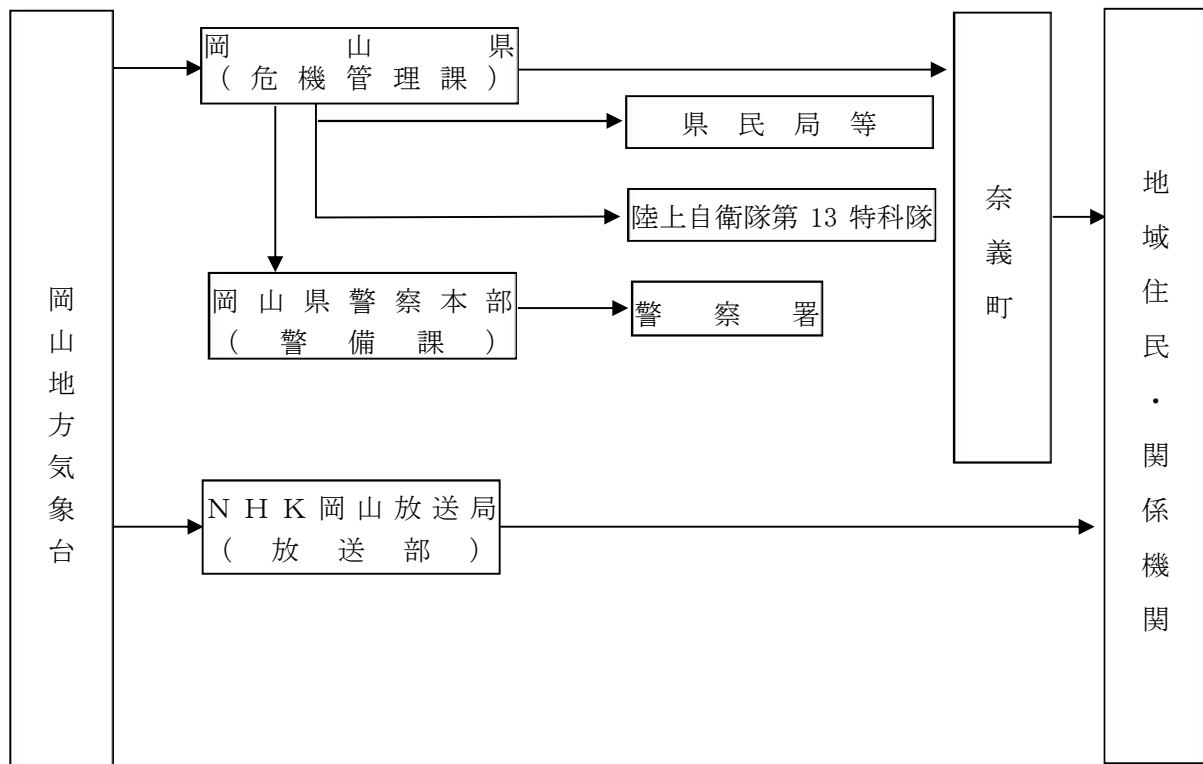
なお、震度6以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けている。

(2) 地震速報

地震が発生した場合、その発生時刻や発生場所、地震の規模（マグニチュード）を解析するとともに観測された震度のデータを収集して、その地震に関する情報を速やかに発表する。

2 地震情報の伝達系統

岡山地方気象台からの伝達



(注) 県から陸上自衛隊第13特科隊へは、震度4以上の場合に伝達する。

第3項 被害情報の収集伝達計画

1 通信手段の確保

(1) 災害発生直後は直ちに災害情報連絡のために、次の通信手段を確保する。

ア 防災行政無線による地上系移動局

イ なぎチャンネル

ウ 携帯電話

エ 民間等の通信設備の優先利用、優先使用(災害対策基本法 57 条、79 条)

オ 防災関係機関から情報連絡員の派遣を受け、無線連絡の確保を図る。

(2) 通信手段の確保に併せ、その機能維持等の要員を配置する。

ア 通信施設の機能確認、維持及び施設の復旧に要する要員

イ 通信統制、通信運用の指揮等に要する要員

2 災害初期の被害情報の収集・連絡

(1) 町は、被害について把握できたものを直ちに県へ連絡する。状況により、県は町ヘリエゾン(情報連絡員)を派遣し、迅速に情報を収集する。

(2) 町は、地震により、火災が同時多発し、又は多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに津山圏域消防組合及び県に報告する。

(3) 町は、地震による町内の震度が「震度5強」以上であることを覚知した場合には、第一報について津山圏域消防組合に対しても直接報告する。(被害の有無を問わない。)

(4) 町は、地震による町内の震度が「震度6弱以上」を観測した場合は、発災後速やかに行政機能の確認状況(市町村行政機能チェックリスト)を県に報告する。

3 収集・連絡の内容

(1) 応急対策時においては、救急活動並びに防災活動に従事する各防災関係機関は、それぞれの活動状況と被害状況を本部に随時報告する。

(2) 活動状況については、次のような事項を防災関係機関が相互に密接に情報交換する。

ア [町→県・美作県民局]

町本部等設置状況、応急活動状況、応援の必要性

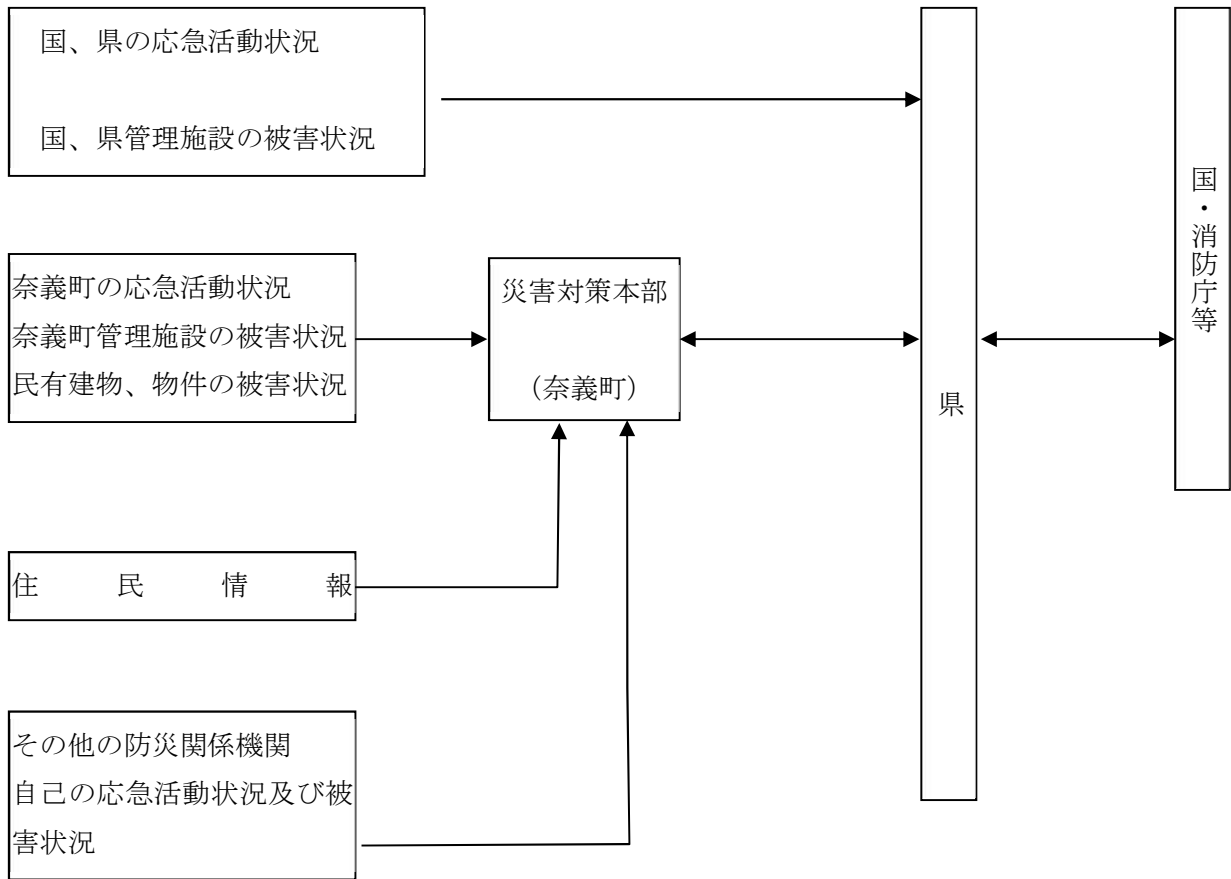
イ [県・美作県民局→町]

県が実施する応急対策の活動状況

4 収集・連絡体制

応急対策時の被害状況等の情報収集・連絡の基本は、次のフローによる。

ただし、各防災機関において被害の状況等により緊急を要すると判断した場合には、直ちに県災害対策本部に連絡する。



第4項 災害救助法の適用

1 現状と課題

災害が一定規模以上でかつ応急的な救助を必要とする場合は、災害救助法を適用し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

災害発生時における迅速・的確な法の適用を図るために、手続きを整理しておく必要がある。

2 基本方針

制度の概要並びに救助の種類と実施者、適用基準及び手続きの概要を示し、災害救助法を適用すべき災害が発生した場合に、迅速に法を適用し、救助を実施する。

3 対策

- ◎ 災害救助法の適用
 - 制度の概要
 - 救助の種類及び実施者
 - 適用基準
 - 適用手続き

(1) 制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために、県知事が国の機関として応急救助を行うものであるが、県において迅速かつ適切な救助の実施ができないと認められる場合には町長に委任される。

救助の種類、程度、方法及び期間に関しては、知事が厚生労働大臣の定める基準に従い定めることとされており、県及び町が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。

但し、町は一時繰替支弁する必要があることがある。

(2) 災害救助法による救助の種類と実施者

- ①医療及び助産（※実施者＝知事）
- ②応急仮設住宅の供与（※実施者＝知事）
- ③生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与（※実施者＝知事）
- ④避難所の設置
- ⑤炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ⑥被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ⑦被災者の救出
- ⑧被災した住宅の応急修理
- ⑨学用品の給与
- ⑩埋葬
- ⑪死体の搜索及び処理
- ⑫災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(3) 適用基準

県及び町は、次の基準により災害救助法の適用基準の該当の有無について判定する。

該当する場合又は該当すると見込まれる場合は、「(4)適用手続」をとる。

ア 町の区域内の人口に応じ、下表に定める数以上の世帯の住家が滅失したとき。

人口区分		住家が滅失した世帯数
5,000人以上	15,000人未満	40

(注) 半壊等の換算については、以下の災害救助法施行令第1条第2項（住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は三世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。）の規定による。

(4) 適用手続

町長は、災害が発生した場合は迅速かつ正確に被害状況を確認し、被災状況が「(3) 適用基準」に該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に報告するものとする。

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けるものとする。

災害救助法に基づく救助の実施にあたっては、完了までの間、日毎に救助の実施状況を整理しておくとともに、知事に災害の状況を適宜中間報告する。

第5項 広域応援

1 知事の応援要請

(1) 町に対する応援

知事は、町の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるよう配慮する。（災害対策基本法 70条1項関係）

(2) 知事は、町の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市町村相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。（災害対策基本法 72条関係）

2 町長の応援要請

(1) 知事に対する応援要請

町長は、町の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事に応援を求め、又は応急対策の実施を要請する。（災害対策基本法 68条関係）

(2) 他の市町村長に対する応援要請

町長は、町の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、他の市町村長に応援を求める。（災害対策基本法 67条関係）

応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救急等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り応援を行う。災害応急対策の実施について、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下で行動する。

また、「応急対策職員派遣制度」やその他の相互応援協定等においても、県と連携・調整を図りながら、広域支援体制の実効性の向上を図る。

3 職員の派遣

(1) 職員の派遣の要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し当該機関の職員の派遣を要請する。

派遣要請事項

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 職員の派遣の斡旋

知事又は町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関等の職員の派遣の斡旋を求める。

- ア 派遣の斡旋を求める理由
- イ 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

第6項 自衛隊災害派遣要請

1 基本方針

大規模な地震により災害が発生し、人命又は財産保護のため必要な応急対策の実施がそれぞれの実施機関だけでは不可能又は困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

2 災害派遣要請権者及び災害派遣命令者

(1) 災害派遣要請権者

知事（危機管理課）

大阪空港事務所長

(2) 災害派遣命令者

陸上自衛隊日本原駐屯地司令

3 災害派遣部隊等の活動範囲

災害派遣部隊等の活動範囲は、主として人命及び財産の保護のため、防災関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる活動を行う。

(1) 被害状況の把握及び伝達

車両、航空機等状況に適した手段により偵察を行い、被害の状況を把握し、関係機関に伝達する。

(2) 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があると認めるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。

(3) 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救助作業等に優先して捜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬積込等の水防活動を行う。

(5) 消火活動

火災に対しては、利用可能な防火用具等（空中消火が必要な場合は、航空機）をもって、消防機関に協力して、消火に当たるが、消火薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、除去にあたる。

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行う。

(9) 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水の支援を行う。

(10) 救援物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）

に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

(11) 危険物の保安及び除去

自衛隊の能力の範囲内において、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

(12) その他

その他臨機の必要に応じ自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置をとる。

4 災害派遣の自衛官の権限

災害派遣の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長、警察官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。

なお、当該措置をとったときは、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

	措置権限	根拠条文	関連規定
災害 対策 基本 法	ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく 立入り制限・禁止及び退去命令	第63条第3項	
	イ 他人の土地、建物等の一時使用等	第64条第8項	通常生ずべき損失の補償第82条
	ウ 現場の被災工作物等の除去等	第64条第8項	除去した工作物等の保管第64条9項
	エ 住民等を応急措置の業務に従事させる こと	第65条第3項	従事した者に対する損害の補償第84条
	オ 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行 を確保するため必要な措置	第76条の3 第3項	
自 衛 隊 法	ア 警察官がその場にいない場合の避難 等の措置	第94条	警察官職務執行法 第4条及び第6条
	イ 警察官がその場にいない場合に救助 等のための立入		

5 災害派遣要請等手続き

(1) 町長の派遣要請の要求

ア 町長が自衛隊の派遣要請を必要とした場合、知事に対し、災害派遣要請要求書を提出する。
なお、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により文書によることができない場合は、とりあえず電話その他の方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

イ 町長は、アによって知事に対して派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び町の地域に係る災害の状況を自衛隊又は防衛大臣に通知することができる。この場合において、町長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

ウ 派遣要請要求書の様式は次のとおりである。

派遣要請要求書の様式

年 月 日
知 事あて
市町村名
災害派遣に関する要請
標記の件に関し、下記により速やかに部隊の派遣を要請します。
記
1 災害の状況及び派遣を要請する事由
2 派遣を必要とする期間
自 年 月 日 時から
至 年 月 日 災害が終了するまで
3 派遣を希望する区域及び活動内容
(1) 派遣を希望する区域
(2) 活動内容
4 その他参考となるべき事項（作業用資料、宿舎の準備状況など）
(1) 連絡場所及び連絡職員
(2) 宿舎
(3) 食料
(4) 資材
(注) 緊急の場合、電話等により要請し、事後文章（2部）を提出する。

注：用紙の大きさは、A4とする。

(2) 撤収要請依頼

ア 町長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき又は必要がなくなったときは、速やかに、災害派遣要請権者に対して、自衛隊の撤収要請を依頼する。

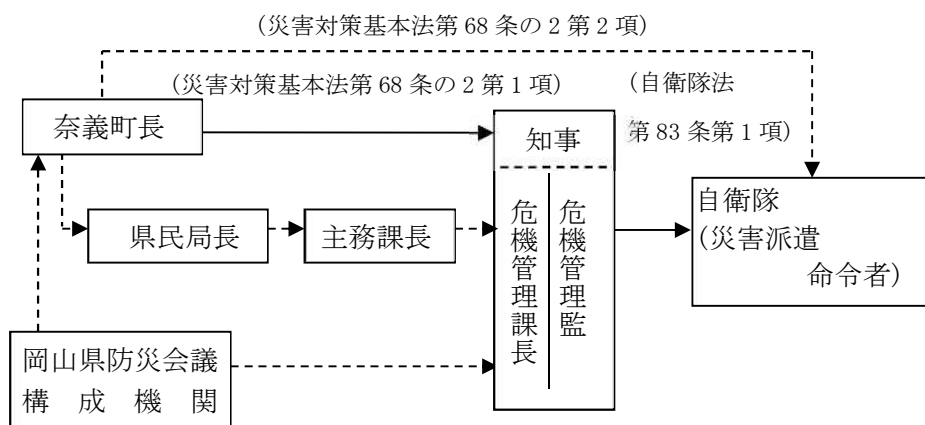
イ 撤収要請依頼書の様式は次のとおりとする。

撤収要請依頼

年 月 日
知 事あて
市町村名
自衛隊の撤収要請依頼について
<p>自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害復旧も概ね終了しましたから、下記のとおり撤収要請を依頼します。</p>
記
<p>1 撤収要請依頼日時 年 月 日</p>
<p>2 派遣要請依頼日時 年 月 日</p>
<p>3 撤収作業場所</p>
<p>4 撤収作業内容</p>

注：用紙の大きさは、A4とする。

(3) 災害派遣要請等手続系統



(----- は情報の連絡系統)

(4) 連絡方法

N T T電話 0 8 6 8 - 3 6 - 5 1 5 1 (内線 2 3 7 夜間等は 3 0 2)

F A X 0 8 6 8 - 3 6 - 5 1 5 1 (内線 2 3 8)

防災行政無線 6 4 4 0 - 0 3 1 (事務室)

6 4 4 0 - 0 3 8 (宿直室)

6 4 4 0 - 0 3 9 (3科・F A X併用)

(5) 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により自主出動する。

ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

イ 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を講じる必要があると認められること。

ウ 航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。

エ その他災害に際し、上記アからウに準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

6 災害派遣部隊の受入

(1) 災害派遣要請権者は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、関係市町村長又は関係機関の長に受入れ態勢を整備させるとともに、必要に応じて職員を派遣し、派遣された部隊及び派遣を受けた市町村又は関係機関相互の間の連絡にあたる。

県は、広域災害時には、次の点に留意する。

ア 派遣部隊の移動が迅速に行われるための的確な道路情報を連絡する。

イ 大型輸送機の使用に備えて岡山空港、岡南飛行場の離着陸の対応措置をとる。

(2) 受入側の町長又は関係機関の長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるよう努めなければならない。

ア 派遣部隊との連絡職員を指名する。

イ 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業を開始できるようあらかじめ準備しておく。

ウ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。

エ 自衛隊の宿泊施設（又は宿営場所）及び車両等の保管場所の準備をする。

災害が大規模かつ特殊な場合は、他県からの自衛隊部隊を受け入れるための宿営場所及び車両等の保管場所を、災害派遣要請権者と協議して準備する。

[自衛隊部隊が宿営等のために使用する地積の基準]

連隊規模：約 1 5, 0 0 0 m²

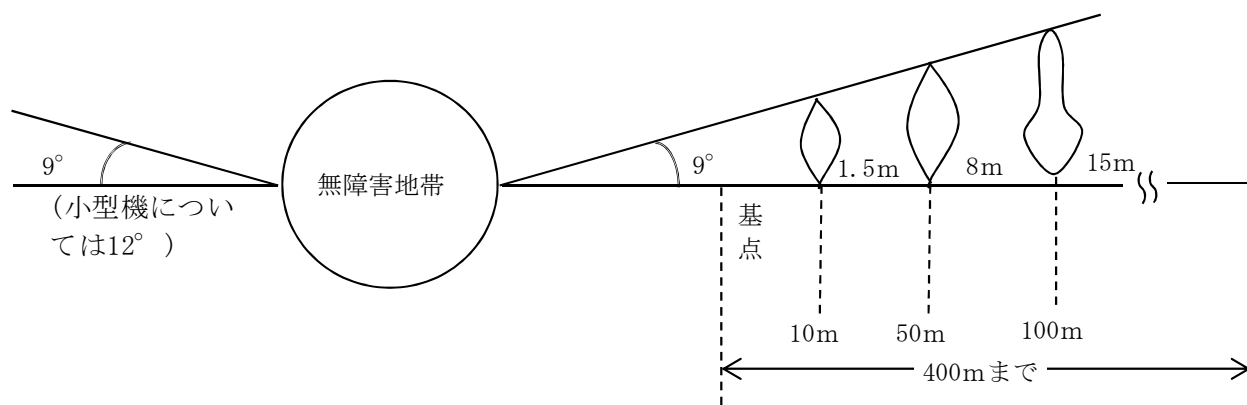
師団等規模：約 1 4 0, 0 0 0 m²

オ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の点について準備する。

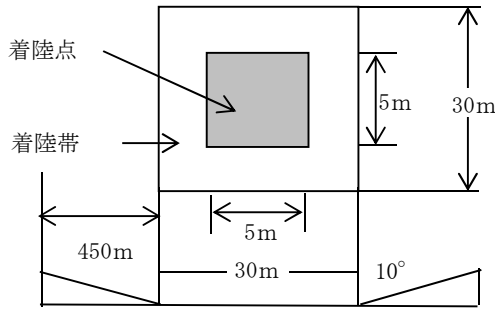
(ア) 下記の基準を満たす地積及び離着陸地点の地盤は堅固な平坦地を確保する。

なお、この際、土地の所有者又は管理者と十分調整を行う。

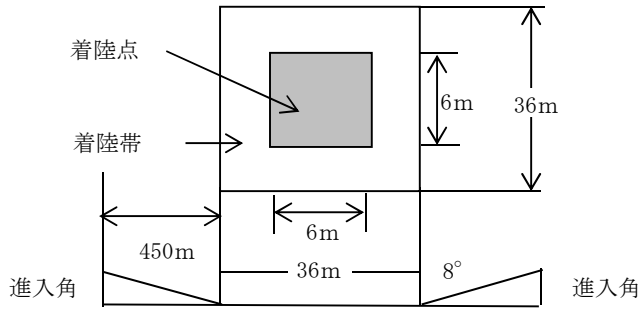
[着陸地点及び無障害地帯の基準]



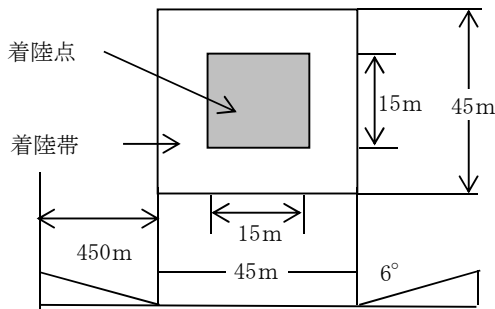
(a) 小型機(OH-6：観測用)の場合



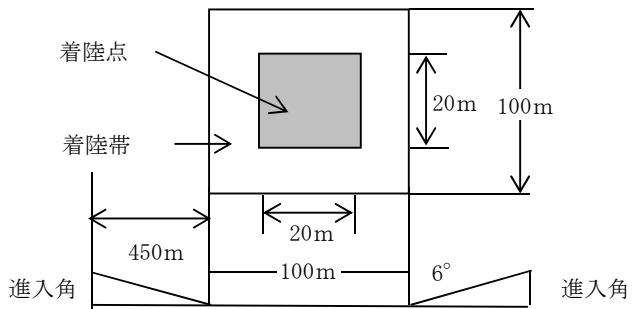
(b) 中型機(UH-1：多用途)の場合



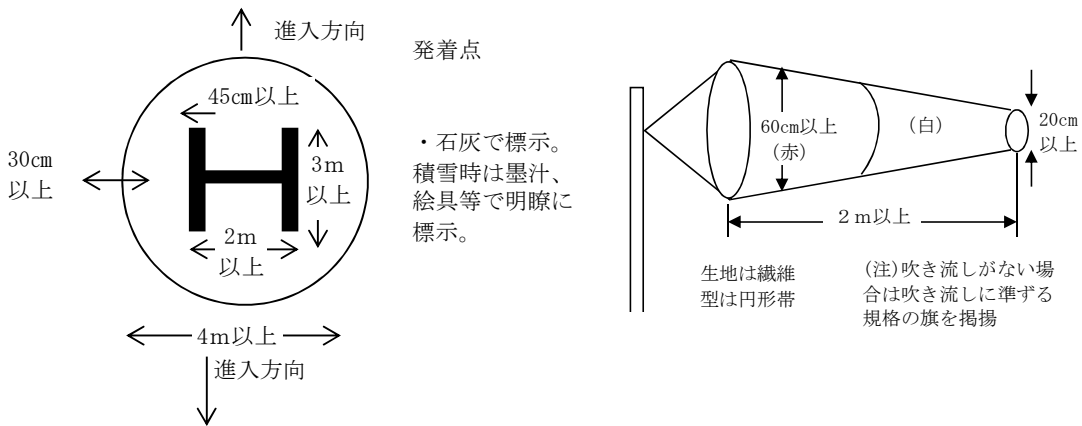
(c) 大型機(V-107：輸送用)の場合



(d) 大型機(CH-47：輸送用)の場合



(イ) 着陸地点には、下記基準のH記号を平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。



- (ウ) ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- (エ) 砂塵の舞い上がる時は散水し、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- (オ) ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸について広報を実施する。
- (カ) 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- (キ) 離着陸時のヘリポートには、関係者以外を立ち入らせないようにする。

7 災害派遣に伴う経費の負担区分

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町村が負担し下記の基準とする。
 - ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
 - イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設置費を含む。）及び入浴料
 - ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、運搬、修理費
 - エ 県等が管理する有料道路の通行料
- (2) 負担区分について疑義が生じた場合、又はその他必要経費が生じた場合は、その都度協議して決める。

第2節 緊急活動

第1項 救助計画

1 現状と課題

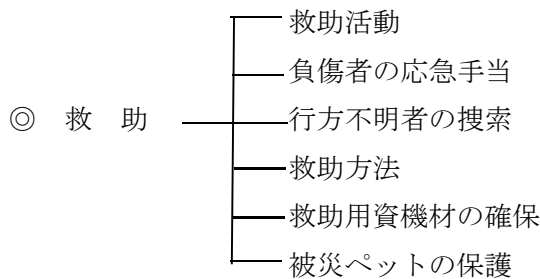
震災時には、広域的又は局地的に、倒壊家屋の下敷きや車両事故等により、救助を必要とする多数の負傷者が発生すると考えられるが、消防、警察、自衛隊又は町民との協力によって、迅速かつ的確に、救助を行う必要がある。また、東日本大震災においては、地域の被災ペットの保護収容等の問題もあった。

2 基本方針

防災関係機関は、緊密な連携の下に、災害により生命、身体が危険となった者を早急に救助し、負傷者については、医療機関に収容する。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

また、救助等に携わった職員等の惨事ストレス対策に努める。さらに、飼養動物の保護収容等については、あらかじめ災害時の動物の管理について考慮しておき、必要な措置が行えるよう努める。

3 対策



(1) 救助活動

町は、救助活動に関する調整を行うとともに、必要に応じて、県又は他市町村への応援要請を行う。

また、被災を免れた近隣市町村は、応援要請に基づき、又は自らの判断により救助活動を行う。

災害現場で活動する消防機関、警察及び自衛隊の部隊は、必要に応じて合同調整所を設置し、

活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊等間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊等間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するとともに、あらかじめ定められた手順に従い、住民、自主防災組織等の協力を得て、迅速かつ的確に救出活動を行う。

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

(2) 負傷者の応急手当

消防機関（救急救命士、救急隊員を含む）及び自衛隊は、救助した傷病者に対して、専門的に習得している処置を行うとともに、必要に応じて、緊急の治療を要する者について、救護班又は医療機関へ搬送する。

住民に対しては、講習又は訓練等により習得した止血、人工呼吸、心臓マッサージ等簡易な手当を施すことにより、救護等に協力するよう指導する。

(3) 行方不明者の搜索

町は、警察、消防機関、医療機関等と連絡を密にして、行方不明者等の情報収集に努める。特に、行方不明者の数については、搜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者の搜索に当たっては、各機関の受持ち責任区域割り等を行うなど効果的な搜索活動が行われるよう総合調整を図る。

住民、事業所等は、救助隊に行方不明者の情報提供を行うとともに、搜索活動に協力する。

(4) 救助方法

町、消防機関、警察等防災機関等による救助は、救命の処置を必要とする負傷者を優先することを原則とするが、延焼火災が発生し、同時に多数の救出が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救出活動を行い、また、延焼火災がなく、同時に多数の救出が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に効率的な救助活動を行う。

また、生き埋めになった負傷者の声などを聞き漏らさないようにするため、救出にあたる重機類の音や上空のヘリコプターの音等を一斉に停止させる「サイレントタイム」を設定する等、現場の特性に応じた効果的な救助活動に努める。

(5) 救出用資機材の確保

町は、救助用資機材の借上協定等に基づいて、関係団体から資機材を借り上げ、調達する。

消防機関、警察等防災機関は必要な救出用資機材については、原則として各救助関係機関で調達するが、各機関相互に活用できる資機材については、貸出しなど協力する。

(6) 被災ペットの保護

町は、県と連携を図りながら、飼養動物の保護に努めるとともに、必要に応じ指定避難所等での被災ペットのためのスペースの確保に努める。

第2項 資機材調達計画

町で備蓄している資機材や当該地域内における関係業界との応援協定に基づき資機材の調達を行い、被害状況等によって、県や他の市町村に対し、必要な資機材の動員を依頼する。

第3項 救急・医療計画

1 医療体制

(1) 指揮命令系統の確立及び医療活動に関する総合調整

町及び消防機関は、自主防災組織等と連携して次の業務を行う。

ア 広域災害救急医療情報システムの活用により、医療機関情報の収集・提供

イ 避難所、居宅等における傷病者情報の収集・提供

ウ 救護所の設置と救護班の派遣要請

(2) 救護所の設置・救護班の編成

町は、傷病者の発生状況を把握し、避難所等に救護所を設置する。

また、必要に応じて、地域災害保健医療調整本部に対して救護班の派遣を要請する。

(3) 医療機関のライフラインの確保

町は、医療機関からライフラインの復旧の要請があった場合、ライフライン事業者に対して、優先的復旧の要請を行う。

また、ライフライン事業者に対して、応急復旧までの間、医療機関への水等の優先的な供給を要請するとともに、必要に応じて自衛隊の災害派遣を県に要請する。

(4) 効率的な医療の実施

医療機関は、予め策定したマニュアルに従うとともに、次により効率的な医療を実施する。

ア 治療の優先順位による患者の選別（トリアージ）を適切に行う。

イ 重複診療回避等のため、患者への診療記録の写しの交付を検討する。

ウ 被災状況を地域災害保健医療調整本部へ報告するとともに、他の医療機関と相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて医療機関相互間での協力を努める。

エ 医療従事者が不足するときは、地域災害保健医療調整本部に対し、医療従事者の派遣要請を行う。

なお、医療機関の種別毎の役割は、次のとおりとする。

ア 救護所

(ア) 患者の応急処置

(イ) 搬送を要する傷病者の後方医療機関への収容の要請

イ 病院・診療所

(ア) 来院、搬送・転送、入院中の患者の処置(重症患者に対して優先処置)

(イ) 転送を要する傷病者の後方医療機関への転送及び転送の要請

(ウ) 被災地への救護班の出動

(エ) 多くの患者の避難が必要になる場合を想定し、近隣医療機関等と相互支援協定の締結等を行うとともに、災害時に、患者の積極的な受入れや搬送などに協力する。さらにその旨をBCPに記載する。

ウ 災害拠点病院(基幹災害拠点病院・地域災害拠点病院)

(ア) 上記イの病院・診療所の役割

(イ) 後方医療機関としての役割を担うとともに、被災地外医療機関への緊急電話、無線等により、重症患者の被災地外への早期転送(ヘリ搬送を含む)を行う。

(ウ) なお、隣接する災害拠点病院は、その機能を相互に補完して対応する。

(5) 人工透析・難病患者等への対応

県及び町は、広域災害救急医療情報システムの活用等により、患者団体への確かな医療情報の提供を行うとともに、水、医薬品等の確保については、水道事業者、医薬品卸業者等に対して、医療機関への優先的な供給を要請する。

(6) 小児・周産期医療への対応

県及び町は、広域災害救急医療情報システムの活用等により、的確な医療情報の収集・提供を行う。

2 傷病者搬送

(1) 搬送手段の確保

町は、傷病者搬送用車両の確保について、県災害保健医療調整本部、地域災害保健医療調整本部あるいは消防機関から要請があった場合、公用車の手配を行う。それでもなお、車両が不足する場合は、災害対策基本法第65条第1項(応急措置の業務)により、一般車両を確保する。なお一般車両で対応する場合は、規制除外車両の標章等の交付を受ける。

傷病者の搬送は、原則として地元消防機関で行う。ただし、消防の救急車両が確保できない場合は、県、町及びその他関係機関に搬送用車両の手配、配車を要請する。

(2) 搬送先の確認

消防機関は、広域災害救急医療情報システム等を活用し、医療機関の被災状況や道路の損壊状況等の情報を迅速に把握して、医療機関等との緊密な連携を図りながら、収容先医療機関の確認及び搬送を行う。

(3) 搬送経路の確保

震災により搬送経路となるべき道路が損害を受けている場合、国、県、町等は所管する道路の啓開を迅速に行う。

第4項 避難情報等及び避難所の設置・運営計画

第1 避難方法

1 現状と課題

地震は、時間・場所を選ばず突如として発生するものであり、時間帯によって、家族の居場所さえ把握することが困難な場合がある。したがって、避難先において住民の避難状況を早急に把握する必要がある。

また、発災時の状況によっては、被災者の保護のために緊急に被災者の運送を行う必要が生じる可能性がある。

2 基本方針

避難は、地域住民が自主的に、又は避難指示等に基づいて行うが、要配慮者にあっては、状況に応じて適当な場所に集合させ、車両等による避難も検討するなど、迅速な避難に努める。指定緊急避難場所等においては、早急に避難行動要支援者、その他住民の避難状況を把握するとともに、行方不明者について必要な措置を講じる。

また、被災者を運送する必要性が生じることが想定される場合には、あらかじめ被災者の運送手段を検討し、準備しておく。

3 対策

- ◎ 避難方法
 - 避難情報等
 - 避難誘導及び一般住民の避難
 - 特定施設内にいる者の避難
 - 企業等の従業員等の避難

(1) 避難情報等

ア 避難情報等の基準

町長は、災害が発生する恐れがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、あらかじめ定めた判断基準により必要と認める地域の住民等に対し避難指示を公表する。また、危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは、緊急安全確保を公表する。

イ 避難情報等の内容

避難情報等を公表する際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。

- ・ 避難情報等の理由
- ・ 避難情報等が出された地域名
- ・ 避難経路及び避難先
- ・ 避難行動における注意事項

ウ 避難情報等の伝達方法

避難情報等を公表したときは、町長は直ちに避難情報等が出された地域の住民に対して、サイレン、放送、広報車、防災無線・なぎチャンネル等により、伝達するほか、警察官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。

エ 避難情報等の解除

町は、避難情報等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

(2) 避難誘導及び一般住民の避難

町は、災害時には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。

避難誘導に当たっては、指定緊急避難場所及び避難路や災害危険箇所等（浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在、雪崩災害の危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

町は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。また、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。さらに、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

町職員は、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者と協力し、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。

なお、誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織毎に集団避難を行い、避難行動要支援者の避難支援を優先して行う。

避難情報等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等での安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確

保」を行うべきことについて、町は住民等への周知徹底に努める。

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるように努める。

町民に新型コロナウイルス感染症を含めた感染症の濃厚接触者がいる場合は、個室や避難所で専用の避難スペースに避難誘導する。

町民は、避難時においては、できる限り、要配慮者に配慮しながら、自主防災組織(地区)毎に集団で避難を行うよう努める。

また、行方不明者の把握に努めるとともに、行方不明者がある場合は、警察官、消防職員等に連絡する等必要な措置を講じる。

(3) 学校等の施設内にいる者の避難

学校等の管理者は、当該施設内にいる者について、事前に作成している避難誘導マニュアルに従って避難誘導及び負傷者や行方不明者等の把握に努める。

第2 指定避難所の設置

1 現状と課題

地震が発生し、住民の避難が必要となった場合、被災状況によっては、あらかじめ指定した指定避難所の開設が困難な場合も考えられる。このため、被災状況を速やかに確認の上、該当地区すべての住民等に指定避難所の設置状況を周知する必要がある。

また、指定避難所の収容力の不足が想定される地域において、指定避難所への避難者そのものを低減させる対策を検討する必要がある。さらに、災害の規模等によっては、町外への広域避難又は広域一時滞在が必要とされる場合もあり、その対策を事前に検討しておく必要がある。

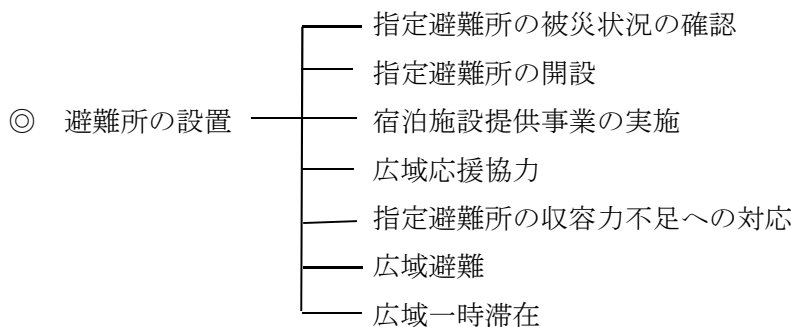
2 基本方針

町は、指定避難所の被災状況の確認、指定避難所の開設及び住民への周知等を速やかに行う必要があるが、町が自ら指定避難所を開設することが困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請するなど、適切な対応の実施に努める。

また、各自主防災組織(各地区)の開設する1次避難所の収容力不足を補完するため、あらかじめ2次避難所を指定し、特定の避難所への避難者の集中を避けつつ、指定避難所及び町全体の最適化に努める。

さらに、広域一時滞在が必要となった場合、あるいは、避難者等の受入れなどの対応を要請された場合について、事前にその対応を検討し、適切な対応が可能となるよう努める。

3 対策



(1) 指定避難所の被災状況の確認

地震発生後の指定避難所の被災状況及び安全確認については、予め定めた設置マニュアルに基づいて行う。

また、安全確認の結果に基づいて応急修理等の必要な措置を行う。

(2) 指定避難所の開設

町は、災害事に必要に応じ、予め定めたマニュアルに基づき、施設の安全を確認の上、指定避難所を開設し、設置状況を速やかに町民に周知するとともに県に報告する。なお、町は避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。また、必要があればあらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設する。さらに、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮し、福祉避難所の対象となる者がいて、福祉避難所の開設が必要と判断される場合は、あらかじめ応援協定を結んでいる福祉避難所を開設するとともに、地域における拠点的な福祉避難所の施設管理者に開設を要請する。

(3) 宿泊施設提供事業の実施

県と岡山県旅館ホテル生活衛生同業組合（この号においては「組合」という。）は、災害救助法の適用を受ける大規模災害時に、避難所での生活が困難な要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等）の一時避難所として、組合の組合員が所有する旅館・ホテル（この号において「宿泊施設」という。）を利用する宿泊提供事業を協定に基づき実施する。

県は、市町村に対し宿泊施設提供事業を実施する意思の有無を確認し、事業の実施を希望する市町村に、組合から提供された宿泊施設の情報を提供する。

宿泊施設提供事業を実施する市町村は、宿泊施設を利用する要支援者等の選定、宿泊施設との宿泊や食事に関する連絡調整、要支援者等の宿泊施設への移送手段の確保等を行う。また、宿泊施設を利用する被災者が孤立しないよう連絡体制を構築する。

(4) 広域応援協力

町長は、自ら指定避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要請する。

(5) 避難所の収容力不足への対応

避難者の中には、建物・ライフライン被害を受けていなくても、余震等に対する自宅の安全性を危惧して避難する人、あるいは、生活必需品等の不足を懸念して避難する人もいることから、被災建築物応急危険度判定及び被災住宅危険度判定の迅速な実施や物資供給の対応により、安全な自宅への早期復帰を促すことも可能となる。避難所不足の補完には、場合によってこうした対応や社会福祉施設、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借上げ等により避難所を確保する。

(6) 広域避難

町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入については当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入については、県に対し当該都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県の市町村に協議することができる。

町は、町外からの広域避難に備え、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際には併せ

て広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

県、町、運送業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

(7) 広域一時滞在

被災した場合、町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、町域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。

県は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、町の行政機能が著しく低下した場合など、町からの要求を待ついとまがないときは、要求を待たないで、広域一時滞在のための要求を町に代わって行う。

町は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第3 指定避難所の運営体制

1 現状と課題

指定避難所は、あらかじめ定めた運営マニュアルによって運営することを基本とするが、責任者として予定した者が被災し必要な体制が確保できない、又は指定避難所で生活している自主防災組織の役員等が他へ転出する等の理由により、マニュアルどおり避難所運営ができない場合、迅速にその対応を行う必要がある。

また、避難所生活においては、健康管理、防犯、衛生上の観点等、避難者の良好な生活環境の確保や精神面でのケアが必要となるほか、在宅避難者への対応にも留意する必要がある。

さらに、災害発生後一定の時期が来れば、避難所としての使命は終了し、平常の利用に復することになるが、その際には、避難者との協議に基づいて円滑な移行が図られなければならない。

2 基本方針

避難所生活では、対応すべき事柄が多岐にわたることから、町は、指定避難所の運営は自治組織と連携して行い、対外業務及び施設管理のほかは、原則として自治組織をサポートする立場で活動する。

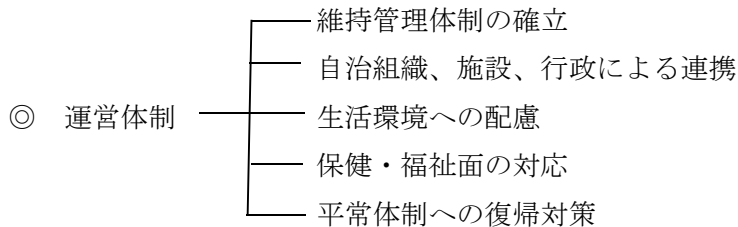
指定避難所の設置に伴い、メンタルヘルス面での機能を持った避難所救護センターを設置するとともに、保健師等による巡回相談等も行う。町及び各避難所の各運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

また、生活機能低下、特に生活不活発病（廃用症候群）早期発見などの予防対策を進めることにより、その改善に向けた整備を図るとともに、指定避難所設置施設の平常業務再開に向けて、当該施設の管理者、指定避難所管理者、避難者自治組織の3者で協議していく。

さらに、町及び県は、災害の規模、避難者の避難及び収容状況、避難所長期化等にかんがみ、必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等、旅館やホテル等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とし、その際の取扱い等をあらかじめ定めておく。

3 対策

町は、各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。



(1) 維持管理体制の確立

町はマニュアルに基づき指定避難所維持管理責任者等の職員を配置する。この場合、配置完了の確認を行い、行政側の体制確保に遺漏がないよう配慮する。

当該職員は、所定のマニュアルに基づき自治組織の構築を促す。

なお、その際は、女性の参画について配慮するとともに、自治組織のリーダーの転出等の場合にも管理体制に支障を及ぼさないように、自治組織においては、各業務毎にリーダーと併せてそれをサポートする者を選任しておく。

また、指定避難所の運営に当たっては、女性の参画や在宅避難者を含めた避難者の状況把握のための体制確保に配慮する。

(2) 自治組織、施設、行政による連携

指定避難所運営上の諸課題に対応するため、避難者自治組織、維持管理責任者、施設管理者は、定期的な協議の場を設けるものとする。

(3) 生活環境への配慮

指定避難所の運営に当たっては、避難者の生活環境を確保するため、次のような措置を講じる。

ア 食事供与の状況、トイレの設置状況等、入浴機会の提供状況、避難者の生活状況を随時把握し必要な対策を講じる。

イ 町は、それぞれの指定避難所に受入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について地方公共団体に提供する。

ウ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びゴミの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。この際、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切なレイア

ウト等の必要な措置を講じるよう努める。

また、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、総務課とこども・長寿課が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるように努める。

エ 指定避難所の運営における意思決定の場への女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着等の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、性別や子育て家族のニーズ等に配慮した指定避難所の運営管理に努める。

また、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する。トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

オ 被災による生活環境の悪化に起因した子どもの心身への影響を軽減するため、指定避難所内又は指定避難所外に、子どもが安心して生活できる安全な居場所機能を持つスペース又は部屋を設けるように努める。

カ やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

キ 必要に応じ、指定避難所等における被災ペットのためのスペースの確保などにも配慮する。

(4) 保険・福祉面の対応

避難所生活に伴い精神的に不安定な状況に陥る者が多くなる傾向が報告されており、特に精神的な面でのメンタル・ケアの必要がある。そのため内科に加え、精神科の診療を行うことができる避難所救護センターを設置する。

(5) 平常体制への復帰対策

避難者の減少等に伴い、避難所の規模縮小・統合・供用終了の措置をとる場合は、予め定めたマニュアルに従い対応し、円滑な移行に努める。

第5項 道路啓開

1 緊急輸送道路の選定基準

緊急輸送道路の選定基準を以下に示す。

- (1) 高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡するインターアクセス道路等で震災発生時に県内を広域的にネットワークする幹線道路であること。
- (2) 救援活動の基幹となる広域的幹線道路であること。
- (3) 県本庁舎、出先庁舎及び災害対策本部が設置される市町村役場を結ぶ主要幹線道路を確保するため定めた道路であること。
- (4) 救援物資等の備蓄倉庫及び集積地点(空港・港湾等)を結ぶ道路であること。
- (5) 主要公共施設(病院、血液センター等)、消防署、警察署、自衛隊を結ぶ道路であること。
- (6) 道路幅員は、原則として2車線以上であること。

2 緊急輸送道路の種類

緊急輸送道路は、地震発生後の利用特性により、以下の3つに区分する。

(1) 第1次緊急輸送道路

県庁、県民局・地域事務所所在の市町、重要港湾、空港及び広域物流拠点等を連絡する道路。

(2) 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と町役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、警察署、消防署、自衛隊等)を連絡する道路。

(3) 第3次緊急輸送道路

その他の道路。

3 緊急輸送道路の指定

県及び町はあらかじめ関係法令等を参考にし、国土交通省中国地方整備局、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、警察、隣接県及び市町村等の関係機関と協議の上、それぞれが管理する幹線道路を中心として、1に規定する選定基準に基づき、地域防災計画に定められた関係機関の応急活動を支える路線を選定し、これらを有機的に連絡させた緊急輸送道路ネットワークを指定しておく。

また、この緊急輸送道路は、選定基準に基づき必要に応じ変更する。

4 緊急輸送道路の啓開

(1) 各道路管理者は、地震発生後直ちにあらかじめ指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、地震の発生地域や被害状況を勘察したうえで、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

この場合、2車線復旧を原則とするが、やむを得ない場合には、1車線とし、適当な場所に待避所を設けるとともに、橋梁については、必要に応じて仮設橋梁の設置を検討する。

(2) 県は、県内の道路の被災状況などの情報把握に努めることとし、特にあらかじめ指定した緊急輸送道路については、県、岡山国道事務所、西日本高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)において構成する「岡山県道路情報連絡会」を積極的に活用する。

(3) 道路管理者は、応援協定に基づき(社)岡山県建設業協会など関係団体から障害物の除去や応援復旧等に必要の人員、資機材等の確保に努める。

(4) 道路管理者及び警察は、緊急輸送道路の啓開を実施するにあたり、路上の障害物の除去が必要な場合には、消防機関及び自衛隊等の協力を得て実施する。

第6項 交通の確保計画

1 交通の確保

阪神・淡路大震災を教訓に交通の確保については、県、県公安委員会、県警察、市町村等が協力して行う必要がある。

2 対策

(1) 陸上交通の確保

[県、県公安委員会]

緊急通行車両の確認を行い、標章及び証明書を交付する。

なお、県公安委員会においては、規制除外車両の確認を行い、標章及び証明書を交付するほか、平常時に、緊急通行車両及び規制除外車両の事前届出により、緊急通行車両等事前届出済証及び

規制除外車両事前届出済証を交付して、緊急交通路指定時のこれら車両の確認手続の簡素・効率化を図る。

[県公安委員会、警察]

ア 緊急交通路の指定による緊急通行車両の通行の確保

- (ア) 緊急交通路を指定し、消防、警察、救護関係の緊急通行車両が円滑に運行できるよう道路機能を確保する。
- (イ) 緊急交通道路において通行を不能とする放置車両、道路上の障害物がある場合は道路管理者、重機保有事業所等の協力を得て優先的に撤去する。
- (ウ) 警察災害派遣隊等の支援が必要な場合は、派遣を要請する。
- (エ) 被災地における緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、必要な区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を規制する。

イ 緊急通行車両及び規制除外車両の届出確認

緊急通行車両及び規制除外車両の事前届出制度について周知及び適正な運用を図るとともに、災害時における緊急通行車両の確認事務の迅速、適正な処理に努める。

ウ 交通広報

- (ア) 交通規制の状況に関する情報提供や交通総量の抑制について、交通情報板等を活用するとともに日本道路交通情報センター、マスコミ等による広範囲な広報活動を実施する。
- (イ) 規制現場措置として、迂回路マップ等を活用し、ドライバーに対する現場広報を実施する。
- (ウ) 住民等に対し、災害発生時のドライバーとしての対応についての意識啓発に努める。

[県、警察]

ア 交通整理要員及び関係資機材の確保

県、県警察は、岡山県警備業協会との協定の締結等による交通誘導等の整理要員及び誘導資機材の確保等、必要な措置を講じる。

[県、市町村]

救援物資搬送の方法

被災地及びその周辺の交通量を極力制限するため、救援物資の集積所を確保（ヘリポート基地の併設が望ましい）するとともに、被災地域にはその地域実情にあった効果的な搬送を行う。

[道路管理者]

管理する道路等の破損等により交通の被害が出た場合は、応急の復旧を図る。

道路施設の破損等により交通の危険が生じたときは、警察と協議して区間を定めて通行を禁止し、又は制限する。

応急復旧工事の実施が困難な場合は、県又は県を通じて自衛隊に応援を要請する。

[自衛隊及び消防本部]

自衛官及び消防職員は、現場に警察官がいない場合は、緊急通行車両の通行の確保のための措置を行う。

[住民等]

被災地域及びその周辺において実施される警察官等による交通整理の指示に従う外、被災地域における一般車両の走行を極力自粛する。

(2) 帰宅困難者対策

[県（危機管理課）、町、防災関係機関等]

県、町、防災関係機関等は連携し、適切な情報提供、避難所の開設などにより帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止する。また、地震等により交通機関が途絶した場合、徒歩帰宅者に水の提供やトイレの使用等の支援を行うため、コンビニエンスストア及びガソリンスタンド等に対し協力を要請する。なお、状況によっては「むやみに移動を開始しない」という考え方にも留意して対策に取り組む。

第7項 消火活動に関する計画

1 現状と課題

阪神・淡路大震災の消火活動においては、消防水利の損壊、応援隊相互の通信混乱等予期せぬ事態により、消火活動が阻まれた。

また、東日本大震災の消火活動では、揺れに伴う火災もさることながら、半数が津波による火災であり、消防設備、消防水利の損壊、ガレキによる通路閉鎖など、消火延焼対策の課題が指摘されている。これらのことを踏まえ、効果的、機能的な消火活動ができる計画を策定しておく必要がある。

2 基本方針

地震の「揺れ」に伴う火災が、広域的に同時多発した場合の消火活動の困難さを考えれば、「火災を発生させない」、「火災が発生しても延焼を拡大させない」といった事前の対策を十分講じておくとともに、こうした火災が発生した場合には応援を受けることを前提にした消火活動の計画等の整備を図る。

3 対策

◎ 消火活動対策

- 火災発生状況の把握
- 消火活動の留意事項
- 応援要請

(1) 火災発生状況等の把握

町長又は消防長は、消防団員・消防職員を指揮し、管内の消防活動に関する次の事項について情報を収集する。

- ア 延焼火災の状況
- イ 自主防災組織の活動状況
- ウ 消防ポンプ自動車その他の車両の通行可能道路
- エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利活用可能状況

(2) 消火活動の留意事項

町長又は消防長は、関係防災機関と相互に連絡をとりながら、次の事項に留意し消防活動を指揮する。

- ア 延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。
- イ 多数の延焼火災が発生している地区は、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。
- ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はその恐れのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

エ 救護活動の拠点となる医療施設、避難場所、幹線避難路及び防火活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

オ 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導を図る。

カ 巡回班を設け、地震発生後の火災発生に備え自主防災組織等と連携のうえ、被災地区を警戒する。

(3) 応援要請

火災の状況又は災害の規模により、町の消防力によっては防御が著しく困難な場合には、次により応援要請を行う。

災害が発生した場合町長等は、岡山県消防防災ヘリコプター支援協定に基づき県に消防防災ヘリコプターの出動要請を行うほか、岡山県下消防相互応援協定6条に基づき、他の市町村長等に応援要請を行う。

ア 応援隊の対応専任者

1) 応援隊の受入れについて、県本部や派遣自治体等の連絡調整にあたる専任者を設置する。

2) 専任者の任務についてはおおむね次のとおり。

- ・ 緊急消防援助隊等の対応
- ・ 応援ルートを選定及び集結場所
- ・ 応援隊に関する各種連絡

イ 応援隊等の指揮命令

応援隊等の指揮命令は、町長又は町長から委任を受けた津山圏域消防組合消防本部消防長がとる。

ウ 消防部隊相互の通信体制

無線交信における県内消防、県外消防及び全国共通波の使用周波数の運用を定める。

エ 情報の収集・連絡体制

大規模災害における各現場の出動部隊等との情報の収集・連絡体制の確立を図る。

第8項 危険物施設等の応急対策計画

1 石油類施設の応急対策

(1) 施設管理者の措置

ア 施設の状況により、石油類を安全な場所に移動し、又は注水冷却する等の安全措置を講じる。

イ 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動や延焼防止活動を実施する。

ウ 消防、警察、町等に通報するとともに、付近住民に避難の周知を図る。

(2) 町の措置

ア 施設管理者に対し危害防止の指示をし、又は自らその措置を講じる。

イ 警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。

第9項 緊急輸送計画

1 陸上輸送

(1) 各道路管理者は高速道路、国道、県・町道等について、早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い道路機能の確保を図る。

- (2) 道路上の倒壊物等の除去は、道路管理者が民間（土木建築業者）等の協力を得て応急に実施する。
- 2 空路輸送
自衛隊のほか関係機関のヘリコプター空輸に対応する必要がある。
町はヘリコプター基地の確保を図る。
- 3 県・町本部の輸送ルートの調整
 - (1) 県及び町本部は、輸送ルートに関する情報を収集し適切な輸送ルートを判断のうえ、防災関係機関等に情報提供又は指示をする。
 - (2) 輸送ルートについては、県外からの応援隊及び資機材等にも関連するので、その情報は報道機関を通じて全国的に周知徹底を図る。
- 4 人員、物資の輸送順位
 - (1) 輸送第1段階
交通規制の地点においては、一般車両の被災地への進入を抑制するなど緊急通行車両を優先させ輸送の円滑化を図る。
輸送第1段階では特に次の輸送に配慮する。
 - ア 人命の救助等に要する人員、物資
 - イ 応急対策に必要な人員、資材
 - (2) 輸送第2段階
人命の救助活動及び応急対策の進行状況等を勘案して必要な車両の通行措置を図る。
 - ア 救援物資（食料、飲料水、衣服、寝具等）
 - イ 応急復旧等に必要な人員、物資

第10項 救援物資等の受入、集積、搬送、配分計画

1 現状と課題

大規模な震災が発生した場合は、全国各地から被災市町村に対して、大量の生活必需品等が救援物資として届けられることが予想されるため、これら救援物資を円滑に受入、避難所や居宅で避難生活する被災者に確実に配布できる体制を整えておく必要があるが、被災市町村において救援物資の受入から配分までのすべてを行うことは、保管場所や要員の不足等により困難である。

なお、搬送については、陸上輸送に支障が出るものが予想されるため、その対応を検討する必要がある。

また、援助物資の搬送車両により交通が渋滞することや、必要以上の物資が届けられ、その保管、管理に後々まで影響を及ぼすこと等への対応も検討する必要がある。

2 基本方針

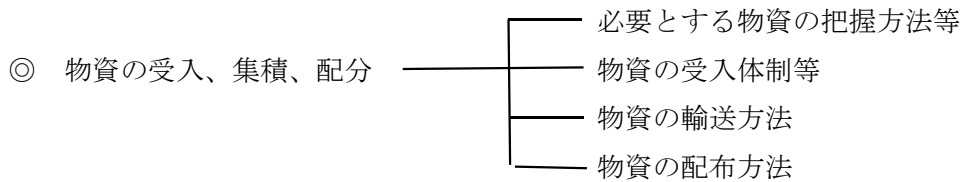
被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜や季節に応じた物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女等のニーズの違いに配慮する。

県は、町が被災地となった場合は、援助物資の受入地を町（被災地）外に設け、そこで仕分け等をした後、必要に応じて町内の集積場所に搬送する。この受入地での受入・仕分け等の作業及び

受入地から町内の集積場所までの搬送については県で対応し、当該集積場所からの作業については、町で対応する。

搬送には、陸空のルートを検討し、特にヘリコプターの利用のための条件整備を図る。

3 対策



(1) 必要とする物資等の把握・情報提供

指定避難所等に不足している物資を、各指定避難所の責任者から報告を受け、備蓄品で対応できない物資あるいは自主調達できない物資の品目及び数量並びに把握した時間を県に連絡する。また、指定避難所等を巡回し、避難者のニーズを把握する。

なお、指定避難所に届いた物資の品目及び数量を把握し、不足している物資の品目及び数量、過剰になっている物資の品目及び数量をとりまとめ、町内で調整の上、県に報告し、物資の有効活用を図る。

避難所の責任者に対しては、避難所内の自治組織を通じる等により、当該避難所の被災者が必要とする物資を把握し、町に連絡するよう指導する。

なお、町が指定している避難所以外に避難している被災者、あるいは自宅にいる被災者が必要とする物資については、平素から組織している自主防災組織によって把握し、避難所の責任者を通じて町に連絡するよう指導する。

(2) 物資の受入体制等

町は、プッシュ型支援も想定し、あらかじめ集積場所候補地として指定したB & G海洋センター体育館、小中学校体育館等の中から状況に応じて適当な集積場所を指定する。

なお、町内に集積地が確保できない場合は、近隣非被災市町村に要請して、集積場所を確保する。

指定された集積場所には職員を配置し、受入地から搬送された物資を保管し、指定避難所等からの要請により必要な物資を届ける。

また、指定避難所等の住民は、物資の仕分け、指定避難所内での搬送を積極的に行う。

(3) 輸送方法

道路・橋梁等の被害状況等に基づき、集積場所及び輸送ルートを設定し、県に図面等により報告する。

なお、ヘリコプター臨時離着場の確保を図ることとし、その離着陸場の設置にあたっては、マニュアルに従い安全面での支障がないようにする。

集積場所から指定避難所への輸送については、県トラック協会等に協力を要請するとともに、公用車、バイク等の輸送手段の確保に努める。

(4) 物資の配布方法

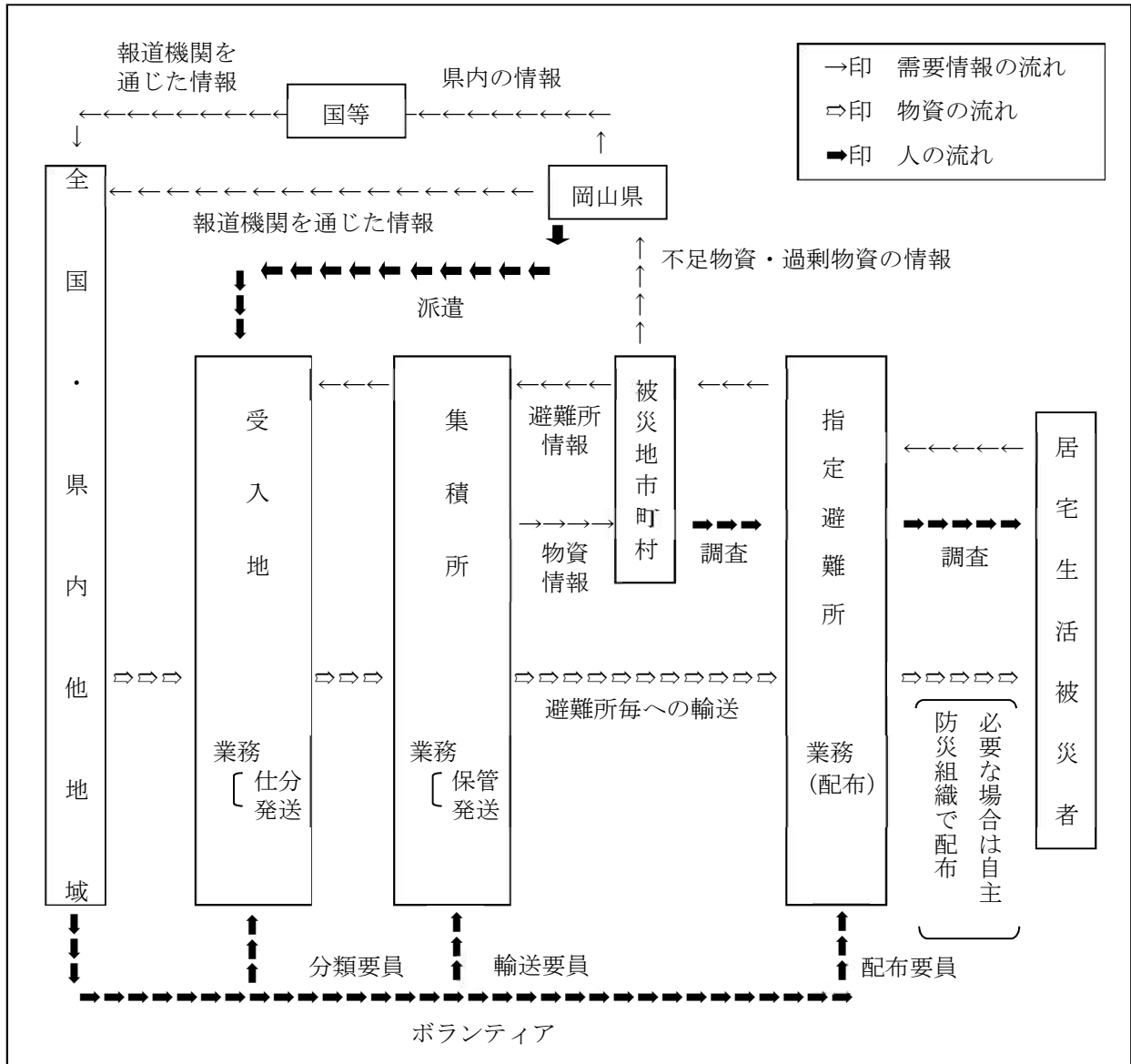
町は、避難所へ搬送された物資を、各避難所の維持管理責任者の指示により、各自治組織を通じて配布する。なお、配布にあたっては、要配慮者を優先する。

また、自宅等避難所以外で避難生活を送っている被災者に対しては、広報車や自主防災組織

を通じる等により、援助物資について避難所に取りに来るように情報伝達し、配布するとともに、避難所まで取りに来ることが困難な者に対しては、自主防災組織の協力を得る等の方法により届ける。

避難所以外で生活をする被災者に対して、援助物資等の情報を提供するとともに、特に援助を必要とする者に対して、援助物資を届ける等の支援を行う。

物資等のルート



第11項 ボランティアの受入、調整計画

1 現状と課題

災害時には、平常時に比べて各種支援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想される。そのため、ボランティア活動への期待が高まるが、その内容も発災直後には人命救助や負傷者の手当て等、次段階では救援物資の仕分け及び輸送、避難所や在宅の被災者に対する食事や飲料水の提供その他の生活支援、高齢者や障害のある人等の要配慮者に対する物心両面での支援というように、時間経過とともに変化していくことが予想される。

一方、このようなボランティア活動が無秩序に行われると現場の混乱につながるおそれがある。そのため、行政としても、ボランティア活動が円滑に行われるよう環境整備を行う必要がある。

2 基本方針

町、県及び日本赤十字社岡山県支部、町社会福祉協議会等の関係団体は、相互に協力し、ボラ

ンティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。ボランティアの受入に際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

また、町及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。

これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、感染症対策の観点を取り入れたボランティアの受入や活動が行われるよう、町、県、社会福祉協議会、NPO等が連携してボランティアの募集範囲や支援活動の調整等を行う。

3 対策

◎ ボランティアの受入体制

(1) 県

県災害対策本部に総合ボランティア班を設け、町、日本赤十字社岡山県支部、県・町社会福祉協議会及び県内各大学と連携を保ち、被害状況等の情報を交換しながら生活支援、医療等の各分野毎のボランティアを所管する組織を統括し、連絡調整を行うとともに、当該班に申出があったボランティアを分野毎のボランティアを所管する組織に振り分ける。

また、総合ボランティア班は、必要に応じて報道機関の協力を得て、必要とするボランティアの種類・人数、募集範囲等について全国又は県内に情報提供し、参加を呼びかける。

(2) 町

町災害対策本部は、指定避難所等のボランティアニーズを把握し、町社会福祉協議会が設置する町災害ボランティアセンターに情報の提供を行う。

(3) 日本赤十字社岡山県支部

日本赤十字社岡山県支部は、先遣隊等による情報を県に連絡するとともに、独自に養成し又は募集したボランティアにより、救助活動を行う。

なお、ボランティアの募集・受付・派遣にあたっては、県災害対策本部の総合ボランティア班と連携を取りながら行う。

(4) 社会福祉協議会

町・県社会福祉協議会は、高齢者、障害のある人等の要配慮者を中心とした被災者の生活支援のための一般ボランティア活動の円滑な実施を図るため、必要と判断した場合は、それぞれ次の体制を整備する。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の状況や被災地のボランティアニーズ等を踏まえ、県及び市町村と協議し、ボランティアの募集範囲等について判断する。

① 県社会福祉協議会は、県災害ボランティアセンター（岡山県災害福祉救援本部）を設置し、次の業務を行う。

ア ボランティアに関するニーズ（種類、人数等）についての情報収集提供

イ 広域的なボランティアの受付、コーディネート等

- ウ 県内の他市町村社会福祉協議会及び他府県の社会福祉協議会への協力要請等の連絡調整
- エ 県災害対策本部や市町村災害対策本部との連絡調整
- オ その他市町村災害ボランティアセンター及び近隣市町村災害ボランティアセンターの活動の支援に関すること。

② 町の社会福祉協議会は、町災害ボランティアセンターを設置し、次の業務を行う。

- ア 被災地のボランティアニーズの把握
- イ ボランティアの受付及び登録
- ウ ボランティアのコーディネート
- エ ボランティアに対する具体的活動内容の指示
- オ ボランティア活動に必要な資機材、物資等の調達及び供給
- カ ボランティア活動の拠点等の提供
- キ ボランティアが不足する場合における必要な種類及び人数を示しての県災害ボランティアセンター又は近隣市町村災害ボランティアセンターへの活動要請
- ク 県に対する県災害救援専門ボランティアの活動要請
- ケ その他ボランティア活動の第一線拠点としての活動

(5) 専門ボランティアの受入及び活動の調整

県が登録する災害救援専門ボランティア（災害ボランティア・コーディネーター、介護、手話通訳、要約筆記、外国語通訳・翻訳、建築物応急危険度判定）については県が、その他の専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、それぞれ受入・活動に係る調整等を行う。

(6) ボランティアの健康に関する配慮

- ア 町、関係機関等は、それぞれのボランティアが自らの健康状態等を的確に判断し、無理のない範囲で活動するような環境づくりを行う。
- イ 町、関係機関等は必要に応じ、医師、看護師等の派遣、救護所の設置、健康相談の実施等の措置を講じる。
- ウ 町及び関係機関は、被災地でのボランティア活動において感染症の発生、拡大がみられる場合は、総務課とこども・長寿課が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

4 その他

社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターの運営に当たり、共助のボランティア活動と、町及び県が実施する救助の調整事務について、当該災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

災害ボランティア受入れマニュアル（資料32）

第3節 民生安定活動

第1項 要配慮者支援計画

1 避難行動要支援者支援体制

町は、災害応急対策を行うにあたっては、避難行動要支援者支援を行うチームを組織するものとし、町内で対応が困難な場合には、他市町村又は県へ応援を要請する。

2 福祉避難所の開設

町は、指定避難所に避難してきた者で、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮し、福祉避難所の対象となる者がおり、応援協定を結んでいる福祉避難所（なごみ苑）の開設が必要と判断する場合は、あらかじめ指定している地域における身近な福祉避難所を開設するとともに、地域における拠点的な福祉避難所の施設管理者に開設を要請する。

地域における拠点的な福祉避難所の設置及び管理に関しては、施設管理者に委託することになることから、市町村は、県と連携し、関係機関等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員を配置する。

なお、福祉避難所の収容能力を超えるなど、町で対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

社会福祉施設は、被災した社会福祉施設、町、県の要請に応じて、自らの施設入所者の処遇を確保しつつ、協定に基づき可能な限り被災した要配慮者を受け入れる。

3 宿泊施設提供事業の実施

町は、県に対して宿泊施設提供事業を実施する意思を明確に提示し、県から宿泊施設の情報提供を受ける。

宿泊施設提供事業を実施するに当たり町は、宿泊施設を利用する要配慮者等の選定、宿泊施設との宿泊や食事に関する連絡調整、要支援者等の宿泊施設への移動手段的確保等を行う。また、宿泊施設を利用する被災者が孤立しないよう連絡体制を構築する。

4 迅速な避難

町は、消防機関、警察等と連携し、あらかじめ定めた避難計画等に従って、地域住民が要配慮者とともに避難するよう配慮する。特に、避難行動要支援者に対しては、発災時には本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

また、社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等については、要配慮者の的確な状況の把握に努め、他の社会福祉施設や他市町村、県等との連携のもとに、迅速な避難が行われるよう、当該施設等の管理者を指導する。

地域住民に対しては、地域の要配慮者の避難誘導について地域ぐるみで協力支援するよう指導する。

社会福祉施設の管理者及び職員は、あらかじめ定めたマニュアルに基づき、入所者の避難を行う。

避難にあたっては、できるだけ施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。

5 避難後の対応

町は、要配慮者を支援するため、あらかじめ定めた避難計画等に従い、次の措置をとる。

- (1) 地域社会の協力を得て、速やかに避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、それぞれが必要とする支援内容を把握する。
- (2) ボランティア等生活支援のための人材を確保し、必要に応じて派遣する。
- (3) 避難行動要支援者の特性等に応じた情報提供等を迅速かつ的確に行う。
- (4) 柔らかい食品、粉ミルク等を必要とする者に対し、その確保・提供を行う。
- (5) 指定避難所・居宅の必要資機材（車いす、障害者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）を

指定避難所又は居宅へ迅速に設置・提供する。

- (6) 指定避難所・居宅へ相談員を巡回させ、要配慮者の生活状況の確認、健康・生活相談等を行う。
- (7) 指定避難所又は在宅の要配慮者のうち、福祉避難所や社会福祉施設、医療機関等への避難を要する者について、当該施設への受入要請等必要な措置をとる。

なお、健康状態の悪化等により、福祉避難所等での生活が困難となった要援護者については、社会福祉施設・医療機関等への緊急入所・受診等により適切に対応する。

また、社会福祉施設からライフラインの復旧の要請があった場合、ライフライン事業者に対して優先的復旧の要請を行う。

避難住民は、指定避難所又は地域で要配慮者を支援しながら、ともに協力して生活する。

なお、指定避難所では、要配慮者の意欲保持のため、住民の一人として、何らかの役割を果たしてもらうよう配慮する。

第2項 被災者に対する情報伝達広報計画

1 情報伝達体制

(1) 被災者への情報伝達

町は、行政無線放送、なぎチャンネル、広報車等により、又は自主防災組織を通じる等により広報を行う。

また、必要により、県に広報の要請をする。

ライフライン事業者等関係機関は、水道、電気、ガス等の被害状況、復旧見込み等生活関連情報について、各自の責任において広報する。

なお、適宜、県・町にこれらの情報提供をする。

(2) 指定避難所避難者への情報伝達等

町は、効果的な手段による避難者への情報伝達と避難者の情報へのニーズの把握に努めるため、次の事項を内容としたマニュアルを作成しておく。

ア 情報収集・伝達体制及び自治組織の関わり方

イ 町本部との連絡方法の確保

ウ 町本部等へ連絡すべき事項、連絡様式

エ 収集すべき避難者等の情報、収集・報告様式

オ 指定避難所内に伝達する情報の内容、周知・伝達方法(放送設備利用、掲示、自治組織を通じる等)及び必要な様式

カ その他必要事項

(3) 避難者の安否確認への対応

町は、住民の安否情報を各避難所単位で収集し、町本部において一元的に管理して専用窓口で一般住民等からの安否照会に対応する等、あらかじめその対応方法について定めておく。なお、安否照会の対応には、業務に支障が出るのを避けるため、専用電話を設置する。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利、利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等、人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するように努める。

さらに、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、県警察等と協力して、被災者に対する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するように努める。

2 報道機関等への対応

町は、報道機関を通じて情報提供し、又は報道を要請する。

なお、実際に情報提供し、又は報道要請するにあたっては、県本部と調整を図る。

第3項 風評・パニック防止対策計画

1 発生防止対策

(1) 町は、被災の状況を町内外に対して適切に発信し情報の提供、均一化を図り、各種風評被害発生防止の対策を行う。

(2) 報道機関の協力を得て情報の周知に努める。

2 風評解消対策

風評情報を入手したときは、風評被害の実態を把握し、速やかに適切な措置を行う。

第4項 食料供給、炊き出し計画

町は、事前に策定している計画及びマニュアルに基づき、被災者の食料の供給のために必要な緊急食料等の調達を次により行う。

- 1 被災者に対して供給する食料、食材等の品目、量の決定と供給
- 2 備蓄、食品加工業者、外食産業等からの調達及び供給の実施
- 3 炊き出しに必要な場所(調理施設・避難所等)の確保及び整備
- 4 炊き出しに必要な責任者、実施人員の決定・確保
- 5 必要に応じ、県への食料、食材、資材等の調達の要請
- 6 町援助食料集積地を指定し、責任者等受け入れ体制を確立
- 7 供給ルート、運送体制の確立
- 8 避難所毎の被災者、自治組織等受け入れ態勢の確立
- 9 被災者への食料の供給方法(配分・場所・協力体制等)の広報の実施
- 10 ボランティアによる炊き出しの調整

第5項 飲料水の供給計画

町及び水道事業者等は、あらかじめ定められたマニュアルに従い、飲料水の確保が困難な地域において臨時給水所を設置し、給水車等により応急給水を行うとともに、住民に対して給水場所や給水時間等について広報する。

この場合において、給水にあたって医療機関から要請があったときは、優先的な給水に配慮する。

なお、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、日本水道協会岡山県支部相互応援対策要綱等に基づき近隣市町村等に支援要請を行うとともに、県に次の事項を示して調達斡旋を要

請する。

- 1 給水を必要とする人員
- 2 給水を必要とする期間及び給水量
- 3 給水する場所
- 4 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- 5 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数

また、自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、保健所と協力し、衛生上の注意を広報する。

地震発生後、約8日を目標に仮設共用栓等を設置し、最低の生活に必要な水を供給するよう努める。その場合の供給水量は1人1日200程度を目標とする。

住民に対しては、地震発生後3日間程度は、貯えた水等をもってそれぞれ飲料水を確保するよう周知及び協力を求め、飲料水が確保できない場合は町等の応急給水により確保するよう指導する。

また、地域内の井戸・湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合においては、特に衛生上の注意を払うよう注意を喚起しておくほか町等の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬・配分を行うよう指導する。

第6項 生活必需品等調達供給計画

町は、災害時において被災者への生活必需品の給(貸)与の必要があると認めた時は、次により生活必需品を給(貸)与する。

- 1 町の備蓄品の給(貸)与
- 2 予め協力を依頼してある生活必需品の業者からの調達
- 3 県への応援要請

住民等に対しては、各自の備蓄品、非常持出品又は調達により対応できる場合は、当該必需品で対応し、備蓄品、非常持出品又は調達により対応できない場合には、町に給(貸)与を申請する。なお、その際においては、できるだけ各自の備蓄品等を相互に融通し合って対処するよう協力を求める。

第7項 遺体の搜索・処理・埋火葬計画

- 1 遺体搜索・処理体制の確立、必要機器の確保

町は、県警察、防災関係機関の協力を得て遺体の搜索を行い、発見したときは遺体安置所に速やかに収容する。

また、警察・医師に依頼して、遺体の検視・死体調査、身元確認等及び医学的検査を行うとともに、検視等の終了した遺体について概ね次により処理する。

- (1) 遺体の身元識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行い、身元の判明した遺体は遺族に引き渡す。
- (2) 遺体の身元識別のための相当の時間を必要とし、又は遺体が多数のため単時間に埋火葬ができない場合等においては、遺体を特定の場所(寺院等の施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設)に集め埋火葬等の処置をするまでの間一時安置する。

なお、迅速に対応するため、捜索・処理体制、資機材（柩、骨壺、ドライアイスを含む）の確保方法について事前に計画をたてておく。

また、独力では対応できないときは、遺体捜索等の実施及び実施のための要員・資機材等について、県又は他市町村に応援を要請する。要請にあたっては、次の事項を示す。

- (1) 遺体捜索、遺体処理、埋火葬の別とそれぞれの対象人数
- (2) 捜索地域
- (3) 埋火葬施設の使用の可否
- (4) 必要な輸送車両の数
- (5) 遺体処理に必要な資機材の品目別数量

2 検視・死体調査、遺体安置場所の確保

町は、指定避難所として使用されている施設を除き、事前に複数の施設を検視・死体調査、遺体安置所として選定するように努める。

3 火葬場の確保

町は、予め近隣市町村の火葬場の処理能力を調査しておく。

4 遺体の搬送方法の確保

町は、遺族等で埋火葬が困難または不可能な場合には、事前に搬送用車両の確保方法について計画を立てておく。

町は、管内の全火葬場の最寄りのヘリポート予定場所について把握しておく。

5 遺体の埋火葬

町は、実際に埋火葬を行う者に、柩、骨壺等の現物を給付することとする。

また、警察の検視等を終えた身元が判明しない遺体の埋火葬を実施する。なお、埋火葬にあたっては次の点に留意する。

- (1) 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋火葬に当たっては埋葬とする。
- (2) 遺体の内身元が判明しない者の埋火葬は、行旅死亡人としての取扱いをする。
- (3) 遺留品は、遺体安置所（納骨堂又は寺院）等に一時保管し、遺族等が判明し次第引き渡す。

第8項 災害廃棄物処理計画

1 現状と課題

災害時には、損壊家屋の解体撤去等に伴い発生するがれきなど災害廃棄物が短時間で大量に発生するほか、指定避難所からの生活ゴミや、公共下水道など汚水処理施設の被災に伴うし尿の発生が想定される。

このため、災害が発生したときは、町及び県は、被害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者の健康や被災地の衛生状態を良好に保つため、速やかに体制を整備し、応急対策を講じる必要がある。

また、災害時の廃棄物及び堆積土砂の処理にあたっては、復旧・復興計画を考慮しつつ計画的に行うとともに、町での対応が困難な場合は、広域的な相互協力体制を整備することが重要である。

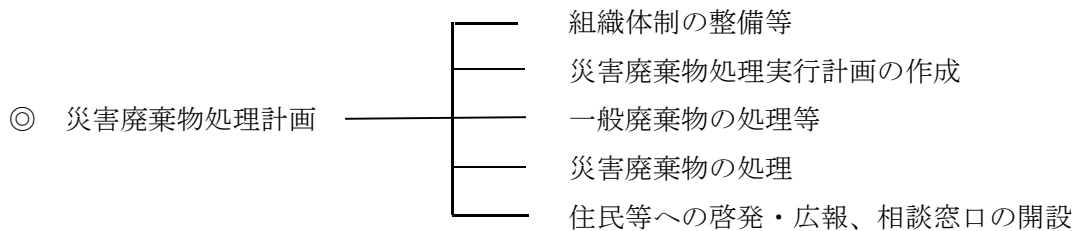
2 基本方針

町及び県は、あらかじめ策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて広域処理を含め、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理する。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化に努める。

広域的な相互協力体制の整備に当たっては、被災していない市町村は、支援ニーズを把握した上で支援可能な協力を行うとともに、県が体制整備に関する調整を行う。

3 対策



(1) 組織体制の整備

ア 情報の収集、連絡

災害時には、被害の状況を直ちに把握することが、災害廃棄物の迅速で円滑な処理を行う上で重要である。

町は、廃棄物処理施設の被害状況、災害廃棄物等の発生量、収集運搬体制、仮設トイレの必要数等に係る情報を収集し、必要なものについて県に報告を行う。

イ 組織体制の整備

町は、あらかじめ定めた災害廃棄物処理計画に基づき、被災後、直ちに指揮命令・情報収集・連絡体制を構築する。

(2) 災害廃棄物処理実行計画の作成

町は、発災前に策定した災害廃棄物処理計画を基に、災害廃棄物の発生量や処理可能量を把握し、具体的な処理方法等処理の全体像を示した災害廃棄物処理実行計画を作成する。

(3) 一般廃棄物の処理等

ア 仮設トイレ等し尿処理

町は、被災者の生活に支障を生じないように、し尿の汲み取りを速やかに行うとともに、仮設トイレの設置を早期に完了する。特に災害発生の初期段階では断水や下水道、浄化槽の機能停止に伴い仮設トイレが不足するおそれがあり、その調達を迅速かつ円滑にできる体制を整備する必要がある。

なお、仮設トイレの設置に当たっては、要配慮者にも配慮するとともに、管理に必要な消毒剤、脱臭剤等を確保する。

イ 避難所ゴミ等

町は、速やかに臨時のゴミステーション及び収集日時を定め、また、指定避難所ゴミの一時的な保管場所を定めて、住民及び避難者に周知するとともに、臨時のゴミステーションや指定避難所ゴミの保管場所に集められたゴミをできるだけ速やかに回収し、あらかじめ選定した処

理場に搬入し、処理を行う。

(4) 災害廃棄物の処理

町は、災害廃棄物処理実行計画に基づき計画的に処理を行う。

また、自区内での災害廃棄物の処理が困難と判断した場合は、近隣市町村及び県に広域支援についての要請を行う。

ア 損壊・家屋の解体撤去

町は、通行上支障がある災害廃棄物を撤去し、倒壊の危険のある建物を優先的に解体・撤去する。この場合においても分別を考慮し、緊急性のあるもの以外はミンチ解体を行わない。平常時に把握した石綿含有建材の使用状況を確認し、その情報を関係者へ周知し、他の廃棄物への混入を防ぐ。

イ 収集運搬

町は、道路の復旧状況や優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集運搬ルート等を踏まえ収集運搬体制を整備する。また、災害廃棄物の適正処理及び再生利用と減量のための分別について住民に周知する。

ウ 仮置場

町は、被害状況を反映した発生推計量を基に必要面積の見直しを行う。

仮置場の確保に当たっては、平常時に選定している仮置場を候補地とするが、災害時には落橋、がけ崩れ、水没等により仮置場の候補地へアプローチできないほどの被害状況を踏まえ、必要に応じて候補地を見直す。

設置に当たっては、効率的な受入、分別及び処理ができるよう分別保管し、周辺住民への環境影響を防ぐよう、設置場所、レイアウト及び搬入導線等を検討する。

また、仮置場の規模、仮置きする廃棄物及び選別作業等の種類、仮置き予定期間と返却後の土地用途を勘案し、可能な範囲で供用前の仮置場の土壌汚染状況を把握する。

エ 仮設焼却炉等

町は、仮設焼却炉・仮設破碎・選別機の必要性及び必要基数を検討し、必要と判断した場合は、仮設焼却炉等の設置場所を決定する。

オ 分別・処理・再資源化

被災地の復旧・復興時に、廃棄物の資源としての活用が望まれることから、町は、復興計画や復興事業の進捗に併せて分別・処理・再資源化を行う。分別・処理・再資源化の実施に当たっては、廃棄物の種類毎の性状や特徴、種々の課題に応じた適切な方法を選択する。

カ 最終処分

再資源化や焼却ができない災害廃棄物を埋め立てるため、最終処分必要量の受入が可能な処分先の確保が重要である。町は、処分先が自区内で確保できない場合は、広域的な処理を検討する。

キ 環境対策、モニタリング

町は、地域住民の生活環境への影響を防止するために、発災直後は特に廃棄物処理施設、廃棄物運搬経路や化学物質等の使用・保管場所等を対象に、大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災後の状況を確認し、情報の提供を行う。

ク 広域的な処理・処分

町は、被害状況を踏まえ、処理期間が長く復旧・復興に時間がかかると判断した場合は、広域的な処理・処分の必要性について検討する。

広域的な処理を行う場合には、国や県と連携し、処理・処分受入先を確保する。

ケ 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

町は、有害廃棄物の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐため回収を優先的に行い、保管又は早期の処分を行う。

(5) 住民等への啓発・広報、相談窓口の開設

町は、被災者に対して災害廃棄物に係る啓発・広報を行う。

また、被災者相談窓口（通信網復旧後は、専用コールセンターの設置など）を速やかに開設するとともに、平常時に検討した方法に従い相談情報を管理し、必要に応じ、自動車や思い出の品・貴重品などに関する被災者相談窓口も開設する。

第9項 防疫及び保健衛生計画

1 防疫

町は、次により防疫活動を行う。

- (1) 防疫用資機材を確保し、自主防災組織等の協力を得て、被災家屋等の消毒等を行う。
- (2) 感染症を媒介するねずみ、昆虫等を駆除するため、ゴミ捨て場所等に殺虫剤・殺そ剤を散布する。
- (3) 町長が感染症予防のため水道等の使用を停止した場合は、飲料水等生活に必要な水を非被災水道事業者等から確保し供給する。
- (4) 避難所においては、避難者の健康状態の調査を実施するとともに、避難所の自治組織等の協力を受けて防疫活動を実施する。特に、簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。
- (5) 町長の指示に従い、臨時予防接種を実施する。

なお、次の場合には、県に対して必要に応じて応援を要請する。

ア 臨時予防接種の実施にあたり、対象者の把握、対象者の連絡等をする必要がある場合

イ 自ら防疫活動の実施が困難な場合には、必要な人員及び資機材の応援を必要とする場合

2 健康管理

被災した場合は、被災住民の健康管理を行えるシステムをできるだけ早期に確立することとし、町独自の対応が困難な場合は、県に対して要員派遣等の応援を求める。

被災地以外の市町村は、県の求めに応じて被災地への保健スタッフの派遣について協力する。

第10項 文教対策計画

1 被害状況、休業措置等の報告

学校長等は、被害が発生した場合は、その状況を速やかに電話連絡するとともに、岡山県災害報告規則に基づき報告書を提出する。

また、臨時休業の措置を講じた場合は、学校教育法施行規則第63条等により、教育委員会又は町長へ同様に報告する。

2 教育施設の確保

(1) 応急措置

校長(園長を含む)は、被害施設の状況を速やかに把握し、関係機関と密接な連絡をとり、次の応急措置を行う。

- ア 災害発生後、二次災害の防止等のため、施設・設備の安全点検を早急に行い、必要に応じ危険建物の撤去、応急復旧措置を行う。
- イ 被災建物で、大破以下の建物は、応急修理した上で使用することとするが、この場合、建築士(構造技術者)の判定により、構造性能の安全性の確認を行った後使用する。
- ウ 被災校(園)舎が応急修理によっても使用不能の場合は、無災害又は被害僅少の学校施設、文化センター等を使用するが、この場合、児童生徒等の安全とともに教育的な配慮を行う。
- エ 教育設備の破損、滅失については、早急に修理、補充する必要があるが、修理、補充の不可能な場合には、無災害又は被害僅少の学校の設備を一時的に借用し、使用するよう手配する。

(2) 臨時校(園)舎

災害により校(園)舎が使用できず、一週間以上にわたり授業ができない場合は、臨時校(園)舎を使用して授業を行う。

- ア 臨時校(園)舎は、無災害若しくは被害僅少な学校(園)の校(園)舎、又は文化センターを利用して行う。
- イ 校(園)長は、応急教育施設の予定場所を事前に調査し、応急使用、応急整備の可否等について施設の設置者と交渉し、教育委員会へ報告する。
- ウ 被災地域が広範囲にわたり、児童生徒等の通学できる地域内に臨時校(園)舎が借用できないときは、教員、児童生徒等が起居できる建物を臨時的に借り上げて応急授業を行う。

3 児童生徒の就学援助措置等

(1) 授業料等の減免

町は、自ら学用品等を給与することが困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

災害救助法が適用された場合の教科書その他学用品については、災害救助法施行規則に基づき、県保健福祉部と連携をとり、迅速な措置を講じる。

また、その場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行規則による。

(2) 心のケアの実施

被災児童生徒の心の傷への対策として「心のケア」を実施することとし、県及び町は、教職員への研修、精神科医と臨床心理士による巡回相談を行う。

また、学校(園)は、児童生徒等や保護者を対象とした相談活動を行う。

4 疎開児童生徒等への対応

校長は、指定避難所等に告示板等を設け、又は教職員を通じて、直接保護者に他府県の対応等の情報及び手続きの方法を知らせる。

5 学校の再開

県及び町は、施設の診断及び他施設との調整を行う。

校長は、授業再開までに、通学路の安全の確認等を行う。

また、教職員や保護者等との連絡体制を整備し、再開の周知連絡を行う。

6 社会教育施設等の保護

ア 社会教育施設等

社会教育施設等の被災については、滅失の場合を除き、補強修理を行い、被災を最小限度にとどめなければならない。また、被災社会教育施設を避難所として一時使用する場合又は利用者に開放する場合は、学校施設の応急修理に準じて修理を行い、建築士等による構造上の安全を確認した上で使用する。

イ 文化財

国指定又は登録の文化財が滅失、き損した場合、当該文化財の管理者は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）33条、61条、80条、118条及び120条により町教育委員会及び県教育委員会を経由して文化庁へ届け出る。

県指定の文化財が滅失、き損した場合、岡山県文化財保護条例（昭和50年岡山県条例第64号）第8条、第27条及び第36条により町教育委員会を経由して県教育委員会へ届け出る。

文化財の応急修理については、文化財としての価値を損なわないよう、国、県の技術指導により実施する。

第4節 機能確保活動

第1項 ライフライン(ガス、水道等)施設応急対策計画

1 ガス施設応急対策計画

(1) LPガス消費者

LPガスの使用中等に地震が発生した場合、速やかに次の措置を行う。

ア ガス栓・器具栓及び容器のバルブを閉止し、火気の使用を停止する。

イ 販売店に被害状況を連絡する。

2 上水道施設応急対策計画

(1) 応急給水の実施

町は、水道施設の被災により、各地域での断水が予想されるため、施設の機能回復までの暫定措置として、給水車や給水タンクによる応急給水を実施する。

この場合、地震発生後は、避難所や医療施設などを中心に、施設の性格に応じた優先的な給水を実施することとし、時間的経過により、被災者の状況等を把握したうえで、要配慮者に配慮したよりきめ細かな給水を実施する。

(2) 施設の復旧

被災者の生活再建にとって、生活用水の供給は必要不可欠であり、早急な施設の復旧体制の整備に努める必要がある。

ア 管施設は、その多くが道路などの地下に埋設されていることから、その復旧にあたっては、施設台帳の果たす役割が重要であることに鑑み、被災による施設台帳の滅失等に備え、施設台帳の分散化を図る。

イ 資機材の調達や復旧作業の迅速化を図るため、管内の施工業者との間で、災害発生時を想定した協力の確認(協定締結等)に努める。

ウ 施設の復旧にあたっては、各地域毎の復旧予定時期などを地域住民に周知するよう努める。

(3) 他自治体との協力体制の整備

日本水道協会岡山県支部では、災害時に備えて、水道災害相互応援要綱を策定しており、県

下市町村相互の支援体制を整備している。

さらに、県下市町村の支援で不十分な場合には、日本水道協会等を通じ他府県への協力支援を要請する。

3 下水道施設応急対策計画

町は、町が管理する下水道施設について、県に準じた対策を講じることとするが、県施設と比べ管渠延長が長大なこと、住民と密着している避難所等に接続する特に重要な管渠ルートの確認や下水道台帳の電算化、バックアップシステムなどについても検討する。

4 電気施設応急対策計画

[中国電力ネットワーク株式会社津山ネットワークセンター]

災害時には、防災業務計画に基づき、あらかじめ定めている対策要員を動員し、災害対策組織を設置の上、電力施設の被害状況等を迅速・的確に把握し、復旧に必要な要員及び資機材を確保するとともに、地方公共団体及び防災関係機関と協調し、応急復旧を迅速に実施する。

ア 災害における広報

災害時は次の事項について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及びWebサイトを利用するほか、状況に応じて広報車等により行う。

(ア) 公衆感電事故の防止及び電気火災の未然防止に関する事項

(イ) 停電による社会不安の除去のため、電力施設の被害状況及び復旧状況

イ 災害時における危険予防措置

電力需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等からの要請があった場合には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

ウ 災害時における応急工事の基本方針

恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

エ 災害時における広域運営

他電力会社等との相互応援体制を整え、必要に応じて復旧要員の応援要請、復旧用資機材の融通、電力の緊急融通に努める。

オ 災害復旧

復旧計画の策定及び実施に当たっては、災害状況、各施設及び設備の被害状況並びに被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行うことを基本とする。

なお、原則として、病院、交通・通信・報道機関、水道・官公庁等の公共機関、指定避難所、その他重要施設への供給設備を優先的に復旧する。

第2項 住宅応急対策計画

1 応急仮設住宅の供与

(1) 実施責任者

ア 応急仮設住宅の設置に関する計画の樹立と実施は、町長が行う。

イ 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は、知事が行う。ただし、権限の一部を委任された場合又は知事の実施を待つことができない場合は、町長が行うとともに県に報告する。

(2) 知事が災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与

ア 応急仮設住宅の設置は、次の基準で設置する。

(ア) 設置予定場所

応急仮設住宅の設置場所は、町の公有地とするが、私有地の場合は所有者と町の間賃貸借契約を締結するものとし、その場所は飲料水が得やすくライフラインとの接続が容易な保健衛生上適当な場所とするとともに、防火水槽等の消防水利を確保する。

特に、町長は、あらかじめ応急仮設住宅の建設地を予定しておくよう努めることとし、生活の実態に即した用地の提供に積極的に協力する。

(イ) 建物の規模等

1戸あたりの面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和35年岡山県規則第23号）別表第1に定める基準とする。

なお、町が設置する場合において建設資材の町外調達により、限度額での施行が困難な場合は県に要請し知事の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。

(ウ) 建物完了予定日数及び供与期間

災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与期間は、完成の日から2年以内とする。

イ 入居基準

住宅が全焼、全壊又は流失した者で、居住する住宅がなく、自らの資力では、住宅を確保することのできない者であること。

ウ 応急仮設住宅の入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、原則として町が行う。

エ 管理

応急仮設住宅の管理は、原則として町が行う。

なお、運営にあたっては、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物（特定動物を除く）の受入れに配慮する。

オ 協力要請

町は、応急仮設住宅の建設及び業者の選定にあたっては、関係団体に対して協力要請をする。

2 被災住宅の応急対策

(1) 被災住宅の応急修理

ア 被災住宅の応急修理については、原則として町が行うが、災害救助法が適用となった場合は、県と密接な連携の下に行う。

イ 応急修理の内容

(ア) 災害によって住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者であること。

(イ) 被災住宅の応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分について、災害の発生の日から3月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6月以内）に完

成する。

ウ 協力要請

町は、県の協力を得て、応急修理場所、戸数、規模等の把握を行い、被災住宅の応急修理にあたっては、社団法人岡山県建設業協会に対して協力を要請する。

(2) 住宅等に流入した土石等障害物の除去

ア 住宅等に流入した土石等障害物の除去については、原則として町が行うが、災害救助法が適用となった場合は、県と密接な連携の下に行う。

イ 土石等障害物の除去の内容

(ア) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことができない最小限度の部分について、災害の発生の日から10日以内に完了する。

(イ) 障害物除去の対象住宅に居住している者で、自らの資力では修理することができない者を対象とする。

3 被災住宅・被災宅地の応急危険度判定

地震が発生した場合は、地震等による二次災害の防止のため、岡山県被災建築物応急危険度判定士登録制度及び岡山県被災宅地危険度判定士登録制度を活用して、被災住宅等の危険度判定を速やかに行う。

4 公営住宅への一時入居

県及び町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）238条の4第7号に基づく目的外使用として公営住宅の空家に被災者を一時入居させることができる。

(1) 公営住宅への入居の調整

ア 公営住宅の空家情報収集と調整

県は、被災市町村以外の協力を得て、県内の公営住宅の空家を一時入居用住宅として提供できる戸数をとりまとめ、町に情報の提供を行い、統一窓口として戸数の割り当てや入居申込の調整業務を行う。

イ 入居基準

住宅が全壊、半壊、全焼、半焼又は一部損壊した罹災証明書のある者で、現に居住する住宅がない者。

ウ 使用期間

町営住宅については、奈義町町営住宅条例（平成9年条例第25号）6条例外入居に定めるところにより、それぞれ1年を超えない範囲内で行政財産の目的外使用として使用を許可する。

エ 他県への協力要請

県内での公営住宅の確保ができない場合は、他の都道府県に一時入居用の公営住宅の提供要請を行う。

(2) 特例による入居者の取扱い

ア 特例入居

被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する公営住宅への特例入居資格を有する者には、特例入居で対応する。

イ 特例入居の調整と斡旋

県は、被災市町村以外の協力を得て、県内の公営住宅の特例入居での受け入れ可能戸数を取り

まとめ、町に情報の提供を行い、統一窓口としての調整業務を行う。

また、他の都道府県の公営住宅の空き家情報を把握して町に斡旋する。

(3) 住宅応急支援窓口の設置

町は、県との連携を図り、住宅確保や個人住宅の支援策など住宅に関する総合的な窓口をできるだけ被災地域内に設置し、相談業務を行う。

町は、被災者の利便を考慮し、できるだけ被災地域内又はその隣接地に、住宅の応急修理、障害物の除去、被災住宅の危険度判定、公営住宅への一時入居、仮設住宅への入居等、個人住宅への支援策や住宅確保に関する相談窓口を設置し、住宅相談に応じる。

5 建設資機材の調達

町は、住宅応急対策に必要な建設資機材の調達を行う。

不足する場合は、県に協力を求め、県は、建設業界等の関連業界、他県及び国に対して速やかに協力要請を行う。

6 関係業界との協力

町は、住宅応急対策に関し、関係業界との協力事項及び要請方法等について、個々の団体と協力体制の確立を図る。なお、必要な場合は協定の締結を行う。

7 民間賃貸住宅等の活用

民間賃貸住宅の空き家情報や仲介・あっせんに関する業界団体と協力し、これら民間団体が有するネットワーク情報を町が利用できる体制を整備する。

被災地域が広範囲にわたる場合は、周辺市町村の協力や連携を図るための調整を行う。

また、雇用促進住宅や社宅等も有効活用できるよう関係部局を通じて協力を求める。

第3項 公共施設等応急対策計画

1 復旧体制の整備

(1) 県、町及びその他の公共施設管理者は、(社)岡山県建設業協会など関係団体との協定に基づき人員や資機材の確保を図り、迅速な復旧作業を行う。

(2) 各公共施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の複製を分散保存するなどバックアップシステムの整備に努める。

2 各公共施設毎の応急復旧計画

(1) 河川施設の応急対策

町及びその他の河川管理者は、地震発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努めるとともに、施設の性格や被害の状況に応じた効果的な応急対策に努める。

(2) 砂防施設等の応急対策

町は、地震発生後直ちに砂防施設、治山施設及び土砂災害危険箇所の緊急点検を行い、被害状況の把握に努め、不安定土砂の除去、仮設防護棚の設置、ビニールシートの設置など、被害状況に応じたできる限りの応急工事を実施する。

また、調査の結果、危険性が高いと判断された箇所について、危険箇所マップを作成し、関係住民に周知するとともに、必要に応じて土砂流動監視装置の設置などにより、適切な警戒避難体制の整備を図る。

さらに、関係機関が一体となった総合的な土砂災害対策を推進するため、岡山県総合土石流災害対策等推進連絡会を積極的に活用する。

(3) ため池施設の応急対策

町は、地震発生後直ちにため池施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努め、施設決壊による周辺地域への災害防止のために、ビニールシートや土のうなどによる応急復旧を行い、被害の程度によっては、速やかに放水の処置をとる。

(4) 公共建築物の応急対策

官公庁舎、学校施設、病院及びその他の公共施設については、災害対策の指令基地や避難施設などとしての利用が想定されることから、各管理者において、被災建築物応急危険度判定士など専門技術者を活用し、施設の緊急点検を実施し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保を図る。

3 交通施設の応急復旧計画

道路施設の応急対策

- (1) 各道路管理者は、地震発生後直ちに、あらかじめ指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、地震の発生地域や被害状況を勘案したうえで、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。
- (2) この場合、二車線復旧を原則とするが、やむを得ない場合には、一車線とし、適当な場所に待避所を設けるとともに、橋梁については、必要に応じて仮設橋梁の設置を検討する。
- (3) 道路管理者は、(社)岡山県建設業協会など関係団体との間に応援協定等に基づき、障害物の除去や応援復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。
- (4) 道路管理者及び県警察は、啓開作業を実施するにあたり、路上の障害物の除去が必要な場合には、消防機関及び自衛隊等の協力を得て実施する。

第4章 地震災害復旧・復興計画

第1節 復旧・復興計画

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、町及び県が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第1項 地域の復旧・復興の基本方向の決定

- 1 町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決も図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。
- 2 被災地の復旧・復興は、町が主体となって、住民の意向を尊重しつつ協働して計画的に行う。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害のある人、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。
- 3 観光地や農作物などへの風評被害を防ぐため、関係機関と連携しながら、正確な被害情報等を迅速かつ的確に発信する。
- 4 町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県及び他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。

第2項 被災者等の生活再建等の支援

1 基本方針

町及び県は、被災者の生活再建に向け、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる。

町及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

また、被災者の救済及び自立支援や被災地域の総合的な復旧・復興対策等を推進するため、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

2 住まいの確保

復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するほか、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく、「自然災害債務整理ガイドライン」など支援制度の情報提供や、恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するとともに、必要に応じて災害公営住宅の建設を検討する。

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、

住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

3 生活資金等の支給等

被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。また、支援金の支給を迅速かつ的確に行うため、申請に係る業務の実施体制の整備等を図る。

被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際には、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう必要な措置を講じる。

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行う。

また、県独自の支援措置として、県死亡弔慰金、県災害見舞金、子ども災害見舞金の支給を行う。

必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等の被災者の負担軽減を図る。

4 被災者の見守り、相談支援等

町は、応急仮設住宅に入居する被災者等が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、必要に応じて、関係機関と連携しながら、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援等を行い、県がその取組を支援する。

5 被災者等の中長期的な心のケア

災害復興期においては心的外傷後ストレス障害(PTSD)症状や生活再建プロセスで生じる二次的ストレスにより心身の変調が生じてくる事が多く、精神疾患に関する相談支援や被災者の心のケアに当たる支援者の支援などの強化が必要である

町は、精神健康相談、仮設住宅入居者等への訪問支援などの個別支援をはじめとした心のケアに関する施策を実施する。この際、必要に応じ県の人的・技術的な支援を活用する。

6 雇用の確保等

町及び県は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせ実施する。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

7 迅速な罹災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明の交付の体制を確立し、速やかに住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明を交付する。また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

県は、町に対し家屋の被害認定の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の家屋被害認定の迅速化を図る。

8 情報、サービスの提供等

被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった県、町及び避難先の県、市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

町は、必要に応じて個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成及び活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

第3項 被災中小企業の復興の支援

1 基本方針

町は、被災中小企業の復興に向け、商工会等と連携しながら状況に合った支援を講じる。

2 対 策

復興の支援

(1) 相談窓口の設置

町は、産業振興課内に中小企業相談窓口を設置し、岡山県中小企業支援センター（岡山県産業振興財団内）と連携しつつ、発災直後から相談対応を行う。

また、商工会が設置する相談窓口等での支援制度について情報提供を行う。

(2) 対策会議の開催

町は、被災企業の現況や関係機関（国・県・金融機関等）が実施する支援策等の情報を共有するため、必要に応じて企業対策会議を開催する。

第4項 公共施設等の復旧・復興計画

1 基本方向の決定

町は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、公共施設等の復旧にあたっては、実状に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能確保に努めることとし、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案したうえで、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興についても検討する。

2 迅速な復旧事業計画の作成

町は、公共施設等の復旧にあたっては、事前協議制度や総合単価制度などの活用を図り、早急な災害査定に努めるとともに、迅速な復旧を目標とした復旧計画を策定し、緊急度の高いものから順次復旧していく。

また、再度の災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

3 さらに災害に強いまちづくり計画の作成

町は、被害想定を踏まえ、平常時から復興段階におけるまちづくりに必要な施策の検討、住民合意プロセスを含めた事業実施の手順等を整理した指針やガイドラインを作成するなど、計画的な復興に備えることが重要である。また、公共施設等の復旧にあたっては、被災状況、地域の特性及び関係公共施設管理者の意向等を勘案し、必要と判断した場合には、可及的速やかに、さらに災害に強い復興計画を作成する。

4 関係住民の意向の尊重

町は、復興計画を作成する場合には、従来の地域構造が大幅に変更になることが予想されることから、関係住民の意向を尊重し計画に反映させるよう努めることとし、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール等についての情報を積極的に住民へ提供する。

5 学校とまちづくりの連携

町は、被災した学校施設の復興にあたり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

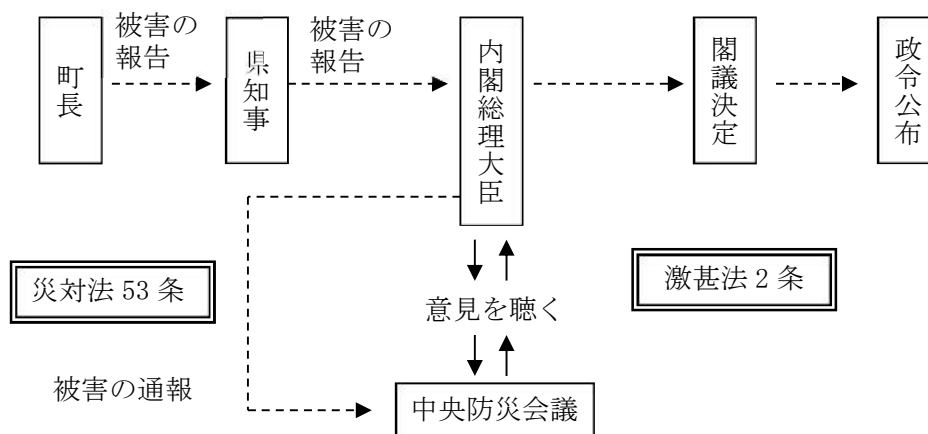
第5項 激甚災害の指定に関する計画

1 被害状況の収集

激甚法による国の激甚災害の指定は、激甚法等に規定する基準を満たす都道府県及び市町村について、必要と認められる措置を個別に政令において指定することとなっており、県及び町においては、国の早期指定のためにも、各種施設毎の正確かつ迅速な情報の収集を行う必要がある。

町は、町の区域内の被害状況の収集に努め、県が行う調査等について協力する。

(激甚災害指定のフロー)



第2節 財政援助等

第1項 災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画

1 法律等により一部負担又は補助するもの

災害復旧事業については、個別の法律により国が全部又は一部を負担し、又は補助することとなっており、その対象となる事業は次のとおりであり、これら事業を積極的に活用することにより、迅速な施設復旧を図る。

(1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法

- ウ 公営住宅法
 - エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
 - オ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - カ 予防接種法
 - キ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
 - ク 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
 - ケ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律
- (2) 要綱等
- ア 公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱
 - イ 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱
- 2 激甚災害に係る財政援助措置
- 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下この項において「激甚法」という）に基づき激甚災害の指定を受けた場合には、各復旧事業に関する特別の財政援助措置がとられることとなっており、その対象は次のとおりとなっており、県及び町は被害の状況を速やかに調査し、国との連絡を密にし、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努める。
- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅等災害復旧事業
 - オ 児童福祉施設災害復旧事業
 - カ 老人福祉施設災害復旧事業
 - キ 感染症予防事業
 - ク 堆積土砂排除事業(公共的施設区域内、公共的施設区域外)
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
- ア 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - エ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - オ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - カ 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に対する特別の助成
- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助措置
- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び父子並びに寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例

- オ 水防資機材費の補助の特例
- カ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- キ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第2項 災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金計画

1 個人被災者への融資等

地震により被害を受けた個人の生活の安定のため、県、町その他の関係機関は次の生活支援策を実施する。

(1) 災害弔慰金の支給(町)

地震により死亡した者の遺族に対して町を通じて災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金の支給(町)

地震により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して町を通じて災害障害見舞金を支給する。

(3) 被災者生活再建支援金(町)

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

(4) 県死亡弔慰金、県災害見舞金の支給(県)

自然災害により死亡した者の遺族に対して県死亡弔慰金を支給する。また、自然災害により住家が全壊した場合その世帯主に対して、県災害見舞金を支給する。

(5) 子ども災害見舞金の支給(県)

自然災害により、主に居住の用に供している建物が全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水のいずれかの被害を受けた子どもを養育している者に、県は子ども災害見舞金を支給する。

(6) 災害援護資金の貸付(町)

地震により被害を受けた世帯の世帯主に対して町を通じて災害援護資金を貸付ける。

(7) 生活福祉資金の貸付

地震により被害を受けた低所得者に対して、速やかに自立更生させるため、県社会福祉協議会を通じて、生活福祉資金を貸付ける。

(8) 母子父子福祉資金の貸付

地震により被害を受けた母子又は父子世帯及び児童に対して、県及び町は母子福祉資金を貸付ける。

(9) 公的負担の免除等

町においては、被災状況等を勘案し、必要に応じて地方税の期限の延長、徴収猶予及び減免の措置をとることとし、国、県に対しても同様の措置を行うよう要請する。

(10) 罹災証明書の交付

町においては、上記の支援策を早期に実施するため、地震発生後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に対して罹災証明書を交付する。

(11) 被災者への広報

町においては、被災者の自立に対する援助、助成措置について、被災者へ支援施策の周知に努め、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

2 被災中小企業への融資等

地震により被害を受けた中小企業者の再建を促進するため、商工組合中央金庫及び日本政策金融公庫の融資並びに岡山県中小企業振興資金の貸付けにより施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう町は次の措置を実施する。

- (1) 中小企業関係の被害状況、資金需要等について調査し、その現状の早期の把握に努め、政府及び政府関係金融機関等に対し、融資の協力を要請する。
- (2) 金融機関に対し、被害の状況に応じ、貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について要請する。
- (3) 信用保証協会の保証枠の拡大を要請し、資金の円滑化を図る。
- (4) 特別融資制度の創設、既往債務の負担軽減、税制上の特別措置などについて国に要請する。
- (5) 町及び中小企業関係団体を通じて特別措置の中小企業者への周知徹底を図るとともに、経営相談窓口を充実させ、中小企業者の経営指導に努める。
- (6) 岡山県中小企業振興資金融資制度(災害資金)による貸付けを優先的に行うよう県に要請する。
- (7) 国、県及び町は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災企業等広報するとともに、相談窓口等を設置する。

3 農林漁業関係者への融資等

地震により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、災害復旧資金の融資等を中心に町は次の措置を実施する。

- (1) 天災被害農林業者に対する資金の融通に関する暫定措置法による経営資金等の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償を実施する。
- (2) 日本政策金融公庫法に基づく融資の斡旋を実施する。
- (3) 農業災害補償法に基づく農業共済団体等に対し災害補償業務の迅速、適正化を図るよう要請する。

4 住宅関連融資等

町は、被災地における損壊家屋の状況を調査し、住宅金融支援機構の規定による次の資金の融通が適用される場合には、地震により住宅に被害を受けた者に対して、当該資金の斡旋を行う。

- (1) 災害復興住宅資金
- (2) 地すべり等関連住宅資金
- (3) 宅地防災工事資金
- (4) 産業労働者住宅資金
- (5) マイホーム新築資金
- (6) リフォームローン

第3項 義援金品等の配分計画

県、町及び日本赤十字社、報道機関等の義援金収集体は、義援金配分委員会を組織し、当該災害にかかる全ての義援金品の使用・配分について協議し、決定する。その際、配分方法を工夫するなどして、できるだけ迅速な配分に努める。

第3節 復旧・復興推進本部

1 復旧・復興推進本部の設置

県は、地震により被害を受けた地域が県内で相当の範囲に及び、かつ、震災からの復旧・復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受け、復旧・復興を推進するため特別の必要があると認める場合は、被災後速やかに復旧・復興推進本部を設置する。

復旧・復興推進本部は、被害の状況、被災地域の特性等を勘案しながら、復旧・復興に向けた全体像を県民に明確に示すとともに、復旧・復興事業を計画的に推進する。

2 復旧・復興推進本部の役割及び災害対策本部との関係

復旧・復興推進本部は、復旧・復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に推進する組織であり、災害応急・復旧対策を臨時的、機動的に実施する災害対策本部とは、その目的と機能を異にする。

しかしながら、復旧・復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に徐々に進行していくものであるため、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、復旧・復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。

3 復旧・復興推進本部の組織

本部長 知事

副本部長 副知事

本部長 危機管理監、知事室長、総合政策局長、総務部長、県民生活部長、環境文化部長、保健福祉部長、産業労働部長、農林水産部長、土木部長、出納局長、公営企業管理者、教育長、警察本部長

第4節 復興方針等の策定

1 復興方針の決定

県は、大規模災害からの復興に関する法律が適用される大規模災害を受けた地域において、被害の状況、被害地域の特性等を踏まえ、長期的かつ計画的に復興が図られるよう、被災後速やかに同法第9条に基づき県の復興方針を定め、遅滞なく、公表するとともに、関係市町村長に通知し、かつ、内閣総理大臣に報告する。

県の復興方針には次に掲げる事項を定める。

- (1) 大規模災害からの復興の目標に関する事項
- (2) 大規模災害から復興のために県が実施すべき施策に関する方針
- (3) 県における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本方向その他当該大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
- (4) その他、大規模災害からの復興に関し必要な事項

2 復興計画の策定

県は、必要な場合は、迅速に復興が図られるよう復興における最上位計画として復興計画を策定する。この復興計画では、国の復興基本方針及び県の復興方針に即して、基本理念や基本目標など復興の全体像を県民に明らかにする。

また、地域が一体となって復興を進めるためには、地域の合意形成が必要不可欠であることから、復興計画の策定に当たっては、専門的知見を有する有識者に意見を求めるとともに、町、住民、事業者等から幅広く意見を聴くこととし、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進に努める。

併せて、国や関係機関等の復興計画等と整合を図る。

3 復興計画の内容

復興計画の内容は、災害の規模、被災の状況等を踏まえ定めることとするが、基本的に次の事項を記載する。

- (1) 復興に関する基本方針
- (2) 復興に関する基本目標
- (3) 復興計画の目標年次、手順
- (4) 復興計画の対象地域
- (5) 復興に関する施策、復興事業
- (6) 復興事業の進行管理

復興計画に加え、本部長が必要と認めるときは、個別の分野ごとの復興計画の策定を検討する。

4 復興財源の確保

県は災害の復旧、復興対策を迅速かつ的確に実施するため、必要な財源確保を図るとともに、激甚災害の指定、災害復旧に係る補助や起債充当率の引き上げ、復興に係る特別交付税措置、復興基金の設置など十分な支援を国へ要望する。

第5節 町復興本部の設置及び町復興計画

1 町復興推進本部の設置

町は、大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。

2 町復興計画

町は、迅速に復興が図れるよう、大規模災害からの復興に関する法律が適用される大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、同法第10条に基づく復興計画を策定することができる。

町の復興計画は、国の復興基本方針及び県の復興方針に即して、県と共同で策定することができる

町は、国や県、関係機関の計画やそれに基づく取組とも整合が図れるよう調整する。

町は、復興計画を策定する場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を住民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について定める。また、計画の策定過程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努める。

(1) 復興計画の区域

(2) 復興計画の目標

(3) 町の人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項

(4) 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項

(5) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項

(6) 復興計画の期間

(7) その他復興事業の実施に関し必要な事項

奈義町地域防災計画の作成・修正の経緯

平成 9年 3月	奈義町地域防災計画の作成
平成12年 3月	〃 の一部修正
平成18年 7月	〃 の一部修正
平成26年 3月	〃 の一部修正
平成27年 3月	〃 の一部修正
令和 2年 3月	〃 の一部修正
令和 3年 1月	〃 の一部修正
令和 4年 1月	〃 の一部修正
令和 4年12月	〃 の一部修正

奈義町地域防災計画

令和 4年12月 発行

編集
発行 奈義町防災会議

(奈義町防災会議事務局)

奈義町役場 総務課

〒708-1392 岡山県勝田郡奈義町豊沢 306-1

T E L 0868-36-4111

F A X 0868-36-4009